

目 次

第1号（9月22日）

告 示

..... 1

応招議員

..... 1

議事日程

..... 3

本日の会議に付した事件

..... 5

出席議員

..... 8

欠席議員

..... 8

事務局職員出席者

..... 8

説明のため出席した者の職氏名

..... 8

開 会	
.....	9
会議録署名議員の指名	
.....	9
会期の決定	
.....	10
諸般の報告	
.....	11
町長提出第167号議案	
.....	13
町長提出第168号議案	
.....	13
町長提出第169号議案	
.....	13
町長提出第170号議案	
.....	13
町長提出第171号議案	
.....	13

町長提出第 1 7 2 号議案	
.....	1 3
町長提出第 1 7 3 号議案	
.....	1 3
町長提出第 1 7 4 号議案	
.....	1 3
町長提出第 1 7 5 号議案	
.....	1 3
町長提出第 1 7 6 号議案	
.....	1 3
町長提出第 1 7 7 号議案	
.....	1 3
町長提出第 1 7 8 号議案	
.....	1 3
町長提出第 1 7 9 号議案	
.....	1 3
町長提出第 1 8 0 号議案	
.....	1 3

町長提出第 1 8 1 号議案	
.....	1 3
町長提出第 1 8 2 号議案	
.....	1 3
町長提出第 1 8 3 号議案	
.....	2 0
町長提出第 1 8 4 号議案	
.....	2 1
町長提出第 1 8 5 号議案	
.....	2 2
町長提出第 1 8 6 号議案	
.....	2 2
町長提出第 1 8 7 号議案	
.....	2 2
町長提出第 1 8 8 号議案	
.....	2 2
町長提出第 1 8 9 号議案	
.....	2 2

町長提出第 1 9 0 号議案	
.....	2 2
町長提出第 1 9 1 号議案	
.....	2 2
町長提出第 1 9 2 号議案	
.....	2 6
町長提出第 1 9 3 号議案	
.....	2 6
町長提出第 1 9 4 号議案	
.....	2 6
町長提出第 1 9 5 号議案	
.....	2 6
町長提出第 1 9 6 号議案	
.....	2 6
町長提出第 1 9 7 号議案	
.....	2 6
町長提出第 1 9 8 号議案	
.....	2 6

町長提出第 1 9 9 号議案	
.....	2 6
町長提出第 2 0 0 号議案	
.....	2 7
町長提出第 2 0 1 号議案	
.....	4 2
散 会	
.....	4 9
署 名	
.....	5 0

第 2 号（9 月 2 5 日）

議事日程	
.....	5 1
本日の会議に付した事件	
.....	5 1
出席議員	
.....	5 1

欠席議員 5 1

..... 5 1

事務局職員出席者 5 2

..... 5 2

説明のため出席した者の職氏名 5 2

..... 5 2

開 議 5 2

..... 5 2

会議録署名議員の指名 5 2

..... 5 2

一般質問 5 2

..... 5 2

9 番 中岡 誠君 5 3

..... 5 3

1 2 番 道信 俊昭君 6 3

..... 6 3

7 番 青木登志男君 7 2

..... 7 2

4 番 青木 克弥君
..... 8 0

1 4 番 竹内志津子君
..... 9 8

1 7 番 藤井貴久男君
..... 1 2 0

延 会
..... 1 3 1

署 名
..... 1 3 2

第3号（9月26日）

議事日程
..... 1 3 3

本日の会議に付した事件
..... 1 3 5

出席議員
..... 1 3 8

欠席議員

..... 1 3 8

事務局職員出席者

..... 1 3 8

説明のため出席した者の職氏名

..... 1 3 8

開 議

..... 1 3 9

会議録署名議員の指名

..... 1 3 9

一般質問

..... 1 3 9

3 番 沖田 守君

..... 1 3 9

町長提出第 1 6 7 号議案

..... 1 5 4

町長提出第 1 6 8 号議案

..... 1 5 5

町長提出第 1 6 9 号議案	
..... 1 5 6	
町長提出第 1 7 0 号議案	
..... 1 5 7	
町長提出第 1 7 1 号議案	
..... 1 5 8	
町長提出第 1 7 2 号議案	
..... 1 5 9	
町長提出第 1 7 3 号議案	
..... 1 5 9	
町長提出第 1 7 4 号議案	
..... 1 6 0	
町長提出第 1 7 5 号議案	
..... 1 6 6	
町長提出第 1 7 6 号議案	
..... 1 6 7	
町長提出第 1 7 7 号議案	
..... 1 6 8	

町長提出第 1 7 8 号議案	
..... 1 6 9	
町長提出第 1 7 9 号議案	
..... 1 7 2	
町長提出第 1 8 0 号議案	
..... 1 7 3	
町長提出第 1 8 1 号議案	
..... 1 7 6	
町長提出第 1 8 2 号議案	
..... 1 7 9	
町長提出第 1 8 3 号議案	
..... 1 8 0	
町長提出第 1 8 4 号議案	
..... 1 8 2	
町長提出第 1 8 5 号議案	
..... 1 8 3	
町長提出第 1 8 6 号議案	
..... 1 9 8	

町長提出第 1 8 7 号議案	
.....	1 9 8
町長提出第 1 8 8 号議案	
.....	1 9 9
町長提出第 1 8 9 号議案	
.....	2 0 0
町長提出第 1 9 0 号議案	
.....	2 0 3
町長提出第 1 9 1 号議案	
.....	2 0 4
文教民生常任委員会所管事務調査報告について	
.....	2 0 5
経済常任委員会所管事務調査報告について	
.....	2 1 0
発議第 4 号	
.....	2 1 3
発議第 5 号	
.....	2 1 3

請願第 3 号	
..... 2 1 4	
請願第 4 号	
..... 2 1 5	
請願第 5 号	
..... 2 1 7	
請願第 6 号	
..... 2 1 8	
議員提出意見書第 3 号	
..... 2 1 9	
議員提出意見書第 4 号	
..... 2 2 0	
散 会	
..... 2 2 2	
署 名	
..... 2 2 3	

議事日程

..... 2 2 5

本日の会議に付した事件

..... 2 2 6

出席議員

..... 2 2 7

欠席議員

..... 2 2 7

事務局職員出席者

..... 2 2 8

説明のため出席した者の職氏名

..... 2 2 8

開 議

..... 2 2 8

会議録署名議員の指名

..... 2 2 8

町長提出第 1 9 2 号議案

..... 2 2 8

町長提出第 1 9 3 号議案	
.....	2 2 9
町長提出第 1 9 4 号議案	
.....	2 2 9
町長提出第 1 9 5 号議案	
.....	2 2 9
町長提出第 1 9 6 号議案	
.....	2 2 9
町長提出第 1 9 7 号議案	
.....	2 2 9
町長提出第 1 9 8 号議案	
.....	2 2 9
町長提出第 1 9 9 号議案	
.....	2 2 9
町長提出第 2 0 0 号議案	
.....	2 2 9
町長提出第 2 0 1 号議案	
.....	2 2 9

町長提出報告第 5 号	
..... 2 5 0	
町長提出報告第 6 号	
..... 2 5 2	
町長提出報告第 7 号	
..... 2 5 3	
町長提出報告第 8 号	
..... 2 5 5	
町長提出報告第 9 号	
..... 2 5 6	
町長提出報告第 1 0 号	
..... 2 5 6	
町長提出報告第 1 1 号	
..... 2 5 7	
常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件	
..... 2 5 7	
議会運営委員会の閉会中の所管事務の調査の件	
..... 2 5 8	

閉 会

..... 2 5 8

署 名

..... 2 6 0

津和野町告示第 65 号

平成 18 年第 6 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 18 年 9 月 12 日

津和野町長

中島 巖

1 期 日 平成 18 年 9 月 22 日

2 場 所 津和野町役場 日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

村上 義一君

下森 博之君

沖田 守君

青木 克弥君

平野 均君

河田 隆資君

青木登志男君

原 秀君

中岡 誠君

須川 正則君

滝元 三郎君

道信 俊昭君

斎藤 和巳君

竹内志津子君

板垣 敬司君

村上 英喜君

藤井貴久男君

後山 幸次君

○ 9 月 25 日に応招した議員

○ 9 月 26 日に応招した議員

○ 10 月 17 日に応招した議員

○ 応招しなかった議員

平成 18 年 第 6 回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第
1 日）

平成 18 年 9 月

22 日（金曜日）

議事日程（第 1 号）

平成 18 年 9 月 22 日 午

前 9 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 167 号議案 津和野町職員定数条例の一部改
正について

日程第 5 町長提出第 168 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬

及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第 6 町長提出第 169 号議案 島根県後期高齢者医療広域連合
設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関す
る条例の設定について

日程第 7 町長提出第 170 号議案 津和野町消防団条例の一部改正
について

日程第 8 町長提出第 171 号議案 津和野町消防団員の定員、任免、
給与、服務等に関する条例の一部改正について

日程第 9 町長提出第 172 号議案 津和野町非常勤消防団員に係る
退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第 10 町長提出第 173 号議案 津和野町消防団員等公務災害
補償条例の一部改正について

日程第 11 町長提出第 174 号議案 旧津和野町若者定住促進条例
の一部改正について

日程第 12 町長提出第 175 号議案 津和野町福祉医療費助成条例
の一部改正について

日程第 13 町長提出第 176 号議案 津和野町乳幼児等医療費助成
条例の一部改正について

日程第 14 町長提出第 177 号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 15 町長提出第 178 号議案 津和野町水道事業の設置等に関する条例等の廃止について

日程第 16 町長提出第 179 号議案 津和野町水道審議会条例の一部改正について

日程第 17 町長提出第 180 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について

日程第 18 町長提出第 181 号議案 津和野地区水道基金条例の設定について

日程第 19 町長提出第 182 号議案 津和野町監査委員条例の一部改正について

日程第 20 町長提出第 183 号議案 平成 18 年度中曽野簡易水道区域拡張工事請負契約の締結について

日程第 21 町長提出第 184 号議案 鹿足郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について

日程第 22 町長提出第 185 号議案 平成 18 年度津和野町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 23 町長提出第 186 号議案 平成 1 8 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 24 町長提出第 187 号議案 平成 1 8 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 25 町長提出第 188 号議案 平成 1 8 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 26 町長提出第 189 号議案 平成 1 8 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 27 町長提出第 190 号議案 平成 1 8 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 28 町長提出第 191 号議案 平成 1 8 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 29 町長提出第 192 号議案 平成 1 7 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 30 町長提出第 193 号議案 平成 1 7 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 31 町長提出第 194 号議案 平成 1 7 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 32 町長提出第 195 号議案 平成 17 年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 33 町長提出第 196 号議案 平成 17 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 34 町長提出第 197 号議案 平成 17 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 35 町長提出第 198 号議案 平成 17 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 36 町長提出第 199 号議案 平成 17 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 37 町長提出第 200 号議案 平成 17 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 38 町長提出第 201 号議案 平成 17 年度津和野町水道事業決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 167 号議案 津和野町職員定数条例の一部改正について

日程第 5 町長提出第 168 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第 6 町長提出第 169 号議案 島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関する条例の設定について

日程第 7 町長提出第 170 号議案 津和野町消防団条例の一部改正について

日程第 8 町長提出第 171 号議案 津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日程第 9 町長提出第 172 号議案 津和野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第 10 町長提出第 173 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 11 町長提出第 174 号議案 旧津和野町若者定住促進条例の一部改正について

日程第 12 町長提出第 175 号議案 津和野町福祉医療費助成条例
の一部改正について

日程第 13 町長提出第 176 号議案 津和野町乳幼児等医療費助成
条例の一部改正について

日程第 14 町長提出第 177 号議案 津和野町国民健康保険条例の
一部改正について

日程第 15 町長提出第 178 号議案 津和野町水道事業の設置等に
関する条例等の廃止について

日程第 16 町長提出第 179 号議案 津和野町水道審議会条例の一
部改正について

日程第 17 町長提出第 180 号議案 津和野町簡易水道事業給水条
例の一部改正について

日程第 18 町長提出第 181 号議案 津和野地区水道基金条例の設
定について

日程第 19 町長提出第 182 号議案 津和野町監査委員条例の一部
改正について

日程第 20 町長提出第 183 号議案 平成 18 年度中曽野簡易水道
区域拡張工事請負契約の締結について

日程第 21 町長提出第 184 号議案 鹿足郡養護老人ホーム組合の
共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について

日程第 22 町長提出第 185 号議案 平成 1 8 年度津和野町一般会
計補正予算（第 2 号）

日程第 23 町長提出第 186 号議案 平成 1 8 年度津和野町電気通
信事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 24 町長提出第 187 号議案 平成 1 8 年度津和野町国民健
康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 25 町長提出第 188 号議案 平成 1 8 年度津和野町介護保
険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 26 町長提出第 189 号議案 平成 1 8 年度津和野町簡易水
道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 27 町長提出第 190 号議案 平成 1 8 年度津和野町下水道
事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 28 町長提出第 191 号議案 平成 1 8 年度津和野町農業集
落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 29 町長提出第 192 号議案 平成 1 7 年度津和野町一般会
計歳入歳出決算の認定について

日程第 30 町長提出第 193 号議案 平成 17 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 31 町長提出第 194 号議案 平成 17 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 32 町長提出第 195 号議案 平成 17 年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 33 町長提出第 196 号議案 平成 17 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 34 町長提出第 197 号議案 平成 17 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 35 町長提出第 198 号議案 平成 17 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 36 町長提出第 199 号議案 平成 17 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 37 町長提出第 200 号議案 平成 17 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 38 町長提出第 201 号議案 平成 17 年度津和野町水道事業決算の認定について

出席議員（18 名）

1 番 村上 義一君

2 番 下森 博之君

3 番 沖田 守君

4 番 青木 克弥君

5 番 平野 均君

6 番 河田 隆資君

7 番 青木登志男君

8 番 原 秀君

9 番 中岡 誠君

10 番 須川 正則君

11 番 滝元 三郎君

12 番 道信 俊昭君

13 番 斎藤 和巳君

14 番 竹内志津子君

15 番 板垣 敬司君

16 番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 助役

松浦 秀信君

助役 沖田 修君 教育長

斎藤 数弘君

参事 水津 正君 総務住民課長

山岡 浩二君

行財政対策課長 斎藤 誠君 情報企画課長

大庭 義弘君

健康福祉課長 長嶺 常盤君 商工観光課長

右田 基司君

農林課長 大庭 郁夫君 建設課長

長嶺 雄二君

地籍調査課長 安見 隆義君 環境生活課長

坂根 敏夫君

教育次長 水津 良則君 教育次長

広石 修君

代表監査委員 …………… 渡邊 博君

午前 9 時 00 分開会

○議長（後山 幸次君） 改めまして、おはようございます。

黄金の田んぼにわたる風も涼しさを感じる季節になってまいりました。

今月 6 日には、秋篠の宮妃紀子様が第 3 子を御出産になり、皇室では 41 年ぶりの男子出生で、皇位継承順位第 3 位となられたわけでございます。お名前も悠仁親王様と御命名になり、天皇と皇族で構成されます皇室は 23 名になられたわけでございます。悠仁親王様の御生誕を祝しまして、澄田県知事、また、島根県議会本会議でも、出席議員全員で賀詞法典を行うことを決めておられます。私たち国民も衷心よりお喜びを申し上げたいと存じます。まことにめでたいことでございます。

本日、平成 18 年第 6 回津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけいただきまして、ありがとうございます。

本定例会は、決算認定、条例案件、平成 18 年度各会計補正予算など

について御審議いただくわけではありますが、皆様方の慎重な御審議を
よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております
ので、平成18年第6回定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きま
す。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番、滝元
三郎君、12番、道信俊昭君を指名いたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしまして、今定例会の会
期及び議事日程等について協議をいたしましたので、その結果につい
て委員長の報告を求めます。

11番、滝元三郎君。

○議会運営委員長（滝元 三郎君） 議会運営委員会協議報告書、議会
運営委員会を平成18年9月19日に開催し、今定例会の議会運営に
ついて協議しましたので、その結果を報告いたします。

今例会の会期は、本日9月22日から10月18日までの27日間
としたいと思います。

本日は、まず、議長より諸般の報告を受けた後、今回提出議案のうち
条例案件、契約案件、補正案件、その他案件について執行部より説明を
受けたいと思います。

続いて、決算について町長より説明を受け、監査委員の報告をいただ
き、監査委員に対する質疑終了後、決算審査特別委員会を設置し、これ
に審査を付託して、休会中の審査とし、延会したいと思います。

23日、24日は休会とします。

今回の一般質問は7人の22件ですので、25日、26日の2日間で
行いたいと思います。

26日は、一般質問終了後、決算認定を除く議案の質疑、討論、採決
を行い、文教民生常任委員長及び経済常任委員長から所管事務調査の
報告を受け、議員発議の審議を行い、請願等について所定の処理を行い、
散会したいと思います。

10月17日に本会議を再開し、決算審査特別委員長の報告を受け
た後、質疑、討論、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

翌18日を予備日としておきます。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

津和野町議会議長後山幸次様、議会運営委員長滝元三郎。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございます。

日程第２．会期の決定

○議長（後山 幸次君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日９月２２日から１０月１８日までの２７日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日９月２２日から１０月１８日までの２７日間と決定いたしました。

日程第３．諸般の報告

○議長（後山 幸次君） 日程第３、諸般の報告をいたします。

諸般の報告書

6月定例会以降

6月28日（水） 津和野町観光協会定例総会 議長他

7月 2日（日） 益田広域消防大会（町体） 議長

4日（火） 山口線利用促進協議会監査 議長

子鷺おどり保存会総会 議長

6日（木） 中国治水期成同盟会連合会総会（江津市） 議長

国保トップセミナー（松江市） 文教委員長他

2名

日原鮎まつり実行委員会 中岡委員・村上義

一委員

10日（月） 広報委員会

11日（火） 島根県町村監査委員協議会総会（松江市） 原
監査委員

萩津和野線道路改良促進期成同盟会等総会
（萩市） 議長

13日（木） 萩・石見空港利用拡大促進協議会総会（益田市）
議長

津和野町観光振興協議会 議長

鹿足郡議長会（吉賀町） 議長・副議長

広報委員会

14日（金） 全員協議会

16日（日） 津和野高校合同文化演奏会 議長

17日（月） 津和野地域婦人会いきいき親睦レクリエーション
大会 議長

25日（火） 原水爆禁止平和行進 議長

26日（水） 水曜会 議長

鹿足郡議長会新人議員研修会（吉賀町） 議長・新人議員2名

27日（木） 文教民生常任委員会所管事務調査 議長・文教
民生委員

29日（土） 益田駅前ビルEAGA竣工式（益田市） 議長
日原鮎まつり

30日（日） 鹿足郡旅館組合総会 議長

8月 1日（火） 旧堀氏庭園主屋等解体格納工事起工式 議長・
副議長・文教民生委員

4日 (金) 津和野町農政会議通常総会 議長

7日 (月) 夏まつり実行委員会 議長

9日 (水) 津和野町観光振興協議会 議長

11日 (金) 益田地区広域市町村圏事務組合議会 (益田市)

議長他

12日 (土) つわの鯉・恋・来いまつり

22日 (火) 第5回臨時会

23日 (水) 水曜会 議長

25日 (金) 文教民生常任委員会所管事務調査 議長・文教

民生委員

26日 (土) シルバー人材センター総会 議長

27日 (日) 鹿足郡ゲートボール大会 議長

31日 (水) 経済常任委員会所管事務調査 議長・経済委員

9月 2日 (土) 津高体育祭 議長

8日 (金) 秋の交通安全運動推進会議 議長

10日 (日) 新嘗祭抜穂式 議長他

広島日原会 副議長

11日 (月) 文教民生常任委員会所管事務調査 議長・文教

民生委員

15日（金） 一般質問締め切り

16日（土） ふれあい星の里まつり（特老） 議長

19日（火） 議会運営委員会

20日（水） 観光振興協議会 議長

視察関係

7月 5日（水） 松本市議会行政視察（6名） 議長・商工観光
課長

21日（金） 一関市議会行政視察（8名） 議長・農林課長

8月25日（金） 松浦市議会行政視察（6名） 議長・農林課担
当者

28日（月） 滑川町議会行政視察（7名） 議長・参事・商
工観光課長

6月定例会以降につきまして、諸般の報告書をお手元に配付いたし
ておりますので、御参照ください。

関係書類は事務局に保管しておりますので、必要の向きはごらんい
ただきたいと思います。

_____・_____・_____

日程第4．議第167号

日程第5．議第168号

日程第6．議第169号

日程第7．議第170号

日程第8．議第171号

日程第9．議第172号

日程第10．議第173号

日程第11．議第174号

日程第12．議第175号

日程第13．議第176号

日程第14．議第177号

日程第15．議第178号

日程第16．議第179号

日程第17．議第180号

日程第18．議第181号

日程第19．議第182号

○議長（後山 幸次君） 日程第4、議第167号津和野町職員定数条例の一部改正についてより日程第19、議第182号津和野町監査委

員条例の一部改正についてまで、以上16案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 改めておはようございます。

本日は定例議会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には繰り合わせおそろいで御出席をいただき、大変ありがとうございました。

先ほど議長さんから御あいさつがございましたように、先般、天皇家で御慶事がございました。心からお祝いを申し上げたいと思っております。

また、一昨日、政権要綱であります自由民主党の新しい総裁が決定をいたしましたわけですが、近く新しい内閣が発足するという日程になっておるわけですが、私どもは、この5年間、小泉政権のもとで、どちらかと言うと都市偏重、地方切り捨てにつながる政治が行われてまいったわけですが、新しい内閣のもとで、この間に生じた地域間の格差是正をぜひとも行っていただきたい、このように期待をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、新内閣が、この中山間僻地に対しても、温

かい政治の目を向けていただくように願ってやまないところであります。

さて、本定例会に、私どもの方から御提案をさせていただきます案件は、条例の設定案件が2件、条例の一部改正案件13件、条例の廃止案件1件、規約規定の変更案件1件、工事請負契約の締結案件1件、平成18年度一般会計外各会計の補正予算案件7件、平成17年度一般会計外各会計決算案件10件の、あわせて35案件であります。どうかよろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

さて、提案理由の説明に先立ちまして、私事にわたりまして大変恐縮でございますけども、お許しをいただきまして、一言ごあいさつをさせていただきますと思います。

町政上、何かと重要な課題が山積をいたしておりますさなかにもかかわりませず、このたびは思いがけない病気にかかりまして、急遽入院、手術をいたすはめとなりました。加療中、町議会の皆様を初め、町民の皆様方には大変御迷惑をおかけし、また、御心配をおかけいたしましたことを心からおわびを申し上げる次第でございます。

おかげをもちまして、術後の経過も順調で、過日退院をし、しばらく自宅で静養させていただいておりましたが、本日から公務に復帰をす

ることができることになりました。大変ありがたく、うれしく思っておりますのでございます。

今後は、体力の回復に努め、健康には十分留意をしながら、町政運営に一段と精慮いたしてまいりたい、このように考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

なお、療養中は御遠路お運びをいただきまして、励ましのお言葉やお見舞い等を数々賜りまして、まことにありがとうございました。この場をお借りいたしまして、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議第167号津和野町職員定数条例の一部改正についてでございますが、これは、10月1日から上水道会計が廃止されることに伴いまして、現在まで、公営企業務部局に配置をしております職員を町長部局に移すという内容のものでございます。

上水道会計の廃止につきましては、後ほど、数々の案件を御提案をさせていただくこととなりますが、従来、旧津和野町では、上水道会計は特別会計として、企業会計で処理をしてまいりましたが、最近の人口の流動、これによりまして、制度で定めております給水人口5,000人、

これを切る状況に至ったわけでございますが、そうした状況の中で国や県の指導もございまして、このたび、この企業会計、いわゆる上水道会計を廃止をいたしまして、簡易水道に統合をさせていただくと、こういうことに伴いましての一連の条例改正となるわけでございます。

続きまして、議第168号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてでございますが、これは、50人以上の事業所には、産業医という者を設置をしなけりゃならないという義務づけがなされております。合併をいたしまして、職員数も100名を超す大所帯となりました。

今日までは、必要に応じて、どこかの先生にお願いをして指導を受けるといったようなこともいたしておりましたが、今回、改めて産業医という者を条例の上で置かせていただくということにしたわけでございます。そのための、この産業医に対する報酬及び費用弁償等の支給について、条例にうたい込ませていただきたいという内容のものでございます。

続きまして、議第169号島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関する条例の設定についてでございますが、先般の臨時議会において、助役の方から

経過について御報告をさせていただいておるというふうに思いますが、このたび、国の医療制度が大幅に改正されまして、従来、各市町村で持っておりました高齢者医療保険というものを、今後は県全域で広域連合を立ち上げまして、そこで処理をすると、このようになったわけでございます。

したがいまして、現在、その設立準備委員会を立ち上げて準備に入っておりますが、この事務局に、津和野町から職員を1名派遣要請がございまして、もろもろ等検討いたしましたけども、やむを得ないという御判断のもとに、これを認めることにしたわけでございます。

したがいまして、9月1日付で派遣をすることにいたしました職員1名に対する、いわゆる赴任手当であるとか、住居手当であるとか、そうしたものの支給ができるための特別の条例をお願いをしたいという内容のものでございます。

なお、もろもろの手当等を要するわけでございますが、これらの財源手当につきましては、県の町村を代表して津和野町から派遣するわけでございますので、それなりの負担を他に求めてまいる、そういう考えでございます。

続きまして、議第170号津和野町消防団条例の一部改正について

でございますが、これは、この後、消防関係二、三件の条例改正案をお願いすることにしておりますが、上位法であります消防組織法等関連制省令が全文にわたって影響を及ぼすような改正がございました。

したがいまして、町の条例につきましても、表現の適正化あるいは条項番号の整理等を行わせていただきたいということで、今回改正案を提案させていただくものでございます。

続きまして、第 1 7 1 号津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてでございますが、これも同様な、この理由によって改正をお願いをするものでございます。

続きまして、第 1 7 2 号は、津和野町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部改正についてでございますが、この案件も同様の理由によって改正手続をさせていただきたいというものでございます。

続きまして、第 1 7 3 号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございますが、これも同様の理由によりまして、改正をお願いを申し上げるものでございます。

続きまして、第 1 7 4 号旧津和野町若者定住促進条例の一部改正についてでございますが、ご承知の通りに、旧津和野町では、従来から若

者定住促進のための条例設定をいたしまして奨励金等の交付をしておりましたが、旧日原町では同様の条例はなかったわけですが、合併協議の中で、新町発足後、早い時点で再編をするようにという決定をいただいております。

これを受けまして、内部で検討を重ねてまいりまして、ようやく提案を得ましたので、本日御提案をさせていただくわけですが、内容といたしましては、旧来の旧津和野町で行ってありましたような事業でございまして、これを全町に適用をさせていただくと。

そして、この条例事項の中では、事案が発生いたしまして6カ月以内に申請をするというふうに義務づけをいたしておりますが、今回は全町に、新たに適用していくということでございますので、若干、この手続に戸惑うと、あるいは、時間を要するという面もあろうかと思ひまして、そうした条項にかかわらず、この施行を4月1日、いわゆる新年度から適用するということで、遡及をさせていただきたいということで提案をさせていただくものでございます。

次に、第175号津和野町福祉医療費助成条例の一部改正についてでございますが、これは、障害者自立支援法が10月1日から施行されるわけですが、この法律の施行に伴いまして、新たに自立支援

給付といったようなものも設けられることになりまして、そして、県外施設の入所者の規定を整理しなきゃいけないとか、もろもろのことが起こりましたので、今回町の条例も、これに沿って改正をさせていただきたいというものでございます。

次に、第176号でございますが、津和野町乳幼児等医療費助成条例の一部改正についてでございますが、これも、先ほどの案件と同様で、障害者自立支援法、これの施行に伴いまして、養護の定義等を条例の上で整理をさせていただくといった内容のものでございます。

続きまして、177号津和野町国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、これは、健康保険法等の一部が改正になりまして、10月1日から施行されるわけでございますが、これに伴いまして、従来70歳以上の高齢者は原則医療費が2割負担でございましたけども、この法律の改正によりまして、現役並みの所得がある、そういう高齢者については、自己負担を2割から3割に引き上げるということになりました。町の条例においても、このようにせざるを得ない、こういう状況から改正をお願いするものであります。

いま1点は、出産時の一時金が従来30万円でありましたけども、あれを35万円に引き上げさせていただくといったような内容のもので

ございます。

続きまして、第178号津和野町水道事業の設置等に関する条例等の廃止についてでございますが、これは、先ほど申し上げましたように、今回上水事業を廃止をして、簡水の方に統合するという事で、従来の水道事業設置条例を廃止をお願いするものでございます。

続きまして、179号津和野町水道審議会条例の一部改正についてでございますが、これも上水から簡水に変更するために、この審議会の中に「上水道」という文言がございますけども、これを削除をさせていただきたいという内容のものでございます。

続きまして、180号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正についてでございますが、これも同様に、上水から簡水に移っていくために、給水区域を追加をいたしましたり、あるいは、上水の条例にありました料金表等を簡水の方に移して、提示をさせていただくと、そういう内容のものでございます。

続きまして、181号津和野地区水道基金条例の設定についてでございますが、これも上水から簡水に変更することに伴うものでございますが、企業会計、いわゆる水道会計におきましては基金というものを設置をしておりませんで、会計処理上は、剰余金あるいは留保資金とい

ったような形で処理をしてきておりますけども、今度は、簡易水道事業会計になりますので、基金を設置をいたしまして、これに余剰金を積み立てていくということにさせていただきたいという内容のものでございます。

続きまして、第182号津和野町監査委員条例の一部改正についてでございますが、これも上水事業を廃止することに伴うものでございますが、従来、監査委員さんの決算審査の範囲等には、「地方公営企業法による」という文言等があったわけでございますけども、この「地方公営企業法による」という規定を削除をさせていただくと、そういう内容のものでございます。

概要を御説明を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長の方から御説明申し上げますので、よろしくお聞き取りの上、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第167号 津和野町職員定数条例の一部改正について

議第168号 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条

例の一部改正について

議第 1 6 9 号 島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関する条例の設定について

議第 1 7 0 号 津和野町消防団条例の一部改正について

議第 1 7 1 号 津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

議第 1 7 2 号 津和野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議第 1 7 3 号 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

.....

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 7 4 号 旧津和野町若者定住促進条例の一部改正について

.....

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 7 5 号 津和野町福祉医療費助成条例の一部改正について

議第 1 7 6 号 津和野町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について

議第 1 7 7 号 津和野町国民健康保険条例の一部改正について

.....

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 7 8 号 津和野町水道事業の設置等に関する条例等の廃止について

議第 1 7 9 号 津和野町水道審議会条例の一部改正について

議第 1 8 0 号 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について

議第 1 8 1 号 津和野地区水道基金条例の設定について

.....

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 8 2 号 津和野町監査委員条例の一部改正について

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

_____ . _____ . _____

日程第 2 0 . 議第 1 8 3 号

○議長（後山 幸次君） 続いて、日程第 2 0、議第 1 8 3 号平成 1 8 年度中曽野簡易水道区域拡張工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 議第 1 8 3 号は、平成 1 8 年度中曽野簡易水道区域拡張工事請負契約の締結についてでございますが、先に指名競争入札に付しました中曽野簡易水道区域拡張工事につきましては、現在請負者と仮契約を締結をさせていただいておりますが、この議決をお願いを申し上げるものでございます。

詳細につきましては、担当課長の方から御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 8 3 号 平成 1 8 年度中曽野簡易水道区域拡張工事請負契約
の締結について

.....

----- . ----- . -----

日程第 2 1 . 議第 1 8 4 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 2 1、議第 1 8 4 号鹿足郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 議第 1 8 4 号鹿足郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更についてであります、今年 4 月から介護保険法の一部改正によりまして、養護老人ホーム入居者も介護保険が利用できるようになったわけでございます。このために、養護老人ホーム事業所に加え、外部サービス利用型の特定施設入居者生活介護事業所と、そして、訪問介護事業所を、新たに併設をさせていただくという内容変更でございます。

詳細につきましては、担当課長の方から御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 8 4 号 鹿足郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で 1 0 時 1 5 分まで休憩にいたします。

午前 10 時 00 分休憩

.....

午前 10 時 15 分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

_____ . _____ . _____

日程第 2 2 . 議第 1 8 5 号

日程第 2 3 . 議第 1 8 6 号

日程第 2 4 . 議第 1 8 7 号

日程第 25. 議第 188 号

日程第 26. 議第 189 号

日程第 27. 議第 190 号

日程第 28. 議第 191 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 22、議第 185 号平成 18 年度津和野町一般会計補正予算（第 2 号）より日程第 28、議第 191 号平成 18 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）まで、以上 7 案件につきましては、会議規則第 37 条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 御説明申し上げます。

議第 185 号平成 18 年度津和野町一般会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、今回、歳入歳出それぞれ 1 億 1,316 万 7,000 円を増額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額 70 億 1,585 万 2,000 円とさせていただきたいというものでございます。

歳出の主なものといたしましては、社会福祉総務費で、国保会計への繰り出し金資金 770 万円余、そして、保険等衛生総務費では、本町の

将来的な地域医療体制について調査、検討するための地域医療コンサルティングの委託料の300万円、そして、畜産業費では、JA西いわみ和牛改良組合津和野支部の畜産振興のための基金造成に対しまして、300万円の補助をしたいというものでございます。

それから、町行造林事業費では、下刈り等の関係が、国庫補助金が非常に大幅な減額となりました。しかし、林業振興のために国庫補助がなくなったということで放置もできませんので、今回、町単独で、これを一部実施させていただきたいということで、予算をお願いする内容のものがございます。

それから、道路維持費の工事請負費が1,200万余お願いすることにしておりますが、これは、日原地区の流雪溝の送水用ポンプが老朽いたしましたので、これを取りかえさせていただきたいということと、唐人屋のトンネルの照明修繕をしなけりやならなくなりましたので、吉賀町と協議をいたしまして、両町でこれを行うといった内容を持っておるわけであります。

それから、都市計画総務費では、スーパーモデル地区事業というものを当初予定をいたしておりましたが、何年間も続けて補助の対象というのは難しいということになりましたので、これを減額をさせていた

だくというものでございます。

それから、ああして現年の農地農業用施設災害等がございましたが、この復旧事業費を1,200万円ばかり計上させていただいておりますが、これは農道、そして、ワサビ田等の復旧でございまして、国庫の対象になるものと、そして、補助対象にならない小災害が各所に発生いたしておりますが、これにつきましては、町単独で、ひとつ災害復旧のお手伝いをさせていただきたいということで、予算をお願いする内容のものでございます。

それから、現年林道災害復旧工事につきましては2,700万余をお願いしておりますが、これは林道三子山線にかかわる災害復旧でございます。

それから、現年公共土木施設災害復旧費につきましても1,200万円をお願いすることにしておりますが、これは日浦線等3路線と河川1カ所の災害復旧工事をさせていただくというものでございます。

歳入といたしましては、地方交付税あるいは災害復旧費の県補助金、災害復旧債等を充てさせていただくことにいたしております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長の方から御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、１８６号平成１８年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、本会計につきましては、今回補正額はございませんで、歳入歳出の総額に変更はございませんが、補助金等の名称が変更になったこと等伴いまして、一部を組み替え等をお願いをさせていただくものでございます。

次に、議第１８７号は、平成１８年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）でございますが、歳入歳出それぞれ５,０９８万５,０００円を増額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額を１２億９１１万５,０００円とさせていただきたいというものでございますが、歳出の主のものとしましては、高額医療費共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金４,８５０万円余、そして、退職者医療交付金償還金８００万円余などでございます。

歳入の主なものでございますけども、共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金４,７００万円余、そして、財政安定化支援事業繰入金７７０万円余を充てさせていただくという内容のものでございます。

続きまして、議第１８８号平成１８年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ３２４

万2,000円を増額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額10億5,842万7,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものとしましては、介護予防特定高齢者施設事業費の委託料112万9,000円、そして、予備費172万5,000円などございます。

歳入の主なものとしては、介護予防サービス計画費収入224万円などを充てさせていただくというものでございます。

続きまして、議第189号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ2億5,744万9,000円を増額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額8億2,075万2,000円とさせていただきたいというものであります。これは、条例改正の方で御説明を申し上げておりますように、本会計につきましては、特に、この上水につきましては、当初企業会計予算で計上をしておりましたけども、今回、事業を統合するということになりましたので、そうした関係費を組み入れをさせていただくというものでございます。

歳入歳出それぞれ2億3,390万6,000円を計上しております

が、その他の歳出の主のものとしては、旧津和野町の簡易水道事業費の中川地区配水管の改良工事の延長増によるものが100万円余、そして、旧日原町簡易水道事業費の配水池工事費の増額によるものが2,190万円余などでございます。

その他の歳入の主なものとしましては、旧日原町簡易水道事業収入の簡易水道事業債を2,170万円ほど充てさせていただきたいという内容のものでございます。

続きまして、議第190号平成18年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ38万8,000円を増額させていただき、歳入歳出それぞれ予算総額2億8,688万7,000円とさせていただきたいというものでありますが、補正の主たるものは、下水道事業費の国庫補助金が二、三万円ほど増額になったために、これを計上をさせていただき、そのために下水道事業債を1,590万円余り減額をさせていただきたいというものでございます。

次に、議第191号平成18年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ2万円を増額をさせていただき、歳入歳出それぞれ予算総額268万7,000円とさせていただきたいというものでございますが、内容は、消費

税 2 万円を支払うために一般会計から繰り入れをさせていただくという内容のものでございます。

詳細につきましては、担当課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 8 5 号 平成 1 8 年度津和野町一般会計補正予算（第 2 号）

.....

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 8 6 号 平成 1 8 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 1 号）

.....

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 8 7 号 平成 1 8 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議第 1 8 8 号 平成 1 8 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

.....

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 8 9 号 平成 1 8 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議第 1 9 0 号 平成 1 8 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議第 1 9 1 号 平成 1 8 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、暫時休憩にいたします。

午前 11 時 15 分休憩

.....

午前 11 時 20 分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続きまして、本会議を再開いたします。

日程第 29. 議第 192 号

日程第 30. 議第 193 号

日程第 31. 議第 194 号

日程第 32. 議第 195 号

日程第 33. 議第 196 号

日程第 34. 議第 197 号

日程第 35. 議第 198 号

日程第 36. 議第 199 号

日程第 37. 議第 200 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 29、議第 192 号平成 17 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより日程第 37、議第 200 号平成 17 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上 9 案件につきましては、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

本案件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 提案理由の御説明を申し上げます。

17年度の決算でございますけども、新津和野町の決算でございます。各会計ともに、合併後、すなわち平成17年9月25日から平成18年3月31日までの決算であります。

したがって、旧両町の予算及び事業を引き継いで実施をしたものであります。同じ行政事務ではありますが、旧両町の事務処理方法に若干の違い等もございます。それを調整しながら行政運営を行ってまいったわけでございますが、計画しておりました事業については、ほぼ予定のとおり実施をすることができたものと、このように考えておるところでございます。

常に、各会計ともに、監査委員さんの監査をいただいております。本日は、この監査意見書を付して、認定に付させていただくというものでございますが、ただいまから、それぞれの会計について御説明を申し上げます。

まず、議第192号一般会計についてでございますけども、一般会計の歳入総額は58億1,669万4,784円でございます。歳出総額が57億1,165万1,264円でありますので、差し引きをいたしま

して1億504万3,520円の黒字決算であります。翌年度、繰越事業費が1億5,055万1,000ありますので、これに伴う繰越財源が187万9,000円でありまして、実質の収支額は1億316万4,520円となるものであります。予算に対しまして収入率が97.7%、執行率が95.9%となっております。また、歳入の調定額は60億6,509万2,901円でありまして、これに対する収入率は95.9%となっております。

黒字の主な要因といたしましては、合併効果と申し上げてよいと思いますが、合併支援交付金5億円、これは、既に基金に積立をいたしておるところであります。と、特別交付税への算入された3億1,200万、これらが考えられるところでございます。

歳出の主なものといたしましては、人件費が7億5,295万円、物件費が6億349万8,000円、補助費などが5億1,677万3,000円、公債費が10億1,092万7,000円、そして、普通建設事業費が12億8,345万6,000円などとなっております。

歳入の主なものといたしましては、町税が1億9,497万3,000円、地方贈与税が1億379万5,000円、地方交付税が13億9,292万4,000円、その他の交付金が合わせて7,136万8,000

円、使用料及び手数料が1億51万5,000円、国庫支出金が13億4,156万1,000円、このうちには、合併支援交付金が5億円含まれておるところであります。

諸収入が9億7,224万2,000円、このうちには、旧町の剰余金が8億3,483万6,000円含まれております。

そして、町債が15億5,250万円などとなっております。

また、基金残高は、普通会計で14億5,200万4,000円、このうち財政調整、あるいは県債等の基金が10億6,071万3,000円でございますが、一方、地方債の残高が181億6,851万8,000円となっております。このような決算でございます。

続きまして、第193号電気通信事業特別会計歳入歳出決算でございますけれども、これは、歳入が1,225万7,000円、歳出が1,222万6,000円で、実質収支額が3万1,500円という決算でございます。

続きまして、議第194号国民健康保険特別会計についてでございますけれども、国民健康保険特別会計の歳入総額は7億4,492万133円、歳出総額が7億1,958万6,649円で、差し引きいたしまして2,533万3,484円の黒字決算であります。予算に対し収入率が

９９.３％、執行率が９５.９％となっております。

また、歳入の調定額は７億９,７０６万５,１１６円でありまして、これに対する収入率は９３.５％となっております。

歳出の主のものとしたしましては、総務費が８９７万１,０００円、保険給付費が４億６,９０３万円、老人保健拠出金が１億２,２４７万８,０００円、介護納付金が３,０６７万４,０００円、共同事業拠出金が１,３２５万８,０００円、諸支出金が６,７７６万５,０００円などとなっております。

歳入の主なものとしたしましては、保険税が１億４７３万１,０００円、国庫支出金が２億２,９４７万１,０００円、療養給付金交付金が２億５,４７０万９,０００円、繰入金が１億９８９万２,０００円などがあります。また、基金の残高は１億２,７３２万円となっております。

次に、議第１９５号老人保健特別会計でございますが、老人保健特別会計の歳入総額は１２億１,９６６万７,５１３円で、歳出総額は１２億２,９６１万５,８４３円で、差し引きをいたしまして９９４万８,３３０円の赤字決算であります。この赤字額につきましては、次年度で繰り上げ流用により補てんをさせていただくものであります。予算に対し収入率が９６.２％、執行率が９７％となっております。

また、歳入の調定額は12億1,966万7,513円、これは収入済み額と同額でございます。これに対する収入率は100%となっております。

歳出の主なものといたしましては、医療諸費が11億8,968万円、諸支出金が3,747万2,000円などとなっております。

歳入の主なものといたしましては、支払い基金交付金が6億8,504万6,000円、国庫支出金が2億9,440万7,000円、県支出金が7,197万円、繰入金が1億5,033万2,000円の額となっております。

次に、議第196号介護保険特別会計でございますが、介護保険特別会計の歳入総額は6億1,555万5,750円、歳出総額は5億9,774万215円で、差し引きいたしまして、1,781万5,535円の黒字決算であります。予算に対し収入率が99.7%、執行率が96.8%となっております。

また、歳入の調定額は6億1,880万7,050円であります。これに対する収入率は99.5%となっております。

歳出の主なものといたしましては、総務費が2,390万3,000円、当然のことながら保険給付費が中止になりまして、5億5,723万1,

000円、諸支出金が1,658万8,000円などとなっております。

歳入の主なものとしましては、介護保険料が6,749万6,000円、国庫支出金が1億4,052万5,000円、支払い基金交付金が1億7,531万5,000円、県支出金が6,856万7,000円、繰入金が1億1,039万4,000円、諸収入が4,960万3,000円などとなっております。また、基金の残高は7,029万7,000円となっております。

次に、議第197号簡易水道事業特別会計についてでございますが、簡易水道事業特別会計の歳入総額は2億1,879万7,567円、歳出総額は2億6,540万8,225円で、差し引き4,661万653円の赤字決算であります。この赤字につきましては、次年度で繰り上げ流用により補てんをさせていただくものであります。

翌年度繰越事業費は1,627万3,000円で、これに伴う繰越財源は1,027万3,000円であり、実質収支額は5,688万3,658円の赤字であります。予算に対し収入率が74.8%、執行率が90.7%となっております。また、歳入の調定額は2億2,688万8,857円でありまして、これに対する収入率は96.4%となっております。

歳出の主なものとしては、旧津和野町簡易水道事業費が1億2,18

9万8,000円、旧日原町簡易水道事業費が1億4,351万円などとなっております。

歳入の主なものといたしましては、旧津和野町簡易水道事業収入が7,054万3,000円、旧日原町簡易水道事業収入が1億4,825万4,000円などとなっております。

また、地方債の残高は14億7,756万円、基金の残高は5,060万円となっております。

続きまして、議第198号水道事業特別会計についてでございますが、水道事業特別会計の歳入総額は2億1,420万6,002円、歳出総額は2億934万811円で、差し引きいたしまして486万5,191円の黒字決算であります。翌年度繰越事業費は1,627万円で、これに伴う繰越財源は93万5,000円でありますので、実質収支額は393万191円であります。予算に対し、収入率が94.2%、執行率が92.1%となっております。

また、歳入の調定額は2億3,012万8,661円であり、これに対する収入率は93.1%となっております。

歳出の主なものとしては、下水道事業費が1億4,241万円、公債費が4,793万1,000円、諸支出金が1,900万円などとなって

おります。

歳入の主なものとしては、使用料及び手数料が1,713万7,000円、国庫支出金が5,656万5,000円、繰入金が1,354万5,000円、諸収入が3,998万9,000円、町債が7,930万円などとなっております。

また、地方債の残高は21億4,683万6,000円、基金残高は2,631万8,000円となっております。

続きまして、議第199号農業集落排水事業特別会計であります。農業集落排水事業特別会計の歳入総額は339万8,946円、歳出総額は164万7,032円で、差し引きいたしまして175万1,914円の黒字決算であります。予算に対し収入率が100.3%、執行率が48.6%となっております。また、歳入の調定額は339万8,946円、これは収入金額と同額であります。これに対する収入率は100%となっております。

歳出の主なものとしては、農業集落排水事業費が71万2,000円、公債費が50万5,000円、諸支出金が43万円などとなっております。

歳入の主なものとしては、分担金及び負担金が160万円、諸収入が

142万4,000円などとなっております。また、地方債の残高は5,690万円となっております。

次に、議第200号奨学基金特別会計についてでございますが、奨学基金特別会計の歳入総額は866万8,049円、歳出総額は859万743円で、差し引きいたしまして7万7,306円の黒字決算であります。予算に対し、収入率が82.3%、執行率が81.6%となっております。また、歳入の調整額は866万8,049円、これは収入済み額と同額であります。これに対する収入率は100%となっております。

歳出の主なものとしては、奨学金費が459万1,000円、諸支出金が400万円などとなっております。

歳入の主なものとしては、寄付金が176万7,000円、繰入金が354万円、諸収入が328万5,000円などとなっております。また、基金残高は3,369万7,000円となっております。

以上、概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長の方で説明いたしますが、いずれ、この決算審査につきましては、特別委員会等が設置をされることになるんであらうというふうに考えておりますので、なお、詳細につきましては、そうした席で御説明を申

し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 9 2 号 平成 1 7 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定
について

.....

○議長（後山 幸次君） 提案説明の途中ですが、ここで午後 1 時 3 0
分まで休憩といたします。

午後 0 時 10 分休憩

.....

午後 1 時 30 分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続いて、本会議を再
開します。

引き続いて、提案理由の説明を求めます。情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 9 3 号 平成 1 7 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳

出決算の認定について

.....

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 9 4 号 平成 1 7 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳
出決算の認定について

議第 1 9 5 号 平成 1 7 年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決
算の認定について

議第 1 9 6 号 平成 1 7 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決
算の認定について

.....

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 9 7 号 平成 1 7 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について

議第 1 9 8 号 平成 1 7 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

議第 1 9 9 号 平成 1 7 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

.....

○議長（後山 幸次君） 教育次長。

〔教育次長説明〕

.....

議第 2 0 0 号 平成 1 7 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について

.....

○議長（後山 幸次君） これより監査委員の審査意見の報告を求めます。

一般会計より順次よろしく願いをいたします。

○代表監査委員（渡邊 博君） 監査委員の渡邊でございます。

平成 1 7 年度の歳入歳出決算につきまして、町長さん以下、各課長さんには、かくも詳細にお述べになりました。したがって、私は本意見書の表等がかなりあるわけでございますので、逐一朗読説明は省略したいと思います。

ただし、その中で特別これといったものにつきましては、コメントを
申し上げて、今後の（ ）ものであります。

これは、既に配付いたしております 17 年度の審査意見書についま
して、御説明を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づいて、審査に付された平
成 17 年度津和野町一般会計及び特別会計歳出歳入決算書並びに関係
書等の諸書類等を審査した結果、その内容及び意見は次のとおりであ
る。

審査の対象でございますが、平成 17 年度津和野町一般会計歳入歳
出決算書以下、9 の奨学基金特別会計決算書に至る 9 件を審査をいた
したわけでございます。

審査の期間は平成 18 年 8 月 17 日から 9 月 8 日、実働は 14 日間
でございます。

審査場所は、本庁舎監査室、原秀監査委員と行ったのであります。審
査の総括意見でございますが、8 月 1 日津和野町長より審査に付され
た、各会計の決算書について、関係諸帳簿を、伝票並びに証書類等の照
合、関係書類の分析、比較検討等、通常実施すべき審査を実施した。こ
の結果、各会計とも決算書数値は正確でかつ合法的であり、関係帳簿、

証書類と整合しており、財産運用、管理もおおむね適切であると認めました。

内訳として、会計各会計の決算書でございますが、一般会計及び特別会計の決算は次のとおり表にあらわしてございます。内容等につきましては、朗読は省略したいと存じます。

欄外で、差し引き残額には、繰越明許費が一般会計で187万9,000円、簡易水道会計では1,027万3,000円等々、一般会計から特別会計へ繰り出しておるわけであります。その総額は3億8,484万8,632円になります。

次のページに参ります。

この繰り出し金を控除した額は、次のとおりに表示しておりますが、一般会計から特別会計に回さないと、特別会計がごらんのように3億9,100万ばかり赤字になりますということでございます。

したがって、歳入歳出決算のうち一般会計から特別会計、介護、簡易水道、下水道、あるいは、土地開発等々含めて、このようになっておりますということであります。

次の基金及び地方債についてであります。各基金残高の状況は次のとおり、一般会計基金特別土地開発ということで、最後の17年度末

現在では、17億2,600万余の金額が残高としてあります。

それから、次に、口として、地方債の残高状況でございますが、合併時のときと、それから、今年度の異動等で、17年度末残高は218億4,981万余の金額があるわけでございます。これを、1人あたりに換算いたしますと227万2,000円あたりになります。後戻りしますと、基金の場合ですと、1人あたりの金額に換算しますと、118万の残高になるわけであります。

次に行きます。

八の債務負担償還状況は次のとおりでございます。

合併時の残高が4億3,864万8,000円、17年度でそれぞれ異動いたしまして、17年度末未償還残高は4億25万8,000円と相成ります。この内訳は、備考に書いてございますが、農協、土地改良区は、農道とか、圃場整備、かんがい排水等で改良して債務補填しております。そして、森林組合では林道改良、緑資源機構では大規模林道、福祉施設関係では両町の共存病院あるいは老人保健施設等でございます。これを1人あたりに換算いたしますと、4万1,700円ばかりになります。

次に参ります。

3として、歳入歳出の性質別分類の関係、カッコ1歳入についてありますが、歳入、自主財源、基本財源を分類すると、次のとおりということで、6ページに御提示をいたしております。

その中で見ますと、やはり自主財源が、構成比23.3、それから、依存財源が76.7ということで、いわゆる3割自治ということがいえるかと思います。

2として、体質についてでございますが、性質別に経費を分析すると、次のとおりということで、17年度の決算額と比べて、構成比を出しておるわけですが、人件費については13.2%、物件費は10.6でございますが、最近委託料等々がかなり起こってきておりますので、このような10%相当の数字に上がってきていると思います。ずっと下の公債費につきましては、17.7%でございます。

次に移ります。

8ページでございますが、出資金貸付金でございますが4.5%、さらに、普通建設事業費では22.5ということで、かなり高いウェートの比率でございます。

次、4の財政構造分析でございますが、経常収支比率から標準財政規模に至るまで、パーセントであらわしてあります。この中で、起債制限

比率、上から3の方にございますが、16.3%になっております。新町からの確定でございますので、これが15%ですと危険域になる。20%になると警戒域、15%は警戒、20%になりますと危険でありますよという一つの指標でございます。

それから、下から2番目の財政力指数でございますので、0.180とあがっておりますが、これは、実に限りのある（ ）等が関係しとるということで、（ ）と支出を比較しますと、数字が細くなってきた、（ ）ということが言えるわけでございます。指数は平成15年度の県内市町村の平均数値であります。

それから、5の町税収納状況でございますが、ここで、やはり新津和野町は税金関係でございますので、あえてあらわしたわけであります。これ、現年度分と過年度分でございますが、徴収率が現年度分が、収納率としてあらわしておりますが、91.1%、過年度分が3.18ということになります。これを含めていたしますと、下に書いてございますように、収納率が低下した主な原因は、口座振替制度への切りかえと納税組合等の組織の変更があげられます。平成17年度より、これに町民税及び固定資産税の前納報奨金については、第1の納期に前期納付したもののについて10万円を限度として交付する制度に収納率のアップを

期待いたします。これが、報奨金、財産の部でございますが、これに対して、収納率をアップしていただきたいと思います。で、対比するため、旧両町の執行状況は、次のとおりでございます。

これも10ページに集計いたしておりますように、旧津和野町と旧日原町の15年度と16年度、17年度は旧の場合でございますが、それぞれ収納率をあらわしておるわけでございます。表で申し上げますと、平成15年度では、現年分は95.9あるいは過年度分は7.1、旧日原町の場合ですと99.1、それから過年分が23.9ということで、かなり深い率の収入率と考えておりましたが、これが旧17年度でいいますと77.1とか、91.6とかいうことで、かなり率は下がっているとあります。

不納欠損額についてでございますが、これは、本日までいろいろと、督促等いたしておりましたが、やはりやむを得ないということで、法的根拠で処理したわけでございますが、地方税法第2号のような第4項、いわゆる失効、それから、徴収不納それから時効等々の理由で、町民税以下軽自動車まで合計147万6,537円が、今年度不納欠損処理をいたしたわけでございます。これは、やむを得ない措置であろうかと思えます。

次に参ります。

使用料でございますが、総務関係使用料以下教育関係使用料まで一覧表として上げておりますが、この中で収入未済が合計699万8,000円ばかりでございますが、これらの収入については、今後とも提示いたしたいと思ひます。

なお、ケーブルテレビ、インターネット使用料の未納件数88件、126万円で、住宅使用料未納件数40件で573万8,840円である。8月1日現在では、そのうち108万円余りが収入済みとなっております。将来不納欠損が生じないよう努力されたい。

8として、その他の未収金でございますが、保育料未収金、44万5000円の内過年度分が6名、38万4,810円が含まれており、不納欠損が発生しないよう留意されたい。

9として、貸付金でありますが、本年度石西社以下石西厚生農業協同組合連合会等に、このような状況で貸付なり、免除いたしております。総額は2億3,734万1,000円でございます。

次に参ります。

14ページでありますが、一時借入金でございます。

J A西いわみから9億、これは借りかえのための借入金でございます。

す。上水道会計から1億2,000万、3,000万、合計で1億5,000万を借入れをしておりますが、借入額は、標準財政規模から見て、適切な金額である、そのように判断をいたしましたわけであります。

特別会計に移りますが、これらの歳入歳出決算は、次のとおりでございます。数字朗読は、先ほど来、各課長さんからそれぞれ説明があったため省略いたします。

したがって、個別意見として、1、電気通信事業特別会計でございますが、ケーブルテレビで実世帯、3,190戸のうち、加入者は2,927名で、加入率は91.8%である。さらに、加入促進に努力されたいと思います。

2として、国民健康保険特別会計であります。退職被保険者は増加傾向であるが、一般及び老人被保険者が減少している状況であります。医療費の低減対策として、人間ドッグ、脳ドッグ事業の検診促進をはかるとともに、国保税収納率、保険料ですね、収納率が66.8%と、さらに収納促進を図られたい。

保険税の収納状況は次のとおりであります。

現年度と過年度調定額と、それに伴う収納額、不納欠損、未納額と、それぞれあらわしてございます。収納率は66.8%でございます。

次に3として、老人保健特別会計でございますが、決算で、歳入歳出差し引き赤字の994万8,330円であるが、翌年度会計より繰り上げ充用の措置をとる。老人1人当たりの医療費は次のとおりで、平成13年度から17年、津和野町と県平均を比べた額であります。1人当たりの医療費は、県平均比べ6万8,014円高いので、保健医療と連携して、減少になるよう努力されたい。これは、平成17年度の数字でございます。

次に参ります。

介護保険特別会計でございますが、介護保険料の収納状況は次のとおりでありまして、これも想定額で収納率をあらわしております。95.4%になります。

次、簡易水道特別会計であります。簡易水道5施設で飲料水供給施設3施設で給水しているが、経営は累積赤字である。この解消のため、経営の健全化を図る必要がある。施設の状況であります。町内8施設になります。簡易水道以下飲料水の供給施設でございますが、それを含めて、計画給水人口が5,537名、年度末給水人口が4,878名、年度末の給水件数が2,084件、有収水量が53万4,062立米となります。

なお、水質検査8地区でございますが、3カ月検査を38回、基本項目検査を92回、浄水検査を2回、原水全項目検査を15回行っております。

6でございますが、下水道事業特別会計でございます。

津和野地区加入件数46件、これは、合併から18年のことしの3月まででございますが、46件ございました。累計では136件、加入率が27.9%になります。また、日原地区の加入件数は6件で、累計で416件、加入率が79.4%であります。さらなる、加入率向上に向け、努力されたい。

次、農業集落排水特別会計でございますが、和田地区の施設の維持管理に係る経費がほとんどでございます。

なお、今年度は加入戸数3月末で加入人口、加入戸数は18件でございますが、合計しますと加入戸数が50人、したがって、加入率が79.4%になるわけであります。

次に参ります。

8番の奨学基金特別会計でございます。

先ほど課長の説明ございましたように、審議会を平成17年4月8日に開催して、下記のとおり貸付を決定したのでございます。これは、

旧日原町の場合の奨学基金のみでございます。大学校が24名、176万ございました、専門学校が5名、36万、高等学校が1名、60万で、計20名、218万でございます。

2として、償還金の期日はおくれるも、収納は100%でございました。

3として、JA西いわみ日原支所の利子は、今年度限りで廃止となった。今まで日原支所が、特別に、この奨学金に対して、わずかな利率でございましたけれども若干の助成があったわけでございます。これが、今年度限りで廃止となったのでございます。

4として、他の育英基金と趣旨は大体同じでございますので、将来は一本化に向けた検討が必要であると、このように考えられます。

さて、審査意見でございますが、審査した結果、我々としては、このように思うものでございます。

新津和野町の平成17年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算を、関係条例、規則及び諸帳簿について審査したところおおむね適正に処理されており、決算書に記載されている計数は正確であると認めた。

特に、今年度は合併して新町発足であり、前年度との比較検討や分析などができなかったが、類似団体の資料を参考に判断した。国の行政改

革と少子高齢化、若者の転出で人口の減少が進むとともに、行政経費は増加の一途である。合併によって、財政健全化を図っていきました。

一方、公共工事は本町産業の支柱であって、地域住民の所得の源泉となることは否定できない。平成 17 年度普通建設事業費総額は 31 億円余りであります。国、県の補助金 5 億円余、地方債が 10 億円余り、さらに、地方債の増嵩は後年度負担で、財政状況はさらに厳しくなる。そのため、今年度から施設管理等を指定管理者制度を導入したのは、まさに適宜を得た改革である。十分検討を行い、経費節減を図られたいと、このように思っております。

また、今後の方向としては、環境整備や福祉に重点を置いたもので、施設の整備等、施設の複合的な利用方法の推進を図る必要があるかと、このように考えます。

次に、町単——町の単独補助金（零細補助）……ちょっと表現が悪いかと思いますが、つまり、2 万から 3 万、5 万程度までのことを指しておるわけですが、零細補助の有効性、必要性など、町民参加の見直しで組織をつくり、一定期間経過したのちは原則として廃止するなど、つまり、それはスクラップ・アンド・ビルドで検討を要する必要があるかと、このように思っております。

また、長引く不況が原因か、税の滞納者が依然として多い。決算で見ると、未納額が9,228万円余りを生じている。この滞納税徴収を相互併用制度と協働して、高額滞納者には債権や不動産の差し押さえなど強行に取り組み、税の公平な負担の実現に努力されたいと、このように思っております。

以上、総括して、今後の対応でございますが、1に、行政の内部努力により経費の節減を図る。それは、職員の新規採用の保留、給与の見直し、議員報酬の見直しなどがあります。

2として、地域へのサービス、いわゆる受益でございますが、地域へのサービスの見直し、それは、地域からの一方的な要求、あれもやり、これもやりで、何でもやるということは、慎み、選択的要求、あれをやる、これをやるかというようなことに切りかえる、零細補助金、イベント補助金などはカットする。

3として、量入制出、「入るを図って出を制す」というのが今日までの基本原則でございますが、今年度は、18年度の予算を見ますと、枠組みということで枠配分方式です。そういう支出のやり方が新しく生まれてきた。すなわち、猟銃を手にしたの予算の編成ではなかろうかと思っておるわけでございます。

そうしたことから、今度は量出制入へ移行すると、つまり、「出を図って入りを制す」と出の方を重点的にやるべきじゃなかろうかと、このように考えを転換するわけでございます。つまり、負担を踏まえた要求、〇〇の負担をするので△△を実施してほしいと。我々も負担するので、行政としても、これをやってくださいというようなことが言えるかと思えます。

すなわち、地域住民の関心度を高める、そのことが大事であります。常に、行政と住民との協働関係をつくることによって、このことが事業であろうかと思うのであります。安易に借金ばかりすれば、町全体の将来にわたって倒産する恐れも招きかねない危惧が生まれてくるのであります。

以上、本年度の決算を審査した結果を、一般論として管見、我々見識の狭い、了見の浅い意見でございましたが、意見として申し上げます。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございます。

それでは、審査意見報告に対する質疑に入ります。

初めに、一般会計について質疑を受けます。——ありませんか。17番、藤井君。

○議員（１７番 藤井貴久男君） 監査委員さんにお尋ねいたしますが、
１４ページの一時借入金のところについてです。

ＪＡ西いわみの借入金の説明をされましたが、この中で、これは借りがえだというふうにおっしゃいました。期間短いわけではありますが、借りがえということは、一時借入金は、そのとおりで一時借り入れでありますので、これでいいんだろーと思いますが、財源、資金不足が生じて９億を借りた、それで、４月３日までに１０億ができたので返したというのならば、通常の一時借り入れだろーと思うんですが、９億が先にあって、それを年度内に借り入れして、年度後に４月３日に借りがえたのか、その辺はどうだったのでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 監査委員。

○代表監査委員（渡邊 博君） 多分、これは以前借っておったのがかなり高率であったということで、この際借りがえて、低率にして償還したいという気持ちで、農協から一時借って、その返還に充てたと、このように我々は解釈いたしております。

したがって、期間も８日間ということで、短い期間で、これを設置したというように理解をいたしております。

○議長（後山 幸次君） １７番、藤井貴久男君。

○議員（１７番 藤井貴久男君） 今の中で、以前からあったのを、低額の利子に借りかえたということですね。

○議長（後山 幸次君） 監査委員。

○代表監査委員（渡邊 博君） そのとおりであります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、一般会計に対する質疑を終結いたします。

次に、特別会計につきまして、一括して質疑を受けます。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、特別会計に対する質疑を終結いたします。

以上で、監査委員に対する質疑を終結いたします。

_____ . _____ . _____

日程第３８．議第２０１号

○議長（後山 幸次君） 続きまして、日程第３８、議第２０１号平成１７年度津和野町水道事業決算の認定についてを議題といたします。

本案件につきまして、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 議第201号水道事業決算について、提案理由の御説明を申し上げます。

本決算の収益的収入は6,733万5,263円、これは税抜きでございます。収益的支出は7,895万8,633円、これも税抜きでございます。したがって、差し引き1,162万3,370円の赤字となりました。この補てんにつきましては、利益積立金及び建設改良積立金を繰り入れて、処理をいたしております。

また、資本的収入は445万9,000円、これは税込みでございます。資本的支出は4,280万1,548円、これも税込みであります。差し引きいたしまして3,834万2,548円の不足が生じました。これにつきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんをさせていただいたところでございます。

詳細につきましては、担当課長の方から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 2 0 1 号 平成 1 7 年度津和野町水道事業決算の認定について

.....

○議長（後山 幸次君） これより監査委員の審査意見の報告を求めます。監査委員。

○代表監査委員（渡邊 博君） そういたしますと、平成 1 7 年度津和野町水道事業決算審査意見書をもとに御報告いたします。

地方公営企業第 3 0 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 1 7 年度津和野町水道事業決算書並びに関係帳簿書類、諸書類を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

記として、審査の概要であります。

審査の期間は平成 1 8 年 7 月 2 1 日から 2 7 日まで、審査の場所は津和野役場本庁舎監査室、原監査委員ともどもでございます。審査の方法として、審査は決算書類が水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、会計処理は地方公営企業法のほか関係法令の定めるところにより正しく行われているか、及び、その事業の経営が経済性の発揮と、本来の目的である公共の福祉増進のため、合理的に運営されているかについて、会計帳簿、証拠書類の照合審査を実施したのであります。

2として、審査の結果でございますが、（１）決算諸表について、審査に付させた決算諸表は、地方公営企業法等の関係法令に準拠して作成され、計数は正確であり、水道事業の経営成績及び財政状況はおおむね適正に表示しているものと認めた。

（２）経営及び財政状況でございます。

水は万物の生類に不可欠であり、人間社会においても飲料水を初め、産業基盤づくり、消防など、多方面に活用して、民生安定に重要な役割を果たしている。

しかしながら、当事業会計は、近年企業の収益性に乏しくなってきた。その業務を前年度と比較すると、給水戸数が6戸減、給水人口も74人減となり、年間排水量1万6,950立米減、年間有収水量も9,658立米減である。これは、加速する少子高齢化、観光客の減及び町外転出による人口減など、原因が生じたものと考えられます。

また、厳しい財政事情を背景に、企業経営にも大きく影響を及ぼしています。本年度の事業内容を審査してみると、営業収益的収支に関して、収入総額6,733万円を税抜きではありますが、支出総額は7,895万円、これにより当年度損出額は1,162万円余であります。この欠損金は、利益積立金より繰入金747万余と建設改良積立金より繰

入金として415万円余で処理している。翌年度へ繰越欠損額は残さないというようなことで処理をいたしておりました。

また、資本的収入では、工事負担金収入を主として、総額445万9,000円に対して、支出は建設改良費、地方債償還など総額4,280万余である。差し引き3,834万円余の資金不足が生じたと、この不足額は、過年度分損益勘定保留資金から補てんした。

なお、留保資金残高は5,699万1,917円であります。

業務量等業務量比較をしますと、下表のとおりということで、平成15年から16、17年度を比較しております。17年度は合併後のものでございますが、下から給水原価が215円、15年度が226円、16年度が215円、17年度が256円となっております。

欄外として、有収率が前年度と比較して0.7ポイント上がったが、これは給水管、止水栓など5カ所の漏水修理による効果である。給水原価を前年度と比べてみると、40円69銭立米当たり上がり、給水単価は64銭立米下がったということでございます。

用途別使用実績及び料金を示すと、次の表のとおりでございます。

項目として、家事、営業用、有収水量構成比、料金、立米あたりの平均が上がっております。大口が減ってきておりますが、これは、津和野

観光ホテルとか、クローネとか沙羅の木の有収水量が減になってきたのであります。

次のページも、湯屋工場用あるいは鉄道用のそれぞれ例年に比べてどんどん下がってきております。料金はメーター使用料を含んだものでございます。

3として、建設改良事業でございますが、建設改良事業の内訳は、下記のとおりでございます。工事の事業名と、施工者と、工期、請負金額を一覧表で上げております。

(4)として、流動資産でございますが、金融機関の期末預金残高は下記のとおりでございます。普通預金が山陰合銀、津和野信用金庫、JA、郵便局、中国労金合計でございます。

口として、水道料金は、水道料金収納状況は下記のとおりでございますが、15、16、17年度と比較をいたしております。それぞれ収納率が下がっておりますので、さらなる口座振替の促進を図って、収納率を上げてもらいたいと、このように考えております。

ハとして、未収金の状況は、下表のとおりで、先ほど課長さんが申し上げたとおりでございます。

次に参ります。

欄外として、水道料金未納の主たるものは転出と生活困窮者で、古くは平成 1 1 年度から発生している。対策は、督促、催促及び誓約書の取り交わし等で対処しているが、さらなる努力が必要であります。

2 として、貯蔵品の受け払いについて調べた結果は、次のとおりでございます。量水器とか、電動仕切弁あるいは量水器残高を調査したものでございますが、仕切弁については、益田市の営業所に保管をしております。

口として、総括意見でございます。

今年度は町村合併で年度中途からの決算であり、単に、過年度との比較分析は十分でなかったが、慎重に審査した結果、下記により意見を述べる。近年の少子高齢化、人口流出による減及び観光客の減少などの要因から、年間使用水量も年度ごとに減少の一途である。顧みて、平成 7 年度有効水量 5 9 万 6 7 2 立米に対して、平成 1 7 年度は 5 2 万 3 , 7 6 0 立米で、1 1 . 3 % の減少、総配水量も 7 1 . 3 % に落ち込んでいる。このことは、コスト高となり、将来水道料金値上げの原因につながるものと考えられる。今後、さらに消費量拡大を図られたい。

施設の利用が有効にかつ適切に行われているか——（施設の利用率）であります、を割合で示すと 3 0 . 8 %、類似団体の指数 4 5 . 3 % に比

べ、小さくて悪い。

また、施設が年間を通じて有効に使われているか——負荷率であります。83.3%で類似団体の指数67.8%に比べ、大きく良好である。

施設の管理は、配管、線の補修による漏水防止により有収率が前年度に比べ0.7ポイント上がったことは、効果があったと思います。

営業収益で、主たる財源の水道料未収金が依然として残っており、経営に大きく影響しています。平成16年度から、料金収納法を集金委託から口座振替に切りかえたことは、振替率が89%でございますが、一時的には収納率を上げたけども、泰然として——落ち着いて動かない様であります。泰然として滞納者が多く、憂慮すべきである。滞納者には、誓約書、停水など措置は講じているが、さらに、電話連絡、個別訪問などをして、完納することを図られたい。

本会計は、地方公営企業法に基づく企業会計であるが、今や給水人口が5,000人未満となったため、これを維持することが困難な状況になりつつある。特別会計に移行して、事務の効率化を図ることが肝要であると考えられます。

結びでございますが、少子高齢化社会の進展とともに経費はますます

す増加し、財政状況は厳しくなっていることが予想される。そこで、現在の歳入に応じた歳出をする、いわゆる量入制出から出を図って入るを制す、量出制入に移行する必要性が生じる。つまり、行政の内部努力と町民へのサービスの見直しなど図って、町民と行政の協働関係をつくることが大切であります。

以上、一般論を述べ、管見の意見といたします。

以上です。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございます。

それでは、審査意見報告に対する質疑に入ります。ありませんか。――ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、以上をもちまして、監査委員に対する質疑を終結いたします。

監査委員さんには、大変ありがとうございました。

それでは、ここで2時45分まで休憩といたします。

午後2時35分休憩

.....

午後2時45分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

監査委員に対する質疑は終了いたしましたが、ここで日程第29、議第192号平成17年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより日程第38、議第201号平成17年度津和野町水道事業決算の認定についてまで、執行部に対して、総括的に、特に質疑があれば、これを許します。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、執行部に対する質疑を終結いたします。

冒頭、議会運営委員長より報告がありましたように、決算認定に関する10案件につきましては、特別委員会を設置していただくことになっております。

お諮りいたします。決算の認定に関する10案件につきましては、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、今会期中の審査といたしたいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本10案件

につきましては、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、今会期中の審査とすることに決しました。

休憩中に、各常任委員会より委員の選出をお願いいたします。

これより暫時休憩といたします。

午後2時48分休憩

.....

午後2時52分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務常任委員会より斎藤和巳君、青木登志男君、藤井貴久男君、文教民生常任委員会より下森博之君、青木克弥君、経済常任委員会より中岡誠君、道信俊昭君の、以上7名の特別委員会の委員を指名いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人の方を決算審査特別委員会の委員に選任すること

に決しました。

なお、決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の検査の権限を付与したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査の権限を付与することに決しました。

先ほどの休憩中に決算審査特別委員会の正、副委員長を選任いただき、委員長に斎藤和巳君、副委員長に下森博之君がそれぞれ選任されましたので、御報告をいたします。

それでは、ここで選任されました委員長よりごあいさつを受けたいと存じます。

13番、斎藤君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 今回の決算審査特別委員会に総務委員長である私が委員長として拝命を受けたわけでございます。

合併後の半年の決算案件ではございますけども、委員の皆様方と慎重審議をいたしまして、19年度予算に反映されるべき実りある委員会にしたいと思いますので、委員の皆様方と、また執行部の皆様方の協

力のほどよろしくお願いしたいと思います。

頑張りますので、お願いいたします。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、以上をもちまして、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会いたします。どうも御苦労様でございました。

午後 2 時 55 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日 議 長 署名議員 署名議員

平成 18 年 第 6 回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第
2 日）

平成 18 年 9 月

25 日（月曜日）

議事日程（第 2 号）

平成 18 年 9 月 25 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（18 名）

1 番 村上 義一君

2 番 下森 博之君

3 番 沖田 守君

4 番 青木 克弥君

5 番 平野 均君

6 番 河田 隆資君

7 番 青木登志男君

8 番 原 秀君

9 番 中岡 誠君

10 番 須川 正則君

11 番 滝元 三郎君

12 番 道信 俊昭君

13 番 斎藤 和巳君

14 番 竹内志津子君

15 番 板垣 敬司君

16 番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 助役

松浦 秀信君

助役 沖田 修君 教育長

斎藤 数弘君

参事 水津 正君 総務住民課長

山岡 浩二君

行財政対策課長 斎藤 誠君 情報企画課長

大庭 義弘君

健康福祉課長 長嶺 常盤君 商工観光課長

右田 基司君

農林課長 大庭 郁夫君 建設課長

長嶺 雄二君

地籍調査課長 安見 隆義君 環境生活課長

坂根 敏夫君

教育次長 水津 良則君 出納室長

村田 祐一君

教育次長 …………… 広石 修君

午前 9 時 00 分開議

○議長（後山 幸次君） おはようございます。引き続いてお出かけいただきましてありがとうございます。これから 2 日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は 18 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第 1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により 13 番、斎藤和巳君、14 番、竹内志津子君を指名いたします。

日程第 2．一般質問

○議長（後山 幸次君） 日程第 2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序 1、9 番、

中岡君。

○議員（９番 中岡 誠君） 改めておはようございます。まず、第１番目の質問にあたりまして一言申し上げます。本日は２件ほどの質問をいたします。合併をして１年になろうとしております。その間、いろいろな行事等ありまして非常に慌ただしい１年であったかと思えます。１８年度に入りまして上半期も既に終わろうとしております。そういう中で財政の厳しい中、執行部の皆さん方には大変な御心痛であろうかと思えます。

まず、最初に、地籍調査事業の推進についてでございます。過去にも同じような質問がございましたが、新津和野町として１８年度に入りまして改めて質問をさせていただきます。通告にありますように、私も地籍調査事業日原地域連絡協議会、津和野町地籍事業推進協議会の委員となり地籍調査が重要な事業であると確認をしております。申し上げるまでもなく現在の不況経済、公共事業の激減の中で補助率で言いますと国、県が４分の３、町が４分の１となっておりまして、さらに交付税で裏打ちをされると９５％補助という有利なものであります。津和野町におきましても、特に高齢化率が高くなっている自治会、地域も多く、これまでよりもさらに早急に実施されるべきと考えます。県下の

地籍調査の進捗率を見ましても東部は高く、西部におきましては非常に低い執行状態でございます。東部の方では、昭和30年代から始めておられます地域もございます。西部におきましては平成に入ってからというような非常に西と東の差がついております。特に石見部、益田、吉賀、津和野この地区を見てみますと、益田市で5.5%、吉賀町で4.7%、我が津和野町が7.28%というように非常に低い進捗率でございます。県下平均では47%になっているとお聞きしております。

このような状態から平成19年度より事業拡大の予定として本町でも進めていくということでございますが、その中で現在の職員体制、これで実施されるのか。以前にも質問がございましたが、職員の安全性の確保、また、この進捗状況につきましても質問ございました。そういう中でこの津和野町の地籍調査の推進にいたしましては今の範囲も広くなりましたので、今の人数では多分に無理であろうか感じております。そういうことでこのことについてもお聞きをしておきます。

それと、3番目の事柄でございますが、これは人事のことでございますので、とやかく言う筋ではございませんが、これもただし合併協議会の際に本庁、分庁、総合分庁には総合窓口を置くというようなことがございましたので質問をさせていただきます。地籍事業を推進してい

く中で地籍調査の課の本庁は課長を含め3名、津和野庁舎には3名と同数となっております。その理由と言いますか、どういうふうなお考えで4月の異動でこうなりましたか、そのことをお聞きしておきます。

また、仕事量においては旧町どのようになっているか、このことについてもお聞きしたいと思います。

ちなみに、この地籍調査の振興これは100%やると言いますと、この津和野町では単期年度計画では23年度までにやると、そして、その上に長期計画では53年度平成53年度までかかるというような計画になっております。

以上のことを申し上げましたが、このことにつきまして御回答をお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 改めておはようございます。本日は一般質問をお受けするわけでありますが、どうかよろしく願いをいたします。

地籍調査事業の推進についてお尋ねございましたが、地籍調査事業は重要な事業であることは御意見のとおりであります。本町はどちらかと言いますと県下でも後発組と言ってもいい状況でございます。できるだけ急いで実施をいたしたいとこのように考えておりますけども、

行財政ともに何かと厳しい状況下にございますので、なかなか思うに任せない面もありまして苦慮いたしておるところでございます。

国、県においても厳しい状況の中で何とか予算枠を確保したいということで今後5カ年間にわたります計画について状況把握がしたいということでさきに推進計画を提出してほしいということで本町もそれに従って推進計画を立てまして協議を行ったところでありますが、したがいまして、今後予算が確保されますとこの計画に基づいて調査することになりますが、実情等につきましては担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 地籍調査課長。

○地籍調査課長（安見 隆義君） それでは、お答えいたします。

中岡議員さんには3点の御質問がございましたので、1点ずつ御回答をさせていただきますと思います。

1点目でございますが、高齢化率が高くなっている自治会、地域も多く、これまでよりもさらに早急に実施されるべきという御質問だったと思いますが、国におきましては、国土調査推進のために予算の獲得に全力を挙げて取り組んでいただいているところであります。県、町も国土調査について早急な実施に努めたいと考えているところであります。

島根県の地籍調査の進捗率は議員さんもおっしゃましたように、40%強であります。本町においての地籍調査の進捗率は7%弱となっております。本県におきまして地籍調査事業を推進するにあたり、継続した県予算確保のため平成18年度から平成22年度までの5カ年の地籍調査事業費額を各市町村ごとに調査をし、確実な事業推進を計画をされております。

本町におきましては、現在の推進状況でいきますと、今後35年を経てようやく地籍調査事業は終了する予定であります。早急な実施に努めたいところではありますが、その他のもろもろの事業もありますし、国、県、町の財政面、マンパワーの確保といった問題もあり、容易でなく苦慮しているところであります。

単期計画につきましては、今回県に提出いたしましたこの5カ年計画を基本とし、長期事業につきましては高齢化率の高い自治会、地域を考慮して事前事業をも含め地籍調査事業地域連絡会議、津和野町地籍調査推進協議会とも協議をいたし、協力を得ながら推進してまいりたいと考えています。

2点目でございますが、地籍調査事業の平成19年度より事業拡大の予定と聞いているが、現在の職員体制で実施されるのか、または、人

的配置を考えかということでございますが、本年度県と町におきまして計画的な地籍調査事業の推進を実施すべく協議をいたしました。本町の地籍調査推進をしていくために県の5カ年計画に平成19年度より実施面積を大幅に拡大をしております。町にももろもろの事業のこともありますが、県とも計画的な実施を推進する協議をしておりますので、マンパワーの増員については何らかの対応を考えていきたいと思っております。

最後になりますが、3点目でございますが、地籍調査事業推進していく中で、地籍調査課の本庁、課長を含め3名、津和野庁舎3名同数となっているが、ということでございますが、現在地籍調査課には第2庁舎に正規職員3名、臨時職員2名、津和野庁舎に正規職員3名となっております。御指摘の件であります、総合窓口として津和野庁舎へ3人を配置しています。昨年9月25日の合併と同時にこのような状況となっております。現在のところ、特に事業進捗に支障を来しているとは考えていませんが、どのような体制になることが最も望ましいかもう少し状況を見て今後検討したいと考えています。

また、行財政改革推進会議の中でも組織、機構についても見直しもありますので、この中においても検討してまいりたいと思います。

仕事量においては、本庁、分庁で同面積や同事務ではありませんが、平成17年度は合併協議会の分科会において旧町方式で実施していくことを決定していましたので、旧町のままの人員で対応しました。平成18年度も継続した自治会で地籍調査進めるために平成17年度と同様な考えで実施することにいたします。少しは第2庁舎の方が仕事量が多くなっていますが、職員数の問題もあり現状の人員となっています。今後は組織的な連携をとれるようにしていくことを考えたいと思っています。

○議長（後山 幸次君） 9番、中岡君。

○議員（9番 中岡 誠君） 大体の要綱はわかりましたが、今一つお聞きしたいと思います。と言いますのは、今臨時職員2名の採用ということでございますが、このことにつきましては、過去にも森林組合、その他の測量等におきましても外勤と言いますか、そういうことをされておりましたが、仕事量が多くなれば当然職員もふやさねばならないというところであります。この臨時職員につきましては、短期であるのか、また、長期であるのか、そうして専門職的な人材で恐らくあらうと思いますが、そのことについてが1点であります。

もう1点につきましては、職員配置につきまして大変済みません9

月からということでございまして私の手ばかりでございました。そういう中で両町の事業のためにはどうしても臨時が必要であるというのはわかりますが、やはり本庁としての機能、課長以下、意志統一のためには早急に何らかの手を考える必要があろうと思います。組織別に登録的に対応することが、能率のいいことがやはり町民サービスということで、この整備につきましては、何と言いましても財産を守るという一つの大きな問題があろうと思います。そのことにつきましても、過去旧日原では、地籍はやったけどその後いろいろなトラブル等の問題も聞いております。こういうことにつきましても十分に留意されまして進めておられることと思いますが、そういうことのないようにひとつお願いをしておきます。

以上の2点のことで御回答をお願いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 地籍調査課長。

○地籍調査課長（安見 隆義君） 臨時職員につきましては本年長期臨時という形で雇用を1名さしていただいております。これにつきましては、今後5カ年間の間にいろんな面積も相当ふえてまいりますので、そういう面も含めながらそういうことを配置をさしていただきました。担当の方につきましては、高津川森林組合を6月末で退職をされた方

に来ていただいております、現役でいろいろと山の方につきましても相当詳しい方でありまして、体力的にもいろんなところの山もよく承知しておられて即現場のためになるということで何とかお願いをしたところでございます。

2点目につきましては、できるだけそのような方向は望ましいわけですが、一気になかなかやるということにもまいりません。もう少し先ほどもお答えいたしましたように、今後も組織機構の見直しということもございますので、その中でいろいろと考えていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 9番、中岡君。

○議員（9番 中岡 誠君） 今後組織機構の見直し等でももちろん十分考えていかねばならないと思います。特に地籍調査におきましても単独の課でなしに、将来的には課の合併等もあろうかと思いますが、それまでにもやはり効率的に仕事ができるような体制に持っていきたいと思います。よく執行部の皆さん方は口を開くたびに一体感の醸成、これを持たなければと言われますが、やはり組織の見直し等またこういう本庁、分庁との総合窓口についてもいささかなりとも疑問を持って

おられる町民もおられるわけでありますので、やはり情報につきましてもいち早く流していただいてこれからの執行をお願いしたいと思います。

トラブル等につきましても、現在余りないようでございますので、回答はなかったかと思いますが、やはりこういうことのないようにお願いをしたいと思います。

以上でこの地籍調査事業については質問を終わらせていただきます。

次に、合併協議後の事業の再編についてでございます。このことにつきましては先ほど申しましたように、まだ18年度になって余り日にちもたっておらない、しかも、いろんな事業等もございました。そういうことでなかなか困難なこととは思いますが、どうしても町民の皆さんは合併はしたけど、なかなか自分たちの暮らしに変化が見えておらないというのを実感しているようでございます。そういう中で、合併協議の中のすり合わせの中でまだ残っているもの、このことにつきましては、非常に難しい問題が残っておるわけでございますが、18年度に再編あるいは見直し、そういうことも協議の中では出ております。ということで先般の6月議会の組織機構の見直し等の質問にも出ておりました。そういうふうなことで大体の大筋はわかりましたが、やはりそ

のことがなかなか町民にわかってもらえないということがありますので、この行財政改革これの大綱ということでいわゆる集中行革プラン
そういうふうな難しい言葉ではありますんで、町民の皆さんわからないかと思いますが、その中で、第1専門部会で合併協定への検証ということで先般お聞きをいたしました。その中で、そのことについて質問をさせていただきますけど、合併協議後に整理されていない協議事項または件数そういうものについて今現在どのような進捗状況であるか、そのことについてお聞きをしたいと思います。

それと、合併協議会で新たな制度とする事業はどのようなになっているか。早急に整理しないと旧町どちらかに不公平感が起きるのではということでございますが、これは先般の広報9月号に出ておりました津和野町若者定住促進事業の中の交付金のことが出ておりました。そうしますと、旧日原町の住民の皆さんはこのことはどうなっておるかと、再編になっておるからとはわかっておるけどこのことについてはどうかという問い合わせ等もございました。その中で、ここに書いてありますように、年度内に新たに制度ができるのか。年度途中での制度変更の場合、例えば施行月日または即適用するのかもしれないのかというようなことが不信と言いますか、感じました。そういうことで質問をし

ように思ってここに書いておりますが、今定例会においては、この条例案件が出ております。そういうことでございますので、一安心ではございますが、このことにつきまして御質問をさせていただきます。

それと、3点目には、合併後の整理された内容を報告すべきではないかということでございますが、やはり先ほどから言いますように、いろんな情報を流す、例えば広報なりC A T Vなり、またはこの前の敬老会事業の告知のように、そういうふうな形でもできるだけ早く町民にお知らせをしていただきたい、我々議会にもそうですけど、していただきたい。不信感や不満の解消これがないとやはり一体感の醸成というものはないと思います。そのことにつきまして御回答をお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） それでは、3点ございましたので、随時お答えを申し上げたいと思います。

合併協議後に整理されてない協議事項と件数ということでありますが、御質問にありましたように、第1専門部会で合併協定項目について検証をいたしました。その結果を御報告を申し上げます。

この数値につきましては平成18年の6月末現在の数値ということ

になっております。協議会協定項目が全部で91項目、その中で9項目がまだと、それから、幹事会協定項目が31項目ありましたが、その中で2項目合計11項目が未検討ということであります。

内容といたしましては、まず、1点目はバス路線及びスクールバスの運行体制についてであります。この問題につきましては、新たな交通システムを構築するということで、その中で総合的に検討をすることになっておりますが、最も急がれる事項であると考えております。

次に、2点目ではありますが、産業後継者派遣研修制度であります。この問題につきましては、次の質問でお答えを申し上げます。

3点目ではありますが、町民運動会についてであります。この問題につきましては、現在も検討中ということになっております。

4点目ではありますが、土地改良事業についてであります。この問題につきましては、土地改良事業に伴う償還金あるいは利子補給というふうな問題ではありますが、現在実施中の事業につきましては従来どおりの方法というふうな形で実施をしております。今のところ、新たな事業実施は平成22年の予定ということになっておりますので、それまでに検討をするという予定であります。

5点目ではありますが、敬老事業についてであります。この問題につき

ましては、本年度は記念品を 88 歳と 100 歳以上の方に贈呈をする予定としております。敬老事業全般につきましては現在も検討中であり
ます。

次に、6 点目ではありますが、通学費の補助についてであります。この問題につきましては、遠距離通学者に対する補助についてであります。平成 19 年度再編に向け検討中であり
ます。

7 点目が通学用自転車の貸与あるいは通学ヘルメットの補助についてであります。この問題につきましてはスクールバスの運行等が関係
をしておりますので、新たな交通システムの見直しにあわせて検討を行うことにしております。

8 点目と 9 点目同様の問題ではありますが、上水道事業あるいは簡易水道事業についてであります。この問題につきましては、水道料金の関係
であります。協定内容としては平成 23 年度に新料金を設定するということになっておりますが、経営状況等を見極めながら随時検討してまいりたいというふうに考えております。

次が 10 点目ではありますが、公民館についてであります。この問題につきましては、合併後 3 年以内に再編するということになっており
ます。現在公民館運営審議会を中心に今後の公民館のあり方等について

検討中であります。

1 1 点目、最後であります、農道管理についてであります。この問題につきましては、農道の管理の経費これに関する問題であります。平成 1 9 年度の再編に向け現在検討中であります。

以上、1 1 項目、項目数と内容を簡単に御説明を申し上げました。

2 点目であります、1 8 年度に再編あるいは新たな制度とする事業ということであります。平成 1 8 年度に再編実施をしたものは主に保育料の段階的な調整、介護保険料の改正、母子保健関係事業の各種検診の回数の調整、それから、成人保健関係事業の各種検診手数料の統一化、道路維持管理及び河川維持管理の草刈り委託料の統一化あるいは愛護団の育成等であります。御指摘のありましたように、町民間で不公平が生じる可能性が高いというふうなものについてはできる限り早期に解決するように努めているところであります。しかし、旧町における行政執行上の基本的なスタンスそういった相違もあり、現時点で一概に不公平と取られる事の難しさもありますので、もろもろの問題解決については引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

特に御質問のありました若者定住奨励金これにつきましては、今回の議会に津和野町定住促進条例ということで改正条例を提案しており

ます。内容的にはふるさと就労奨励金と若者リターン奨励金、若者転入奨励金、鯉・恋祝い金、出産祝い金、少子化対策推進功労金こういったものを若者定住促進奨励金ということにしております。基本的には旧津和野町の制度内容を引き継ぎ全町を対象として実施をするものであります。

適用につきましては、平成18年4月1日にさかのぼって実施をする予定としております。

次に、農業研修生受け入れ助成及び産業後継者派遣研修事業につきましては、助成金額の変更や対象を全町とする等であります。

適用につきましては、適用が今のところないということでありまして10月1日の交付日からというふうな形で考えております。

3点目ではありますが、整理された内容の報告についてであります。合併後に整理された協議会での協議項目につきましては、指定ごみ袋の手数料あるいは道路の除雪問題、水道料金の検針回数及び委託料等をはじめとして62項目程度あります。協議項目につきましては、各担当課が随時協議をして結論を出しております。基本的には結論が出たものは直ちに実施ということにしております。また、条例改正あるいは予算が伴うものにつきましては、議会に御提案を申し上げ議決をいただ

いた後に実施をいたしております。基本的には津和野町民が行政サービスを等しく受けられ、少しでも早く一体感を醸成するという考え方で検討を進めております。

合併協議のように一堂に会しての会合ではなく、関係各部署において検討し、結論が得られるというふうな形でありまして、結論が得られたものはできる限り早く実施をするというふうにしておりますので、全体を取りまとめた一覧にいたしますと時期的なずれが生じてまいりますので、今のところ実施したことあるいは議会に御提案を申し上げた時点それがそれぞれの報告というふうな考え方であります。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 9 番、中岡君。

○議員（9 番 中岡 誠君） 1 項目の質問につきましても 1 から 11 番まで丁寧に御説明、御回答がありました。先ほど言いましたように、この件につきましては合併協議会でも非常に協議の中で困難な時期があったことでございます。そういう中で今後慎重の上にも慎重に協議、検討をいたしていただきたいと思います。

これには触れておりませんでした。津和野町行政改革推進会議というものを立ち上げるということ、10 名程度立ち上げるということ

を先般伺っております。その役目と言いますか、最終的なことになろうかと思いますが、それについて今御回答できればそれを1点お聞かせ願いたいと思います。

それと、この時期のことでございますが、やはり時期的なずれが生じるなかなか一遍には報告できないということでございますので、できるだけ早目にできたものは町民なり、我々にもお知らせをしていただきたいところであります。

一体感の醸成というものは先ほど申しましたように、やはり町民の不信、不満そういうものがあってはなかなかできない、しかも、短期間ではなかなかそれができない、やはり意識改革であろうかと思います。そういうふうな意識改革の情報等につきましても町民の皆様方によくわかるようにしていただきたいと思います。

以上、津和野町の行財政改革推進会議につきましての説明を一つお願いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） ただいまの行財政改革推進会議についての御質問がございました。お答えを申し上げたいと思います。

10名程度ということですが、10名で構成をしております。

津和野地域から5名、日原地域から5名という形で先般9月の上旬に第1回目の会議を行いまして庁舎内部で取りまとめました行財政改革推進大綱あるいは実施計画そういったものについて諮問をしております。

次の開催日程につきましては、会長一任という形になっておりまして、まだ日程が決まっておりませんが、基本的にはできる限り早い段階で結論を出していただきたいというお願いをしているところであります。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 9番、中岡君。

○議員（9番 中岡 誠君） そういうことでございますので、この委員の中には我々議会の代表者も、代表者じゃございませんが議会の中から、議会議員も出ておられます。そういうことでひとつ先ほど申し上げましたように、一体感の醸成が保たれますようにぜひとも進めていっていただきたいと思います。この行財政改革または再編につきまして最後に町長さんの御意見等ございましたらひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 行財政改革の重要性につきましては申し上げるまでもないところでございますけども、現在課長答弁しているような形で審議会等も立ち上げさせていただきまして第1回の会合も開かせていただいたところでございます。できるだけ急いで具体案を取りまとめいただき、御答申がいただけるように努力をしてまいりたいとこのように思うところでございます。

○議長（後山 幸次君） 9番、中岡君。

○議員（9番 中岡 誠君） どうもありがとうございました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（後山 幸次君） 以上で9番、中岡君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序2、12番、道信君。

○議員（12番 道信 俊昭君） よろしくお願ひします。私はこれで2回目の質問ということになりますが、まだ不なれなもので質問の意思が趣旨が通じないかも知れませんが、皆様の御回答を何とぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

津和野高校において新入生の大幅な減少、それと、共存病院における医師の不足こういう一見何の関連性もないような問題を私は今回取り

上げて見ました。

まず、津和野高校においてですけれども、津和野高校の新入生は一昨年在学が112名、昨年在学が91名、今年はとうとう63名になりました。今後とも中学卒業生数の減少はとまることはありません。この現状の中で島根県教育委員会は県内の高校のさらなる統廃合を計画しております。

次は病院問題ですけれども、ひょっとしたら津和野と日原の共存病院のどちらかがなくなるかも知れないという話が町民に大きな不安を与えております。この原因の一つは医者が足りないということにあります。島根県には島根大学医学部があるのになぜ医師不足をもたらすかと言いますと、島根大学の定員のうち島根県出身者は1割にも満たないということだそうです。残りの9割以上は他府県出身者で卒業後にはほとんど出身県に帰ってしまい、島根県には残らないこれが大きな原因のようでございます。

ただいまの2つの問題、学生不足と医師不足の問題を関連づける解決のヒントが私にはあると思いました。それは、森鷗外は医者だったということです。18年度の学校要覧の表紙に「文豪のいた地で何を学びますか」、こういうキャッチフレーズが載せられています。さらに「森鷗外に続く新たな可能性を津和野高校から」と続けて書いてあります。

津和野高校は「医学部」を目指す生徒を育て、大々的にアピールすることによって学生を募集することに大きな役割を果たすのではないのでしょうか。もちろん人数はごく少数でしょうが、これを目玉にすれば普通校としてあるいは進学校として学校全体の学力のアップに連動します。さらには今の中学生の夢と目標にもなると私は思います。もちろんここを巣立った学生は将来ふるさとの医者として活躍してもらいたいものです。医師不足の解消にもなるのではないのでしょうか。

前置きはこのぐらいいたしまして質問にまいります。1、島根大学医学部においては、山間部出身者であり、卒業後ふるさとの医療に携わる意思を持つ高校生に対し、「地域枠推薦入学」を行っています。その概略と津和野町の取り組む姿勢をまずお聞かせください。

2 番目は、島根県では医学部を卒業後、これはどこの大学でもいいんですけれども、県内で働くことを志す人に医学生地域医療奨学金を貸し出しております。どのぐらいの金額なのか、どのような体制なのかを教えてください。

最後に、津和野町独自の奨学金制度がありますが、もちろんこれは医学関係だけには限りませんが、その概略を教えてください同時に旧津和野町と旧日原町では今金額に違いがあるようでございます。これを

一本化するかどうか、同時にするとすれば、いつごろなのかを町民の皆様方にお知らせいただきたいと思います。一応前段の今の質問にお答えください。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） お答えしたいと思いますが、少子化の時代を迎えまして中山間地域に位置いたします高校への入学生は年々減ってきておりますことは御指摘のとおりでございます。津和野高校もち外にないところであります。私も今春卒業式に出席をいたしまして、また、旬日にして入学式にも出席をしたわけでありますけども、式場に入りまして子供の数が卒業式のとくと入学式のとくと非常に減っているという雰囲気を見まして大変驚き、また寂しく思ったところでございます。このままいけば統廃合される可能性があるとの御意見もありますけども、歴史と伝統のある津和野高校がそのようなことにならないようお互いに手を尽くしてまいらなければならないとこのように考えておるところでございます。いろいろと関連づけるヒントといったようなことで御提言がございました。津和野高校の校歌にも御承知のとおり「誰か周の学を承け、鷗外の筆継ぎゆかむ」こういうふうに歌われております。こうした精神を十分生かしまして津和野高校の充

実発展に向けてさらに努力をしてまいらなきゃいけないとこのようにも考えておるところでございます。

医師確保等に関連をいたしましてのお尋ねでございます。現状につきましては担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、地域枠推薦入学等につきましてお答えを申し上げたいと思います。

島根県には僻地に該当する地域が多く、僻地における医師不足が深刻化しております。地域医療に重点をおく島根大学では医師派遣による僻地医療支援に加えましてふるさとに根づいて僻地医療を担う医師を養成することを使命といたしております。

御質問の地域枠推薦入学は島根県内の僻地出身者で医師として活躍するに十分な素質と明確な意思を持ち、県内の僻地医療に貢献したいという強い使命感を持った学生を発掘し、選抜することを目的といたしております。

この制度は全国に先駆けまして島根大学が取り入れものでありまして、津和野町長も少なからず当初より関わりを持っていたところでご

ざいます。そのため、志願者が出願前に僻地医療機関等で適正評価を受けるとともに出身地の市町村長等による面接を受けることといたしております。これによって市町村長は推薦の手続きを進めることとなりますが、この面接は先ほど申しましたように、志願者が将来ふるさとの地域医療に貢献をしたいという強い意思を持っていることを確認するとともに、医師不足に直面している市町村の首長が中心となって行うものであります。本町といたしましてもこうした大学の意向を受けこの制度創設の18年度から受験生に対しまして町内の関係機関の御協力をいただきながら積極的に支援してまいっているところでございます。

次の支援でございますが、島根県では地域医療を担う医師を養成するために医学生に対する奨学金制度を設けております。御指摘の医学生地域医療奨学金につきましては、対象は大学生あるいは大学院生で卒業後島根県の公的医療機関や中山間地等で勤務を志す方を対象といたしております。金額につきましては大学生の場合、入学金相当額19年度になりますが28万2,000円、月額10万円を貸与、院生の場合でございますが、これにつきましては入学金相当額28万2,000円、月額15万円を貸与することとなっております。貸与人数につきましては5名です。

また、さきの御質問でありました地域枠推薦入学につきましても同様な条件で来年度の貸与人数につきましては5名でございます。

これらの奨学金につきましては、大学卒業後知事が定めます県内の指定医療機関に勤務した場合、これは一定の期間という要件がつきますけども、返還は免除されます。これらの医学生のための奨学金制度は県医療対策課医師確保対策室が所管いたしております。

また、地域枠推薦入学等につきましては、津和野高校及び当健康福祉課の方でもお問い合わせいただきたいというふうに思っておるところでございます。簡単ですが以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、お尋ねの3点目にございました津和野町奨学資金制度の相違点と今後どうするのかということにつきまして御答弁を申し上げたいと思います。

まず、相違点でございますけども、この奨学金資金制度につきましては、町村合併協議によりまして当面旧町時代の制度で運用するということになっております。それで内容でございますけども、まず、対象者でございます。この奨学金制度は3種類のものがございまして、旧日原町奨学金、旧津和野町育英資金、旧小藤育英資金この3つからなってお

ります。この中で共通していますものは大学生はすべて対象者であるということでございます。

それから、高等専門学校あるいは高校生につきましても、これについては日原奨学金あるいは津和野町育英資金につきましても対象となりますけれども、小藤育英金につきましても対象とならないわけでございます。特に旧日原町奨学金につきましても、専修学校生というのがこれに加わっておりまして他の2つの資金にはこれがないということでございます。

それから、2点目の出願資格でございます。旧日原町奨学金につきましても、旧日原町出身者でということでございます。

それから、旧津和野町育英資金と小藤育英資金につきましても、旧津和野町に住所を有する者の子弟という若干文言が変わっておりますけれども、内容は同様のものであるというふうに思っております。

それから、3点目でございますが、奨学金の額及び貸与期間でございます。旧日原町の奨学金につきましても、これは本人の希望という形になっておりまして、選択制をとっているわけでございます。まず、大学生につきましても、月額3万円または4万円のいずれか。それから、高等専門学校生これは3年生以下でございますが、月額1万5,000円

または2万円。高校生は月額1万5,000円または2万円となっているわけでございます。

それから、専修学校生等につきましては、やはり月額3万円または4万円。貸与期間につきましては在学する正規の修学期間ということでございます。

旧津和野町育英資金あるいは旧小藤育英資金につきましては、そちらの内容が比較的同じでございますけども、育成資金につきましては大学及び高等専門学校生につきましては月額2万円、高校生は1万円、貸与期間は1年ではありますが更新は可能であります。

小藤は大学生のみで月額1万円、貸与期間は1年で更新は可能ということになっております。

それから、奨学金の返還でございますが、旧日原町の奨学金につきましては卒業されて6カ月据え置きをして10年間で年賦、半年賦及び1年以内の割賦による返還ということになっております。

それから、旧津和野町の育英資金と旧小藤育英につきましては、こちらも同様でございますが、卒業後1年据え置きましてその後10年間で半年賦により返還ということになっております。

以上、相違点につきまして申し上げますけれども、この3

種類の奨学金につきましては、今年度の当初の奨学生選考委員会を開催した際に委員の皆様方から早急にこの制度を一本化して行うべきではなかろうかというふうな要望を受けております。また、先日の平成17年度の決算監査報告の際にも監査委員さんの意見の中にも同様の指摘を受けております。したがって、今後部内で十分検討協議いたしましてできるだけ早く見直して対応してまいりたいと考えておりますが、時期的には来年度実施の方が望ましいのではないかなとこのように考えております。いずれにしても教育委員会等はじめ部内で協議を進めてまいりたいとこのように思っております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 12番、道信君。

○議員（12番 道信 俊昭君） まだ、なれないものでかなり演説調になりましたけれども、先ほどの私が言っておりました津和野高校が目指す学校要覧というのがここに手元にあるんですけど、皆さん御存じだと思いますが、私が先ほど申しましたように、ここに「文豪のいた地で何を学びますか」というふうにこのもう明記しております。先ほど言ったように、津和野高校がパイオニアになるべきなんだということもこのところに書いてあります。

それと、もう1つ、これは津和野高校の校長先生からいただきましたが、それから、もう1つの医学部推薦の方の分ですけれども、私もちょっと取り寄せて勉強してまいりましたけれども、ここに島根大学医学部の応募要綱がこれに入っております。ですから、お医者さんというのは高校に入ってすぐ決めるというのは非常に難しい学科でもありますし、これはもう小学校、中学校のころからある程度の心構えを持ってやっていただければならないと、したがって、小・中学生のあたりからしっかりと勉強していただくということが必要だろうと思っております。それで、先ほどの地域推薦枠入試を受ける学生のために町はどのような具体的な取り組みをしているか。もし参考になればと思いますので、お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 御質問ですが、町がどのような支援をしているかということでございますが、現在のところ、金銭的なと言いますか、そういった形での部分は先ほど教育長が申し上げた以外に私の方の担当では所管をいたしておりません。

島根大学医学部地域枠推薦入学につきましては、医学部の医学科の特別選抜でございます。町の具体的な協力と申し上げましたのは、先ほ

ど若干述べさせていただきましたが、志願者に対しまして首長ほか 4 人のメンバーが必要なんです、志願者に対してその意思を確認と言いますか、評価をさしていただくための面接を行っております。その結果を評価表といたしまして津和野高校経由で大学に対し推薦を行うことであります。そのほか、志願者自身は僻地の医療機関及び社会福祉施設で医療福祉体験を行うことが義務づけられております。この日数は少なくとも 7 日以上というふうになっております。この評価を受けることが義務づけられている以上、この辺の医院、病院あるいは福祉施設等の先生方あるいは施設長さんとの事務の調整が必要でございますので、そういった研修のための事務の計画等の調整を行っております。毎年と言いますか、少数の志願者ではございますが、私どもといたしましては、よりよい評価が得られるよう協力支援して今後もいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 12 番、道信君。

○議員（12 番 道信 俊昭君） 行政マンというのはどうしても仕事柄のできるだけ多くの人にとか、あるいは公平なサービスとかという言葉に縛られましてこのような特殊な事柄とか、限られた人のために

力を注ぐというのは勇気が要ることだろうと思います。しかし、学問に限らずスポーツや芸術などあらゆる分野においてたとえ少人数であっても一芸に秀でた人を大切にすることは子供たちや町民に夢や勇気を与えることだろうと私は思います。特色ある学校あるいは特色ある地域づくりにつくりますように行政と町民が一緒に頑張っていきたいとそのように私は思っております。今度の安倍政権も教育改革には非常に力を注ぐそうでございますので、この波の中で教育に関してあるいは医者に関して私たちは町を挙げて頑張っていきたいとこのように思います。

それでは、次の質問にまいります。これまで島根県が行ってまいりました事務や権限をこれからは各市町村に任せますよという件でございます。この項目が2 1 1だと発表されました。私は県の推進課に直接尋ねてみました。例えばパスポートの申請、交付あるいは県道の改築、維持管理、旅館業や利用、クリーニングの開設届けなどいろいろあると聞きました。これらが実行されますと、町民にとっては大幅な時間と移動距離の短縮につながるはずです。そして、これらは決して県からの押しつけではなくて意気込みのある町村に手を挙げてほしいとそのように言っております。これを現実に実行に移す心構えと時期としてはいつ

ごろから具体的に始まるのかを教えてくださいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

御質問にありました 2 1 1 の項目が発表されたと御紹介ありましたが、これは 9 月 1 2 日付の山陰中央新報に掲載された「権限移譲～ 2 1 1 項目が「可能」云々」という見出しのついた記事のことだと理解をしております。本年度の県の権限移譲の状況につきましては、6 月議会的一般質問の中でも他の議員さんの質問にお答えしましたとおりであります。その後、県は平成 1 5 年に策定されました市町村への権限移譲計画を今年度見直しを進めておりまして、本年度内に新しい権限移譲計画を策定するというふうに私どもにも説明があり、現在県は実際の作業を行っているところです。今回の報道、これは私も議員さん同様に県の権限移譲推進室に問い合わせをしたんですが、それによりますと、今回の報道は県が内部協議を進めている過程として中間的に報道に対して発表されたものだということでありました。この記事にあります 2 1 1 項目の具体的な要因につきましては、県から市町村へ対し

て正式な通知等でのお知らせはまいっております。したがって、町としまして、権限移譲や問い合わせた内容以上のことについてはいまだ把握はしておりません。これは議員さんと同じなんですが、県の新計画策定の動向を非常に注視したいというふうに考えております。

また、今後これも問い合わせたところによるんですが、市町村の意見を聴取する機会を設けたいということも言われておりましたので、そういった機会には町としての意見を積極的に述べ、県と十分な意思疎通を図って制度について県、市町村一体となって進めていけたらというふうに考えております。

また、現時点におけます本町の権限移譲に関する基本的姿勢はこれから述べますとおりと考えておりますので、こういった内容について県との協議等の際に十分に主張していきたいというふうに考えますその基本的姿勢は次のとおりです。

まず、大前提としまして、県の推進する権限移譲には町は可能な限り受け入れるということを基本にしたいというふうに考えております。それを前提とした上で留意をしておきたい観点は2点あります。その1点は、単なる事務移譲とならないようにすると、したいというものであります。

もう1点は、権限移譲はあくまで県や役場のお役所の都合を優先するのではなく住民の利便性と視点を重視した権限移譲を推進していきたいと、この2点を留意したいというふうに考えております。

それから、県への要望として今思っておりますのは、2点ありまして、その1点は、移譲される事務量に見合う適正な財源確保ができるかどうか、これをきちんとしていただきたい、それから、もう1つは、可能な限り県による人的援助、支援または研修体制を充実していただきたいと、こういうことを県には要望していきたいというふうに考えております。これが私どもが今考えております基本的なスタンスであります。

○議長（後山 幸次君） 12番、道信君。

○議員（12番 道信 俊昭君） ただいまの課長の意気込みを聞いて頑張っていたけるとそのように感じました。ただ、正式な要請がある前にしっかりと準備運動して体制を整えておくということが他の市町村を一步も二歩もリードすることだろうとそのように思います。魅力ある町とか、あるいは魅力ある役場職員になる絶好のチャンスでもありますので、ぜひスピード感、スピードを重視していただいて一步も二歩も早く足を出していただきたいそのように感じております。職

員の方に対して大いなる期待をしておりますので、しっかりと見ておりますので、何とぞ頑張ってください。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） 以上で12番、道信君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で10時30分まで休憩いたします。

午前10時15分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序3、7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 7番、青木です。通告に従って質問を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申したいと思います。

最初に公民館の体制につきまして御質問をいたします。このことは旧両町の合併協議会の中で合併後3年以内に見直すことになっております。旧両町がこれまでに続けてきた歴史や文化をお互いに認識し、理

解をしながら3年と言わず、1日も早い改善を図ることが真の一体感を醸成するためにも非常に重要なことであるというふうに思います。その後の協議の進捗状況につきましてどのようになっているのかお伺いをいたしたいと思います。そのあり方につきまして意見を述べ、町長の御意見をお伺いをいたしたいと思います。

公民館活動で知られているのは宮崎県の綾町で照葉樹林と有機農業を推進する小さな町でございます。30年前には夜にげの町と言われた町でその後公民館を中心とした自治公民館活動で今では綾町に全国からあるいは近隣の市町村から住みたいあるいは小学校に入学させたいというようなことで町の人口が増加しておるのが現実でございます。年間およそ120万人の観光客あるいは視察者が訪れておる町でもございます。この蘇ったポイントは大きく2つあるというふうに思います。ポイントは1つは、その当時の町長でございます郷田実町長による決断、もう1つは、区長、津和野町では囑託にあたりますが、制度の廃止に伴い自治公民館制度の一本化を行ったことにあると思います。

区長制度の廃止についてであります、これまでは区長は行政と末端機関であり、町行政の手足となって行政伝達や手助けをするに過ぎなかったわけでございます。これをやめ、地区の公民館館長は地域の自

治に専念し、自主的な運営を行うことを進めたのでございます。こうした活動を通じてつくり上げたまちづくりは全国に広く知られ、花いっぱいコンクールで最優秀賞を、あるいは農林水産畜産部門で天皇杯受賞をはじめとして水の里百選あるいは森林浴の森の百選などこれまでに24もの受賞と選定を受けられたのでございます。そして、全国から今後の行政モデルあるいは目標になる自治体となっていておるところでございます。このように、ところ変われば考え方やそのまちづくりの手法はさまざまでございます。

さて、本町では、これまでに議論されてきました旧町で行われてきた公民館の設置及び運営方針についてでございますが、公民館のいずれかがよいとか、悪いとか、いずれを選択するとか、しないとかではなく、新たな公民館のあり方について検討を重ねて新しい行政運営やまちづくりを進めてはいかがかと思えます。今日において公民館は住民の心のよりどころであり、住民の学習や交流活動の場、地域活動の拠点としての組織であり、施設であります。また、地域住民の親睦を融和することを図り、相互理解と連体を高めコミュニケーションを深める組織であり、施設であり、極めて地域にとって重要な施設でございます。21世紀は地方自治の時代であると言われております。いずれが教育を含

めて本当の地方自治を実現するためには国から地方自体が独立するだけではだめでございます。住民パワーによる自主的な活動があって初めて地方自治が有効に機能するのだというふうに思います。

公民館活動のあり方についてであります。名称につきましては、今までの公民館のイメージを変える意味でも名称を変えた方がいいのではないかというふうに思います。例えの例といたしまして地域をサポートするような名称で地域センターあるいはコミュニティーセンターというような新たな名前がよろしいのではないかというふうに考えております。

また、各組織が独立した公民館体制であることが望ましいというふうに思います。館長は地域から選任され、非常勤体制で主事は若い職員であっていいのではないかとこのように思います。若い間に住民との話し合いができる職員になっていただきたいという意味も含めて若い職員を配置するのがいいのではないかとこのように思います。

それから、高齢化に伴いまして今後免許証を返還しなくていけないような年齢がどんどん来ます。そういった面で足の確保が今後さらに難しく地域ではなっていくというふうに思います。現在執行部では総合交通体系の整備が進められておりますけれども、そういった中では

ありますけども、公民館におきまして印鑑証明あるいは戸籍抄本、謄本などの窓口業務の一部行政サービスができるシステムづくりが大切ではないかというふうに思っております。

例えば本庁からの遠隔地にあります青原地区であるとか、須川地区、左鎧地区、木部地区、畑迫地区あるいは小川地区などにおきまして出張所的な機能を持った住民サービスが必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

以上のことを進めるには、現在の教育部局から町長部局に位置づけした方がよいのではないかというふうに思います。現在の機構では窓口業務であるとか、福祉につきまして教育長部局では難しい部分があるのではないかと考えます。結果的に町民のニーズにこたえられるようにするには、こうしたことを変えることも一つの方法ではないかと考えておるところでございます。

こうした観点から公民館の改善により行政末端機関で住民が自立する活力をつけることで今まで行ってきた行財政のサービスの見直しを図る一つになり、このことが予算の削減に延いてはつながっていくのではないかと考えております。

コミュニティーとは何かを再考することは次世代に何を渡したいか

を考えるきっかけになるというふうに考えておるところでございます。

町長の御見解をお尋ねを申し上げるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） お答えをいたします。

公民館のあり方につきましては、合併協議の中で始終議論があったことは御承知のとおりでございます。この協議を踏まえましてその後の進捗状況はどのようになっておるのか。また、そのあり方について町長はどのように考えているかというお尋ねでございますが、この問題につきましては、現在所管の教育委員会におきましていろいろと取り組みがなされているところでありますので、教育長の方からお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。ただ、御紹介のありました宮崎県綾町の先進事例あるいはまた御提言につきましては参考になるものと受けとめさせていただいたところであります。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、公民館の体制につきまして2点御質問でございますので、お答えを申し上げます。

その後の進捗状況についてでございます。これまで両地区、両地区と

言いますのは、日原地区、津和野地区のことでございます。両地区の公民館長、主事会の中で今後のあり方等につきまして若干意見交換的なことは行っておりますけれども、まだ、具体的にまとまっているということではございません。

また、一方では津和野地区各公民館 4 館あるわけでございますが、この運営審議会を開催をいたしまして今回の合併協議で確認をされた内容につきまして説明をするとともに現行の職員体制の見直しをした場合には、あわせて従来行ってきた公民館業務についても再検討せざるを得ないということを申し上げたわけでございます。この関係につきまして、若干の質疑を交換をいたしました。また、今後そうした点についてそれぞれの運営審議会委員の皆様方が各地区内の自治会あるいは分課長さんと個々にそれぞれ協議をいたしましてその結果を次回の運営審議会でご報告をしていただく、こういう形になっております。

御質問でございますように、3 年待たずしてということもありますけれども、できるだけ私たちもこの案件が前に進みますように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、2 点目でございますが、宮崎県の綾町の公民館活動踏まえての新たな公民館体制や行政組織のあり方につきまして具体的な御提

言をいただいたところでございます。これまでも本町議会の中で議員の皆様方よりさまざまな御意見、御提言をいただいておりますし、また、今後も続く過疎高齢化社会の中で生涯学習をはじめといたしまして地域コミュニティー活動の拠点としてその役割をいかに果していくか、今後の大きな課題でもあるわけでございます。いずれにいたしましても、多くの皆様方の御意見等踏まえながら、一方では、従来の枠組みにとらわれずに大きな視点に立って検討協議を重ね進めてまいりたいと考えております。

なお、御提言のありましたこの案件を推進する担当部局につきましては、これまでの経緯等踏まえまして当面教育委員会部局で所管してまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 御回答に枠組みにとらわれずに大きな視点に立って検討、協議を重ね、時期もできるだけ早くというふうなことでございまして、ぜひそのように頑張っていただきたいというふうに思います。

まちづくり、地域づくり、町の活性化には公民館が末端の行政機関と

して欠かせないものでございます。一日も早い対応を希望するものでございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。新たな高齢者医療保険制度につきまして御質問をいたします。本町からも準備委員会にスタッフを派遣し、平成20年から創設されるこの制度の目的と今後のスケジュールや内容につきましてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、お尋ねの新たな高齢者医療保険制度についてお答えを申し上げます。

新たな高齢者医療制度につきまして、さきの通常国会におきまして医療制度改革法案が可決成立いたしました。これによりまして少子高齢社会に対応した医療保険制度の構築に向けた「後期高齢者医療制度」が創設されることとなりました。

これは75歳以上の後期高齢者を対象といたしました医療制度であり、後期高齢者の心身の特性や生活実態等を踏まえ、平成20年4月より独立した医療制度を施行するものであります。これまでの老人医療制度と抜本的に改革いたしましたこの制度は運営については、保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する

広域連合が行うこととなっております。

財源構成につきましては、患者負担を除き公費約 5 割ですが、現役世代からの支援これは約 4 割でございます。このほかに高齢者から広く薄く保険料 1 割を徴収するものであります。

今後のこのスケジュールにつきまして、概略申し上げますが、議員さん御指摘のとおり、既に 8 月下旬当町からも職員を派遣をいたしておりますが、県下全市町村の準備委員会が設立され、現在事務局 7 名で立ち上がっております。

内訳につきましては、島根県から 2 名、松江市から 1 名、出雲市 1 名、先ほど申しました津和野町から 1 名、国保連合会より 2 名の派遣でございます。

今後 1 2 月議会に規約の議決等お願いいたしまして、19 年 1 月には正式な広域連合の設置許可を知事に行う運びであります。2 月には広域連合長、連合議員の選挙を行います。さらに 3 月広域連合議会を開催いたしまして組織、人事、給与、広域連合条例これは 20 本程度となる予定でございますが、これらの制定を行いまして、7 月から保険料設定の事前準備あるいは保険者台帳の作成等行いまして、これに並行し、電算入力等の調整業務を完了させなくてはならない状況であります。

さらに11月上旬に広域連合議会を開催いたしまして保険料条例の制定及び保険料賦課を決定した後、社会保険庁等に情報提供を行うものであります。そして、平成20年4月より施行というまことに慌ただしいスケジュールとなっております。

以上、概略を申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） それじゃあ、次に保険等に係わる高齢者の負担についての質問に移りたいと思います。最近の新聞等では高齢者に厳しい内容が多く載っております。65歳以上の地方住民税が6月から上がり、国民健康保険あるいは介護保険が8月から上がるなど高齢者の負担増で全国的に苦情や混乱があるというふうに聞いておるところでございます。本町の状況はどのようになっているのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 続きまして、保険料等にかかわる高齢者の負担について御質問でございますので、お答え申し上げます。

保険料にかかわる高齢者の負担につきましては、公的保険給付の内容、範囲の見直し等によりまして高齢者の負担に関しましては御指摘

のとおり、増大する結果となっております。これは前段の医療制度改革によって起こったものに加えて税制改正によるもの等制度改革によるものが原因でございまして、御指摘のとおり、新聞紙上等多くの報道がなされてまいってきております。高齢者の人口の多い中山間地といたしましてはその影響が大きいというふうに感じております。しかしながら、本町といたしましては、窓口に多くの方が来られたというふうな状況にはありませんが、これはできる限り早目の周知を行い、理解を求め、御相談に応じてまいりたいというふうに思っているところでございます。

余り多くの方がお見えにならないという表現もいろいろとは思いますが、浜田あるいはよその町村ではかなりの報道がなされたところがありますが、当町としての今日までの状況といたしましては、確定申告時に税務担当課より税制改正の説明がなされていたことや広報や保険料納付のときにあわせて周知を行ったなどのことによりまして数は住民税関係で約20件、国民健康保険税の関係で4件、介護保険料等の問い合わせが7件等集計した結果、こういった数字が確認をされたところでございます。特に大きな混乱もなく、その都度内容を御説明申し上げまして御理解をいただいていたというふうな状況でございます。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 余り相談と言いましょわか混乱はなかつたというふうな報告でございますけども、職員の皆さんが一生懸命やられた結果だろうというふうに思っております。新聞等によりますと、70歳以上の入院費が1.5倍になるとか、金のないあるいは転院先のない人が出てくるいわば難民のような形の人今後出てくるんじゃないかというふうなことが新聞等で上がっております。本町では入院費がどのような形で試算ができるのかわかりましたら報告をお願いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 議員さん御指摘のとおり、新聞紙上では国保、介護等住民税も含めまして三重の負担増であるというふうなことがよく書かれております。個別の所得に応じたことでございますので、一概には申し上げられませんけども、御指摘のとおり、高齢者の状況につきましては、ちょっと大まかな数字でございますけども、所得に応じた部分で個人差ございますが、御指摘のとおり1.2倍から所得中クラスの所得になりますと1.7倍ぐらいの増加率と申しましょわかそういった方が実際に発生をするということでございます。俗に言

うトリプルパンチというふうなことで言われてはおりますけども、今後これは主にこれまでの税制改正が中心でございまして今後この医療制度改正、国保等も含めてでございしますが、さらにこの手元の中では数字を持ち合わせておりませんけれども、高齢者の負担につきましてはかなり増高してまいるというふうな予想でございます。しかしながら、この制度の改正につきましては国会等におきまして可決され、政令なり、奨励が伝達して来られて私どもといたしましてはそれを執行するという行政の形でございますので、法律に沿った事業を展開していかなければならないということもございます。この辺でこういったところをぜひ御理解いただいて私どもとしましてはこうした法令の周知徹底でありますとか、状況等を勘案した住民の要望、意見に応じたことを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 今課長さんからのお話もありましたように、これは国の医療法の改定でこうなっていくわけでございますけども、末端の市町村といたしましては、住民高齢者に対しまして十分な説明を周知徹底いたしまして混乱のないようにあるいは本当に収入が年金等で変わらない中で保険料等が上がってくるわけでございますの

で、そういった高齢者のことも勘案しながら周知徹底に努めていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で7番、青木登志男君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序4、4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 通告によりまして質問を行いたいと思います。

質問に先立ちまして通告をしておりますので、皆さん方にはその流れについて御理解いただいておりますというぐあいに思いますが、何よりもまして本町が合併をしまして以来、1年を超えようとしておるところでございます。従いまして、そのこれからの町政の発展のためにぜひともこういうことがスムーズに行われるように、そのためには、やはりマスタープランと言いますか、基本計画そういうものがきちっとあって、それに従って予算が執行され、そして、それが活性化に続いていくということがぜひとも必要だろうという意味でもってその流れに従いまして質問をさしていただきたいというぐあいに思います。

1 つは、新町の計画、いわゆるマスタープランがどのようなになっているかということでございます。そして、何よりも行政は予算に基づいて執行されますので、その予算がどういうぐあいに求められていくのか、そして、活性化するためにはこの中山間地におきましては何よりもまして農業の問題が大きな問題であるというぐあいにも認識するところでございますし、また、本町は観光を全面に出した行政でもございます。そういった意味でこの2 点が大きな活性化の目標だろうというぐあいにも思います。

そして、最後にはそれらが住民にわかりやすく伝わることによって住民全体のムードが高まるというぐあいに思いますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、新町の総合振興計画についてでございますが、新町の総合計画の策定につきましては、既に総合振興計画等審議会を通じていわゆる町民参画の視点のもとで進められているというぐあいに思いますけれども、その進捗状況についてどのようなになっているのかお伺いをしたいというぐあいに思います。お聞きしておりますところによりますと、町民憲章でありますとか、あるいは町の花だとかそういうものが決まったように聞いておりますけれども、そのほかどのような課題

が整理をされ、具体的に進めてられているかお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） お答えをいたします。

新町の総合振興計画の策定の進捗状況についてのお尋ねであります
が、申し上げておりますように、具体的な計画策定につきましては本格的
な御審議をいただくのは今からになるわけでありますので、その点
御了承いただきたいと思います。とっております。

なお、審議会発足後今日までのこの状況につきましては担当課長の
方からお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたしま
す。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） それでは、お答えいたします。

新町の総合振興計画につきましては、まず、新町の憲法とその素顔と
も言えます町民憲章と町の花木鳥の制定に対する審議を総合振興計画
等審議会にお願いいたしました。

審議の過程におきましては、総合振興計画等の関連を念頭におきな
がら振興の基本となる5項目につきまして議論を行いました。

旧町のしきたりや風俗慣習、地域特性などの相互理解が今後の計画

性の優劣を決めかねない重要な課題であり、ある程度の時間を要するものと考えております。と云うことですが、計画の前提となる部分ですが、木を例えて見るならば、今までの審議は幹であったと思います。幹であり、先般、全員協議会の際にちょっと報告さしてもらいましたように、新町とはどういう町なのかというような議論を随分交わしました。その方向性今からのまちづくりの意気込みと課題が随分出てまいりました。そして、この町の特徴と言いますのは、具体的に言いますと、花や木、鳥等においてこの津和野町の素晴らしい文化の町であるという共通認識が芽生えました。今後は計画策定にあたりましては、住民の皆さん方の意思を尊重しなければなりません。総合振興計画等審議会の委員さんは20名ですが、それにもかかわりませずそれぞれの課が、事務を担当しております住民組織、例えば農林課で言いますと農林業振興対策協議会あるいは各種生産グループ、それから、観光の方で言いますと、観光振興協議会、福祉の方で言いますと社会福祉協議会等においていろいろな議論を重ねていただいででき得ることでもありますならば、作業部会を設けてその審議の経過なり、今後の方向性なりを審議会の方へお諮りするということになるのではないかと考えております。

私、担当課長といたしまして新町にはまちづくりに関しましては、素

晴らしい素材が豊富にあると思います。いわゆる町に磨きをかけると
いうテーマでこれからの審議の展開を図られるべきではないかと思っ
ております。町に磨きをかけると言いましてもつい単なる言葉だけの
問題ではございません。今のところ、景観策定審議会等において具体的
に新町はどのような特徴があるのか。その特徴をみずからの財産とし
て磨き上げてこれからのまちづくりにどのような生かしていくかという
ことが議論の対象になっていくものと思います。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 4 番、青木克弥君。

○議員（4 番 青木 克弥君） ただいま御答弁の中でそれぞれの各種
の審議会の中でいろいろ議論を踏まえてそれを吸い上げ、まとめ、そし
て、計画に盛り上げていきたいというようなお答えでございましたし、
その中で、一つ気になるのは、今の現状認識の問題でございますけれど
も、既にもう 1 年を経過しようとしております。そういったところで現
状認識が今からやるというのではかなり遅れておるんじゃないかとい
うぐあいに思います。今までにいろいろな合併協議会等々の中でそれ
ぞれのところの議論がなされたというぐあいに思っておりますし、そ
の現状認識を非常に大事なことでございますけれども、早く具体的

な課題を整理するということが最も重要だろうというぐあいにありますので、今後のスピードある審議をお願いをしたいというぐあいにあります。それについて何か御見解ございましたらお願いします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） 総合振興計画等審議会20人の委員が委員さんがおられますが、実は旧日原町の委員さんは津和野町の現況をまだ十分御承知でない。津和野町の委員さんも日原町の状況が十分御承知でないというようなことで、まず町内視察から始めんにやならないのかなと思っております。実は現況認識であります、これは昨年の12月の議会で議決していただきました過疎法、過疎の振興計画の中で新町になってから改めて課題というものはあえてまとめてはおりんですが、その計画書の中に課題と現況と課題というものがはっきり明記してあります。その対策といたしましては、こういう方法でいきたいということも書いてはございますが、改めて新町を迎えた今日、もう一度皆様方と議論を深めていきたいということでございます。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） さらに審議を深めていただきましてこの当初目標であります19年度の前期というぐあいにお伺いしてお

りますが、できるだけその時点でおくれないようにぜひとも総合計画を立てていただきたいというぐあいに思います。

次の質問に移ります。予算についてでございますけれども、平成19年度の予算の考え方についてお伺いをいたしたいと思います。本町の財政状況というのはますますその厳しさをますというぐあいに思います。昨日も毎日新聞等で報道されておりますように、各市町村の財政状況がつぶさに報道されておりますけれども、本町もますます厳しい状況になろうかというぐあいにも考えております。

そこで、もう19年度の予算を編成をするというのはこれからだろうというぐあいに思いますけれども、今からその機軸になる考え方といったものをきちっと整理をするという必要があるかというぐあいに思います。そういった意味で19年度の予算編成にあたりましては当然本年度の決算状況を踏まえて行われると思いますし、17年度の決算状況も参考にしながらやられるとは思いますが、少なくともどのような機軸でやれるのか。これはやらなければ必ずやらなければならない、あるいはこれは切り捨てるべきだといったようないろんな整理があらうと思いますが、その機軸になる項目についてお聞かせを願いたいというぐあいに思います。

そして、特にその中で私、気になっておりますのは、いろいろな項目があるわけでございますけれども、18年度の当初予算を見てまいりますと、特に負担金、補助金の問題がございます。負担金、補助金につきましては、かなり数多くの件数がございます、総額で約9億円程度だろうというぐあいに認識をいたしておるところでございますが、その中で今回は負担金についてお尋ねをしたいというぐあいに思いますが、負担金については大体140件余りの件数だろうかというぐあいに思っておりますし、ざっと6億円近い予算が計上されているというぐあいに思っておりますが、なかなかこの負担金につきましてはいろいろな事業の非常に難しい進捗の中でいわゆる義務負担的な問題もございますけれども、一方では、いろいろな連絡会とか、協議会だとかそういった面での負担金も含まれておるとぐあいに思っております。中でも負担金の額につきましては非常に小さい2,000円からあるいは億を超す負担金まで非常に多くの負担金が計上されております。そういった意味で今後19年度につきましては、ぜひともこの辺を検討し、19年度で整理するということは非常に難しいというぐあいに思いますけれども、そういった方向でのお考えをお聞かせを願いたいというぐあいに思います。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） それでは、お答えを申し上げます。

本町の財政状況は現状のままでは平成 21 年度が最も厳しいというふうに考えております。基本的に人口の減少あるいは地方交付税の減額、それから、全体的な歳出削減とそういうふうなことによりまして財政規模は小さくなってまいります。

一方で起債の償還額は今後 21 年ぐらいまではふえていくということでありまして、必然的に実質公債費率は高くなるという状況になっております。現在のところの数値は 20%強ということであります。この数値は今後繰上償還等行い少ない年で 40 万円程度、それから、多い年では 1 億 2,000 万円程度というふうなことで前倒しができればできるだけ前倒しをして繰上償還をするということ、それから、地方交付税が 3%の減額程度であろうというふうな見方で試算をした数値であります。

ちなみに、繰上償還ができなかったというとき、あるいは地方交付税がもうちょっと減少して 8%程度減少したというふうな試算をいたしますと 25%を超えるというふうに今のところでは試算をしております。この実質公債費率は 18%以下が望ましいという数値でありまし

て、25%を超えると起債に制限が出てくるというふうな目安にされる数値であります。こうした状況を踏まえて平成19年度の予算編成ということではありますが、基本的には枠配分方式で行いたいというふうに考えております。特に地方交付税の見通しが非常に困難な状況でありますので、歳入を見すぎないように慎重に編成をしたいというふうに考えております。

中心になる項目等につきましては、財政としては枠の中におさめていただく、その中で今までの継続的事業あるいは重点的に進めなければならない事業等につきましては、各担当課の方で判断をして取捨選択をしていただくということで財政としてはまず枠で固めていきたいという考え方です。

次に、負担金、補助金の問題ですが、平成18年度当初で約9億円ということになっております。この中には法令外負担金適正化審議会で審議されたもの、あるいは広域で協議をされたもの、それから、町単独で実施をされるもの等々いろいろな性格のものがあります。以前からこの問題につきましては予算査定時に注意をされ、削減についての努力をしております。今回の行財政改革の中でも検討項目としていところあります。引き続き検討して抑制に努めたいというふう

に考えております。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） ただいま答弁をいただきましてそれぞれのいわゆる具体的なところの一部はわかるわけでございますけれども、先ほど質問いたしました、いったい予算の執行上の機軸は何なのか。その辺についてもう少し突っ込んでお話を願いたいというぐあいにあります。

また、法令外負担金につきましては、今までもさまざまなところで議論がなされているというぐあいには思いますが、非常にわかりにくい問題でもございますし、問題のある課題だろうというぐあいには思いますので、できるだけ今後の御検討をお願いをしたいというぐあいには思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 19年度の予算編成にあたって特に事業等についてどのような取り組みをしていくのか具体的にというお尋ねございましたけども、現時点でこれらについて具体的に申し上げるということは至難なことでありますので、御理解をいただきたいと思います。但し、今回の監査を受けました監査委員さんの意見の中には、逆説

的な御提言もございましたけれども、そう言いながらも当面、やはり入るを量って出を制するこの基本的な姿勢で予算編成に臨む以外ないのではなかろうかなとこのように考えておるところでございますが、より具体的なことを申し上げることはひとつ御遠慮いただきたいと、このように思うところであります。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） ちょっと誤解があったようでございますが、お答え願いたいのはそういう具体的なことではなくて、具体的なことにつきましては今担当課長の方から枠配分方式で行うというぐあいにお答えがございました。つまり、今入るものがあり、出るものがあるわけですので、そういったものについて十分検討しながらやっていくというのはそれは当然であろうというぐあいに思いますけれども、予算を編成する上でのいろいろな考え方で予算は執行されるわけでございますけれども、中でも本町の今後についてはこういったものについてはこういうぐあいな考え方、あるいはこういったものにはこういう考え方でもって進めてまいりたいということについて、いわゆる方向性と言いますか、そういったものについてお伺いしたいというぐあいに言ったわけでございます。もし今そういうお考えにまともって

おるとするならば、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 御質問に対しましてお答えが的はずれであったかと思いますが、御承知のとおりに総合振興計画については具体的に今後の課題でございますけれども、既に合併協議の中で新町建設計画というものが策定されておりまして、この中に新しいまちづくりについての指針が何項目かにわたって示されておるわけでございますけれども、これはいずれも重要な事項でございます。産業の振興であり、あるいは福祉の向上であり、教育の振興であるともろもろのものがあるわけでございますので、どれ一つを取ってもゆるがせにできないという内容のものがございますが、これらを一つ念頭におきながらさらにどれだけの予算配分がそのことができるのか、これについて今後普請をし、努力をしてまいりたいとこのように考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今いわゆる新町建設計画に基づいて総合振興計画が出され、そして、それに基づいていわゆる5つの重要なプロジェクトがございましたけれども、そういったもの、いわゆる精査し

ながら進めていくというぐあいな御返答だろうというぐあいに思いますので、ぜひとも早くその計画に基づいた予算執行の姿勢を示していただきたいというぐあいに思うところでございます。

次に、中山間地の農業についてお伺いをいたします。中山間地の農業につきましては、本町の場合、非常に高齢化の進行や担い手不足あるいは条件不利地域の環境にあるわけでございます。そういうような現況の中で、国は平成17年3月に策定をいたしました食料・農業・農村基本計画の実現に向けまして新たな農政改革を行おうといたしております。御承知のように、この農村基本計画というのは、いわゆる農業基本法に基づく計画であるわけでございますけれども、農業基本法は昭和36年に制定をされまして以来、いろいろな変遷をたどりながら昭和58年に農業だけでは農政を進めていくのが不合理が出てくるという意味で初めて食料が入り農村という事項が入ったわけでございます。そういった意味で今度の改革につきましては、戦後最も大きな改革であるというぐあいに位置づけられているわけでございます。すなわち、農政は今までがややもすればばらまきの農政であるというぐあいに指摘をされておるところでございますけれども、今回の改革の大きな目標は重点的な補助金制度と言いますか、助成制度を行うという意味で

今までにない大きな改革だろうというぐあいに考えておるところでございます。しかしながら、今打ち出されております3つの柱、すなわち米の政策改革推進対策、品目横断的経営安定対策、そしてまた、農地・水・環境保全対策の3つの柱があるわけでございますけれども、残念ながら本町のような中山間地におきましては、この対策のみではいろいろな農業者あるいは集落に課題が残ろうというぐあいに思っております。条件不利地域につきましては、現在直接支払い制度が執行されておりますけれども、そういったものを含めて少なくとも農業者あるいは集落が万遍なく光を得るようなそういった施策が必要だろうというぐあいに思います。国の対策につきましては、今言ったような基本計画に基づいて行うわけでございますけれども、その基本理念というのは既に言われておりますように、中山間地におきましては特に必要な食育でありますとか、あるいは地産地消でありますとか、そういったものが大きな推進項目となっておりますし、もう1つは、我が町では多くの農業法人が誕生いたしておりますけれども、担い手の農地利用の集積でありますとか、また、新しい食品産業の創設でありますとか、そういったものがこの基本計画のもとになろうというぐあいに思っておりますが、そういったものができる得るためには今申し上

げましたようなこぼれのない施策が必要であろうというぐあいに思います。

そこで、最もこの中山間地域に必要な今から進められようとしている農地・水・環境保全向上対策といったものは大きな鍵を握っているんじゃないかというような感じがしておるわけでございます。全国でもあるいは県でもこの問題につきましては多くの課題がございます。そしてまた、実施にあたりましては関係市町村あるいはこの近隣の町村でもいろいろな課題を含めながら今現在進められているというぐあいに認識をしております。

そこで、この中山間地の農業保持していく上で最も重要な推進対策といった農地・水・環境保全対策向上の推進につきまして、どのような基本的な考え方をされて進めようとしているのか、そしてまた、これは19年の4月1日には実施をされなければなりません、具体的な推進体制はどうなっているのかそのことについてお伺いをしたいと思います。

なおまた、中山間地の農業につきましては、今のただ言った農政だけでは振興ができるわけではございません。幸いにして本町には多くの特徴ある農業が営まれております。米、季節野菜はもちろんでございま

すが、タラの目でありますとか、ワサビでありますとか、コゴミでありますとかそういったいわゆる里山を利用した特徴ある農業が取り組まれております。ワサビにつきましては今回の災害につきましては大きな打撃を受けましたけれども、幸いにして町当局の前向きな姿勢が実現をされようといたしておりますから少しは安心をしておるところでございすけれども、こういったものがさらなる発展をするということが必要だというぐあいには思いますし、また、今里山を中心とした荒廃地が年々増加をしようとしております。それらの活用対策が非常に重要なポイントになろうというぐあいには思います。その辺についてもお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それじゃあ、議員さんの御質問にありました中山間地農業の保持について回答申し上げます。

ただいまの議員さん御指摘のとおり、平成19年度からの農政の大転換、これは当町のような零細な農家を多く抱えております中山間地域におきましては大変厳しい状況になるものと認識をしておりますが、町といたしましては、基本的にはまずはこの国の政策これを活用できるものは活用をしていくというのが基本的な考え方でございます。先

ほど言われました3つの政策についての概要でございますけども、これらの政策は産業政策と地域振興政策これらに大別されているものでございます。

まず、産業政策であります米政策改革推進対策並びに品目横断的経営安定対策というのがございますけども、これは表裏一体の政策でございます。これまで大半の農家が対象となっておりました国の施策が認定農業者や集落営農を担い手として限定した施策に移行されるものでございます。したがって、従来の米の生産調整支援策でございました米価の下落補てんであります。稲作所得基盤確保対策これが担い手重点配分する方向になっております。担い手以外の一般農家への支援というのも今残ってはおりますけれども、これは縮小され、将来は廃止になるというふうに聞いているところでございます。

また、一方、品目横断的経営対策これも認定農業者や集落営農を農業の担い手として限定をするものでございまして、外国産との格差是正として現時点では麦、大豆、てん菜、それから、デンプン原料用バレイシヨの4品目に対する直払いとそれに米を加えた5品目に対しまして国が示す基準収入に対してその年の収入が下回った場合、その差額の9割までを補てんする影響緩和のための措置それをするものでござい

ます。そういった制度でございます。町としても現時点でこの対策に加入できる認定農業者や集落営農が限られていることそういったことは議員御指摘のとおりでございます。そういったことでことしの3月31日に津和野町農業担い手育成総合支援協議会というのを組織を設立しております。いろんなＪＡとか、県の普及部なり、それから、農業共済組合なり、農業委員会なりそういったところと連携を図りながらということでこの制度に加入できるべく担い手の発掘、それから、育成支援活動を現在進めてもらっているところでございます。実際には7月から事務レベルの担当国会議も毎月開催をしながら進めているところでございます。

また、もう1つの農地・水・環境保全向上対策というのは、非農家を含む組織での資源保全のための共同活動と加えて環境に配慮した先進的な営農活動を行う組織や農業者個人に対して支援をする地域振興政策でございます。この政策については、今年度全国で約600の地域でモデル事業を実施をしながら政策の内容を決定しつつあるところでございます。そういったところでまだまだ現時点でも若干変更が出てまいったりしておりますけれども、ようやく住民の皆様説明ができる段階を迎えたということで先般9月の3日に全町一斉に説明会を開催

をしてきたところでございます。

内容的なものを概略申し上げますと、現在農業者でもって取り組んでおります各地域にあります農業用の施設の点検や修繕、それから、定期的な草刈りや泥上げ等の作業を今度は非農家を含んだ組織でもってさらに自然景観保全活動を加えながら共同実施することでこの支援を受けることができるものであります。そういったことでこれらは改めて申すものもなく地域でいろんな形で取り組んでいる部分がございます。そういったものをそのまま移行すればできる部分だというふうに解釈をしております、かなりの地域でこの政策については活用ができるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

自分たちの地域は自分たちで守っていくということが基本となるものでございまして、これらの活動を通じまして地域に連携とまとめ、それも生まれてまいりましてある程度の活力がこれによって出てくるのではないかと考えておるところでございます。当然、国の補助事業でございますので、これらに対する記録、主には写真等の撮影をすることになろうかと思えますけれども、それとか帳簿とかつけるような会計的な経理等も出てまいります。複雑な部分があろうかと思えますけれども、町といたしましてもできるだけわかりやすい一つはモデル案を示

しながらできるだけ多くの地域で取り組んでいただけるようにというふうに考えておるところでございます。

それから、もう1つの御質問でありました地域特産品目の振興についてでありますけども、ワサビそれから山菜については県単独事業であります立ち上がる産地育成支援事業ということでこれは従来から進めておりますけども、引き続きこの事業を活用しながら振興を図ってきているところでございます。御指摘のサカキ等もございます。なかなか地域で頑張っておられるわけでございますけども、地域である程度の限界的なところもあるようにも聞いております。ただ、こういったものも含めまして引き続きさらなる振興を図ってはいきたいと思っております。特に米価の下落等が今まだまだ予断を許さないところでございますけども、今後は関係しますＪＡや県の普及部等々とともに町内の各地域ごとに振興作目の設定を図りながら、また、作目にあった圃場や施設整備を進めていく方向で考えているところでございます。

一方、過疎化や高齢化等による荒廃農地の活用対策でございます。これについては県議会等でも質問が出ているように聞いておりますけれども、当町には農事組合法人もございます。また、直接支払い制度による組織やこのたびの農地・水・環境の向上対策の中での措置等も生まれ

てまいります。そういった中でこの荒廃しました水田や樹園地そして里山草地とそういったものを活用をいろいろ御協議いただけたらと思っております。そういった中で、一つの案でございますけれども、従来から畜産というのは農業に欠かせないと言いますか、一体的なものでございます。そういった牛の放牧というのも一つの方法ではないかと思っておるところでございます。これをこういうことをやることによりましてある程度農村景観も保たれますし、ことしかなりの被害を出しておりますけれども、今クマとかイノシシとかサルとかそういったのがどんどん里山に下りてきております。そういったものもある程度予防活動にもなるんじゃないかなと考えているところでございます。

いずれにしてもこれらの政策につきましては、地域での合意が前提となります。そういったことで今後そういったモデルとなるような地域等選択しながら少しずつではありますけれども、普及振興を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今推進の状況につきましても具体的に説明をいただきました。先ほど申し上げましたように、この農地・水の

対策につきましては大変に大きな対策であろうというぐあいにも認識しているところでございます。今もちょっと説明がございましたが、我が町のいわゆる品目横断で対象になる認定農業者というのはわずかでございますし、そしてまた、集落数につきましてもわずかな集落というぐあいになろうというぐあいに思います。私の承知しているところでは認定農業者数が17、中に農業法人が9つというぐあいには認識しておるところでございますが、それでは、この中山間地の農地をカバーすることはできません。この全体の計画の中で計画表の中に示されております農業地、農地のカバー率を見てみますと、19年度の目標が18%、目標の21年度につきましても残念ながら津和野町は29%のカバー率というぐあいな計画になってございます。したがいまして、今申し上げました最後の対策につきましては、非常に重要な鍵を握っているというぐあいに思いますので、今現在執行されております直接払い制度がございましたけれども、それとできるだけカバーをしていただくためにもあわせて執行ができるような方法でお願いをしたいというぐあいに思いますが、その辺の見解をお伺いします。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 今の中山間の直接支払いとの関係でござ

いますけども、これについてはこの制度、農地・水の関係の制度を見ますと、重複する部分がかなりございます。ただ、それは県も国ももちろん承知の中でこういった制度をつくったものでございまして、ある程度のすみわけをするということでカバーできるかと思います。直接支払いでやっております部分というのは緩傾斜、急傾斜部分でございます。それ以上に今回はプラス平地の部分従来直接支払いで該当にならなかった部分も含めた制度でございますので、今その制度を活用している直接支払いを活用しております地域にはプラスアルファがまた出てくるということでもございますので、そういった若干の従来の直接支払いにプラスという要因は厳しいものが、厳しいものと言いますか、プラスの活動をするということは出てまいりますけれども、その辺はある程度モデル的にこういったところをということでできるだけ皆さんが取り組みやすい方向で先ほど申し上げましたように、そういった方向で今該当しているところについてはそういった事務的にやれる方がおられるということでございますので、引き続きそういった方にお世話をいただきながらという方向にはなろうかと思います。

また、これに従来そういったことに携わっていないところ、零細な地域がございすけども、隣の集落との一体となった取り組みへとい

うのも一つの国、県の方角とすれば大きな枠でという考え方もございます。ただ、従来から自治会等で自治会なり、そういった農業団体だけでやってる部分をなかなか一つにというわけにはまいらないかと思えますけども、そういったことも含みながらということで進めていきたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 力強い御答弁をいただきまして安心をいたしました。ぜひとも今のこの事業、対策、推進につきましては頑張っていたきたいというぐあいに思いますし、忘れられた農業者や忘れられた集落ができないようにぜひとも取り組みをお願いをしたいというぐあいに思います。

なおまた、この中山間地の景観やそういうような集落を守ることが延いては次に質問をいたします観光対策にも影響されるというぐあいに思っております。営まれている品目、作目については粗生産額にするわずかなもんではあるかも知れませんが、それを守ることによって地域が守られ、人が守られ、交流が生まれてくるというぐあいに思っております。ぜひともよろしくをお願いをしたいというぐあいに思います。

続きまして、観光対策についてお伺いをいたします。本町の観光につきましては早い時期で新しい町の観光ルートといったようなものを創設、策定あるいは皆さんで審議をするということがぜひ必要だろうというぐあいに考えておりますけれども、現在は既に観光振興協議会の中でそれぞれのところで議論をされておるというぐあいに思いますけれども、その観光振興協議会の中でどのような課題が具体的に整理をされておるのか。その辺について現在の状況をお伺いしたいというぐあいに思います。

そして、もう1つは、それぞれの集落、地域、それから、施設等で年間を通じてさまざまなイベントが開催をされておりますけれども、残念ながら個々でいろいろな取り組みがなされておりますが、それらの調整がどこかでできれば効果も非常に大きなものが期待されるんじゃないかというぐあいに考えておるところでございますが、この問題については非常に難しい問題だろうとは思いますが、どのようにお考えをされておりますかお伺いいたします。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） それでは、観光対策につきまして御回答申し上げます。

観光振興協議会の中では入り込み客の増加はもちろんでございますが、宿泊客の増加であるとか、滞在時間の延長などが主な課題となっております。当町の有する歴史、文化、自然、町並み景観等の観光資源を存分に生かせるような観光地づくりを基本的な考え方としてきました。そのことを具体的に進めていくための柱といたしまして、次の4つを掲げております。

1つとしまして、親切に詳しく案内するための体制づくり。

2番目としまして、新しい魅力づくり、見る、食べる、体験する、交流するといったことでございます。

それと、3番目としまして、滞在時間延長対策、これが最終的には延長、宿泊客の誘致につなげていく。

4番目としまして、景観対策、このような統一した観光のあり方について会員の方々へ説明の上、意見、提案を受け、具体的な取り組みを協議してきたところでございます。

しかしながら、反省点としまして、今までの協議会としての意見を求めたときに、会議そのものが町が提案してきたことへの批評会に終わっているのではないかということも否めなかったということもございまして本年に入りましてからは構成メンバーを少し拡大をいたしま

してより多くの意見、提案を実践化できるような組織にできているところでございます。

また、若い方の意見を取り入れたいということございまして20代から40代まででつくります「観光について語る会」を発足させまして、その中で協議された内容について協議会へ反映させ、実践化に向けていけるような体制づくりをとることといたしました。これまで5回の会議を行ってまいりましたが、幾つか実践した取り組みへつながっておりますので、その内容を少し紹介をさせていただきます。

1つとしまして、朝、夕、夜に行う打ち水を実施でございます。夏の暑いさなかに訪れていただく方々をお迎えする気持ちと以前各家庭で行っていた打ち水をもう一度再認識しようという考え方でございます。

2番目としまして、津和野のストリートパフォーマーの募集、酒蔵の軒下であるとか、出合いの広場などを美しい景観の魅力ある場所で自由に楽器演奏でありますとか、郷土芸能などが行われる町中をテーマパークにできたらということから提案されたものでございます。現在のところ、出雲、横浜などから7件の参加申し込みがありました。

3番目としまして、「着物week in Tsuwano」の提案でございます。これは決められた期間、観光客に着物を着て観光し

てもらイベントでございます。これについては、まず、迎える側が着物を着てお客を迎えてみようということになりまして、10月からイベントの日に商店などの和装の協力をお願いして行おうということになりました。

先般、殿町で行われましたスクリーンプロジェクトによります「殿町新夜景」では白壁を使った映像披露、琴の会による演奏が行われました。そのときもスタッフ全員が和装で迎えたところでございます。

以上、一端を紹介をいたしました。町の中で考えられたプランを確実に実践化していくこと、これは今までにないことではなかったかというふうに思っております。こうした動きが一部の人だけの取り組みにならないためにも協議会で一緒になって支援、実践していくことが大切かと考えております。

また、新しい観光ルートの策定についても同じような方法でつくっていけることを期待しているところでございます。

次に、イベントについてでございますが、合併後初めて行われましたイベントの中で8月15日につきましては、日原の花火大会、津和野の殿町の盆踊りが重なって開催となりました。どちらについても地域の大切な催しでございまして、日にちについても長い歴史や意味を持っ

ております。中には日にちが変えられるものなら変えてほしかったというふうな意見もございました。伝統ある行事であるだけに今後関係の方々とも相談して考えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 観光振興協議会の中ではさまざまな意見だと言うものが取り交わされているというぐあいに聞いておりますし、しかしながら、本町の新しいまちづくりの一端として新しいルートをつくったり、あるいは旧地区が一緒になってものを考えていくというところに活性化が生じるだろうというぐあいに思っておったところでございますので、ぜひとも推進協議会、審議会等々の活性化を図っていただきたくというぐあいに思います。

なおまた、私も今観光ボランティアをやっておるわけでございますが、昨日も広島、岡山でございましたか100数10名の団体が入ってまいりました。これはいわゆるウォークの会、歩く会でございますけれども、現在は今までもそういうような形で津和野へさまざまな形でそういう歩こう会的ないわゆる観光といったものが多くまいてござ

います。9月の末から10月にかけても多くの方が入るような予定になってございますけども、そういった意味での新しい観光ルートといったものの作成がぜひ必要だろうというぐあいに思いますし、現存として今安蔵寺を中心とした高津川を含めての大きな自然そういったものの対策でありますとか、先ほど申し上げました中山間地の景観を生かした取り組みでありますとか、あるいは現在数多くの市町村から依頼のあります農業法人、集落への視察でありますとか、そういったものを有機的な機構で結びつけるとそういったものへの取り組みをぜひお願いをしておきたいというぐあいに思います。

次に移ります。最後に広報についてでございますが、広報につきましてはいろいろな形でいろいろな広報が営まれるわけでございますけども、きょうはケーブルテレビについてお伺いをいたします。ケーブルテレビはこういうような広報の中でも最も大きな役割を果たしておると思いますし、また、大きな効果を生んでいるというぐあいに思います。そして、また、本町におきます「サンネットにちはら」につきましては、少ないスタッフの中で非常な取り組みがなされておりますし、日原の努力に敬意を表するところでございます。

そこで、ここにCATVの利用料請求書兼領収書というのがござい

ますけれども、この中の請求者でございますけれども、西いわみ農業協同組合代表理事橋本さんの名前でございますが、そういった町民の方からの疑問がありましてお尋ねが何件かございました。

「サンネットにちはら」は町の機構の中だろうというぐあいと思うが、なぜ西いわみ農協から請求の形になっておるのかというようなお問い合わせがございました。いろいろな疑問の中であつたろうというぐあいに思いますが、どういう位置づけで農協との関係がどうなっているのか。

それと、また、もう1つの心配といたしまして農協の方にこういうものがあるならば、自分の情報もそっちの方に流れておるんじゃないかというような疑問のお考えでございました。その辺についてお伺いをいたしたいと思います。

また、放映につきましては、特にこの審議会の中で議論をされ、今の現在の形があろうかというぐあい pensando おつておるところでございますけれども、私のところに寄せられる意見といたしましては、特にまた我々の地域ではケーブルテレビが利用する日が浅いためかどうかわかりませんが、非常に議会中継に関心が高くて実況でやったらどうかと、あるいは全員が写るような移動的な放映がいいんじゃないかというような

ことが寄せられております。しかし、今先ほど申し上げましたように、この点につきましてはさまざまな議論の中で現在の形があらうかというぐあいを考えておるところでございます。執行部の今後の考え方についてお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） それでは、お答えいたします。

御質問の「サンネットにちはら」は津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設の愛称であり、旧日原町において供用開始と同時に公募して決められたものでございます。

次に、ＪＡ西いわみ日原支所との関係ですが、このケーブルテレビを開始するまでの間におきましては、同支所の前身であります旧日原農業協同組合において有線放送サービスを提供しており、地域に密着した事業を行っていました。この有線放送事業を引き継ぐ関係において旧日原町においてはケーブルテレビ事業に着手した経緯があり、予想しがたい業務が発生することを考慮し、料金徴収につきましてはその徴収システムを有している同支所との契約によることが最も効果的という判断により現在に至っております。

お尋ねの個人情報につきましては、ＪＡ西いわみの内部規定として

個人情報取り扱い規定が設けられ、適正な管理と罰則規定の定めにより万全が期せられております。

契約に基づく料金徴収につきましては、電子データにより加入者ごとの金額のみ情報交換が行われ、コンピューターウイルスの防止などセキュリティ対策が施されているということであります。

実はこの業務につきましては、合併協議会の中で議論が十分行われ、旧日原町では町長名の請求を農協の方から送っていただいていた関係があったんですが、これは県の方へ問い合わせまして契約により徴収を委託する場合においては契約の相手方の請求により料金を徴収することが適当であるというようなことで現在に至っております。

次に、議会中継の件であります。現在、固定の2台のカメラにより放送を行っています。御質問のように、映像に変化がなく単調にならざるを得ないところから要望が寄せられているものと推察いたしますが、技術面とスタッフの関係あるいは議会議員の皆様の意向さらには番組審議会の意見等を反映させながら検討が進められるべきであると考えております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。ちょっとその前にお願い

をしておきますが、質問中にチャイムが鳴りましたら一時中断をしてください。4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） いろいろな議論の中で現在のスタイルになったということよく理解ができます。今後ともさらなる検討をしていただきたいというぐあいに思います。

最後に、放送の内容でございますけども、もう1つは、ケーブルテレビの中で非常に多くの情報が流されておりますけれども、その中でいわゆるお悔やみの放送が行われております。引き続き質問を行います。お悔やみの放送につきましてはそれぞれ皆さん方のいろいろ御意見があるところでございますが、一方では、お慶びの放送もお知らせもあってもいいんじゃないかというような御意見も多数寄せられております。ぜひとも今後今まで今後審議会等々でいろんな形で議論されるというぐあいに思いますので、その辺もどうぞ御議論いただいていい形での放送にしていきたいと思いますというぐあい等お願いをしまして私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で4番、青木克弥君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で1時まで休憩といた

します。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序5、14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 議席番号14番、竹内志津子でございます。通告に従って5項目質問いたします。

まず、最初は、教育基本法についてでございます。さきの国会に教育基本法改正案が出されました。全国各地多くの団体からこれに対する批判の声が上がり、政府としてはこれをごり押しするのは無理との判断で強行採決はせず、継続審議といたしました。安倍自民党新総裁はこの改正案の成立を次の臨時国会の最重要課題としております。津和野町の教育に責任を持つ立場にいらっしゃる教育長としてこの教育基本法改正案についてどのような見解を持っておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、教育基本法についてのお尋ねでございましたので御答弁を申し上げます。

現在の教育基本法は戦後の我が国の教育を確立するために昭和22年に施行されたもので教育の機会均衡の理念を実現し、国民の教育水準を高め、我が国の発展の原動力となってまいりました。

しかしながら、基本法の制定以来、半世紀が経過し、国際化や情報化の進展、あるいは価値観の多様化など社会状況が大きく変化する中で青少年の凶悪犯罪や規範意識の低下あるいは学校現場でのいじめや不登校問題あるいは家庭や地域の教育力の低下等我が国の教育全般にわたってさまざまな問題が生じており、教育の基本にさかのぼった改革が喫緊の課題となってまいりました。

こうした中、内閣総理大臣の私的諮問機関であります教育改革国民会議から平成12年に教育基本法の見直しが提言され、それを踏まえて中央教育審議会が平成15年3月に新しい時代にふさわしい教育基本法等について検討した結果を答申されまして、その後政府において改正案を閣議決定し、国会に提出されたところであります。

本法案につきましては、現在、継続審議扱いとなっておりまして、今後の国会審議の中で十分な議論等が行われることを期待するとともに、

その状況を注意深く見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 実は現行の教育基本法ぜひ守っていかねばならないというような御答弁が返ってくることを期待していたのですけども、ちょっと期待外れでございます。町民の教育に責任を持たれる立場にある津和野町の教育長として教育はどうあるべきか、教育基本法について御自身のお考えをお話いただきたいと思いました。教育基本法現行の教育基本法10条には、教育は不当な支配に屈することなく国民全体に対し直接行われるべきものであるというふうにうたわれております。今教育長が国の動向を見守っていきたいというふうな御答弁をされましたけれども、やはり国の動向に従うというその一連のお考えの中には、やはり不当な支配に屈することなくというそのこのところに関連して御自身のお考えが出せないというその辺がやはり今の全般教育にかけられている全体的な動きに対してやはり疑問を持たざるを得ません。今の教育基本法がどうして変えなければならない、教育基本法をどうして変えなければならないかというような理由について先ほど御答弁にありました、さまざまありますけども、これ

は現行の教育基本法が不備だからこういうことが起こっているわけではないと思います。むしろ現行の教育基本法がきちんと生かされるそういう政策が行われていないからこそこういうさまざまな問題が起こってきているのではないかと考えております。教育基本法は憲法の理想実現するためには教育の力に待つべきものがあるというふうにして制定されたものです。憲法と一体のものでございますが、教育基本法改正案を認めるということはこの中に皆さんもマスコミの報道等でよく御存じだと思いますが、今度の改正案の一番の中心になるもの、愛国心など20項目もの徳目を決め、それを強制しようというような内容になっておりますし、これは人間の心を法律で縛ろうとするものです。

また、今の、先ほども触れましたけれども、法律に定める学校の教員は全体の奉仕者であって、そして、10条には教育は不当な支配に屈することなく先ほど述べましたが国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものであるというふうになっておりますが、今回の改正案によりますと、教職員が国の手先として位置づけられようとしている。先ほど言いました2つの重要な文言、教師としての全体の奉仕者であってという場合、ことと、国民全体に対して直接責任を負うというその

教師にとって大事な役割がこの2つの文言が削られているわけです。

これは教職員が国家の、国の手先として位置づけられる本当に教育の自由が守られないという恐れがあるわけで、先ほども東京都の国旗、国歌の強制に対して東京地裁の判決が下されましたけれども、憲法が定める思想信条の自由の侵害であり、国旗、国歌を強制する通達や職務命令は教育基本法が禁じた教育への不当な支配に該当するとなりました。

これを見ても明らかですけども、教育基本法が変えられたら本当に国の政治を司る人たちの思いのままの教育が行われ、やがては戦前のあのような教育になり、戦争への道をひた走る方向にいくものだとは私は考えているのですけども、もう一度教育長の現行の教育基本法がどうして改めなければならないのか、その辺のお考えをぜひ伺いたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） 今回の教育基本法の改正につきましては、それぞれ政党下の中でもいろんな論議の中でこうしたものが出たというふうに伺っているわけでございます。この提案者につきましては、これ国会あるいは政府が責任を持って出したわけでございますので、その経緯等についてどういうことで今回出されたかということをお私の方

からお答えするという事はなかなか難しいわけでございます。しかしながら、先ほどの御意見の中で、やはり10条の不当の支配というようなこともあったわけでございますが、その不当の支配というのはどうということかということに論議の輪が広がってくるかと思えます。しかしながら、こうした点も踏まえまして今後の国会審議の状況を注意深く見守っていきたいというふうに思っております。

また、愛国心等の問題につきましても、先ほどいろいろと御意見があったわけでございますが、この愛国心につきましては、私が思いますのは、やはりだれしも国を愛する心を持つことは、これは大切なことであるというふうに思っております。しかしながら、ただ法律で、ただ文面を置きかえただけで本当に愛国心なるものが芽生えるものだろうか。これはちょっと疑問点もあるわけでございます。やはり家族や友人あるいは身の回りの人を大切にする、人を思いやる心、やはりそうしたことを幼いころから教育の場で、あるいはしつけの中で子供たちに教えていく、これが自然にこうしたものが芽生えてくるんじゃないだろうかと思えますし、また、日本の伝統、文化あるいは社会を誇りに思うようなこうした教育これをするによってこの愛国心につながっていくんじゃないだろうか。このように思っておるわけでございます。これは

私の考え方でございますので、いろんな論議の中であるかと思いますが、その点を申し上げておきたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 今愛国心が国民の中にないかと言われるれば、そういうことではないと思います。教育基本法の中に愛国心をうたってそれでまた愛国心が育つかとそういうものでもないと思います。今現に学習指導要領の中には高学年の社会科の中には愛国心というそういうものも実際は入っているんですけども、それが盛り込まれたからできるものではなくて、やはり日々の暮らしの中で愛国心とか家族に対する愛とかそういうものは生まれてくるものであるし、そういう環境を整えることが大事なのではないかなと思います。

それで、この教育基本法改正案なるものがどこの要求で出されたかということなんですけども、実際に現場の方では、現場の学校の方ではどのように考えているかと言いますと、東京大学基礎学力開発研究センターが全国の公立小中学校約1万校の校長先生に対して協力を依頼して調査をされたものがあります。これは中間報告だそうなんですけども、政府の教育基本法に賛成であるという質問で「そう思わない」「全くそう思わない」というのがあわせて66.1%、ということは、教育基本

法を変える必要はないと思っておられる校長先生方が3分の2あるわけ
です。これを見ましても現場の学校の方から教育基本法が不備だから
今のいろんな問題が起こっているので変えてほしいというふうに出
ているわけではありません。意図的にどこかの場からこういう改正案
なるものがつくられてきているということを考えざるを得ません。今
憲法も9条を変えられようとしておりますけども、それにつながるも
のだと今の教育基本法改正案というのは、その憲法を変える動きにつ
ながるものだと思います。教育基本法が今の教育基本法が制定された
ときも憲法の精神を生かしていくためには教育の力に待つべきもの
があるというふうにうたっているんですけども、やはり今からの憲法を
変えていく方向でも、やっぱり教育の力に待つべきものがあると政府
の方は考えているから新しい教育基本法、改正教育基本法をつくろう
としているのだとそういう意図があると思います。憲法を変える動き
にこれはつながっているものであると考えたならば、やはり私たちは
本当に今の憲法を守っていくと同時にこの教育基本法を守っていくこ
とが非常に大切なことになっていると考えます。私たちが今からして
いくのは教育基本法にうたわれた教育目標を達成されるためには教育
条件の整備や子供たちが育つ環境を整えることや親が安心して子育て

ができる社会をつくることなどが重要だと思います。子供のことはそ
っちのけの経済優先の社会がこんなどんなに子供たちの心をゆがめて
いることでしょうか。格差社会が学力の差を生み出しています。今政府
がしなければならないことは教育基本法を変えることではなくてこれ
を誠実に実行することだと考えます。今の教育基本法を誠実に実行す
るだと、それができてない怠慢があると思います。町の教育委員会も今
の教育基本法が精神が十分生かせるような教育行政をされることに邁
進していただきたいと思います。

それでは、次の教育条件の整備について質問いたします。まず、最初
ですけども、6月定例議会において私が質問いたしました耐震診断の
必要な施設は昭和56年5月31日以前に建てられた述べ床面積20
0平方メートルを超える非木造2階建て以上のもので、本町では7校、
12棟が該当になっているということでしたけども、以前の質問に対
しての御答弁では、今年度中に耐震診断を行うというものでした。現時
点で診断が始まっているのでしょうか。始まっているとすれば、どれぐ
らいの進捗状況かをお知らせください。

それから、2つ目ですが、この夏、埼玉県でプールの水を浄化するた
めに循環する給水口のふたが外れていたために小学生の女の子が吸い

込まれ、命を失うという痛ましい事故が起こりました。その後、文部科学省が全国の施設の点検を指示いたしましたけども、町内の施設の整備状況はどのようなであったかということをお知らせください。

3つ目ですけども、旧津和野町の学校では虫歯予防と進行をとめるためにフッ素洗口を実施していますが、旧日原地域の学校でも実施する予定と聞いております。しかし、学校関係者や保護者から子供たちの体内に誤って入った場合の影響が心配という声やフッ素は劇薬指定の薬品であり、管理が大変という現場の声も聞いております。少しでもこのように異論のあるものならば、一斉に実施するのはどうかと考えます。導入を見合わせるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、教育条件整備につきまして3点お尋ねでございますので、順次お答えを申し上げます。

まず、6月定例議会におきまして御説明申し上げましたように、耐震診断該当校7校につきましては、その後、県の御指導等いただきながら調査を行ってまいりまして、現在、鉄筋コンクリート造りの施設のコア抜き作業等終わりました。今後、強度試験等を行いまして最終的な報告をいただくことになっております。したがって、この報告があと2カ月

もあれば出てくるのではなかろうかというふうにそういう黙論でありますけれども、その結果を踏まえて、また、今後の対応を考えていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の町内プール排水口整備状況についてでございますが、これは御承知のように、埼玉県ふじみ野市で発生いたしましたプールの排水口整備によります死亡事故は非常に全国的にも大きな波紋を投げかけまして、その後、国、県等から整備点検につきましてそれぞれ指導がまいったところでございます。

早速、本町内の学校及び町営プール施設につきましても、点検をしたところでございますけれども、整備不良箇所としては認められませんので報告をしておきます。

それから、小中学校のフッ素洗口についてでございます。これは平成元年に厚生省が提唱をいたしました8020運動、これは80歳にして20本の歯が残るような運動でございます。これは8020運動というものだそうです。我が国の歯科保健に関する国民運動として推進されてまいりまして、その後、本県におきましても、島根県歯科医師会とともに県内市町村における歯科保健対策の基礎資料となる歯科疾患の実態調査が行われました。

その結果、46歳以降、失われる歯が急増しておりまして、その原因として「虫歯、歯周病」が全年代で目立っており、若い世代からの歯科保健対策が重要となってきたところであります。

その後、島根県においては、平成12年より健康長寿日本一を目指した「健康長寿しまね」を官民一体となって推進中でございまして、歯科保健対策につきましては「残存歯数の増加」を目標に、「虫歯予防のためのフッ化物を利用する」あるいは「歯周病予防のために専門家による歯科清掃を受ける」等、県民の行動目標を掲げ、県の指針のもとで歯科医師会や関係機関との連携のもとに、歯科保健対策を進めてきているところであります。

このような中で、旧津和野町におきましては、平成11年に小中学校児童生徒の「虫歯」の健康調査を行った結果、極めてむし歯の疾患率が高く、早急な予防対応が求められたところであります。

その後、種々検討した結果、4歳児から14歳児までの期間、最も大きな効果をもたらす「フッ化物洗口」が有効であると県等の指導がありまして平成12年より各学校で1週間に1回実施している状況であります。

その後、小学生についてフッ化物洗口を行う前と、5年後の永久歯の

虫歯数を比較調査いたしますと、平均して約４８％程度減と大幅に減少してきておりまして、この効果のあらわれではないかとかこのように思っております。したがって、県等の指導もさることながら、子供たちの虫歯予防の面から日原地区においても実施したいと考えております。また、御指摘のありました副作用につきましては、平成１５年１月８日付で厚生労働省医政局長及び健康局長連名で示されたフッ化物洗口ガイドラインでもたとえ誤って全量飲み込んだ場合でも直ちに健康被害が発生するということはないと考えている方法であり、急性中毒と慢性中毒試験成績の両面からも理論上の安全性が確保されているとされておりますので、特に副作用はないものと理解をしております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） １４番、竹内君。

○議員（１４番 竹内志津子君） 耐震診断については、着々と進んでいるようでして安心いたしました。結果が出ましたらこれについて対応もするということでしたのでできるだけ早く安全な校舎になるようにお願いしたいと思います。

それから、プールの排水口と言うんでしょうか給水口と言うんですか、その整備も本町ではきちんとされていたということで、私も実際

聞いてはいなかったんですが、近くの学校等では大丈夫だったと聞きましたが、全町内でどうだったかという結果がわかりませんでしたのでお聞きしました。今シーズンはもうことしのシーズンは終わったわけですので、来年のシーズンに向けてまた直前にはきちんとした整備をしてプール使用が実施されるようお願いしたいというふうに思います。

それから、フッ化物洗口について歯磨きのフッ化物洗口についてでございますが、学者とか、それから一部の歯科医さん、それから、養護教諭の皆さんの中にはいろいろな意見があるわけなんですけど、まず、一つフッ化物配合の歯磨き剤を使用していれば、このフッ化物洗口の有効性というものは実際はしてもしなくてもそれほど変わりがないほどのわずかなものであるということが明らかになっているということでした。

それから、劇薬扱いということで学校現場の方では金庫に保管しているというようなことも聞きましたので、そういう劇薬をたとえ薄めるにしても子供たちの体の中に入ることに対して現場の教職員や養護教諭の皆さんの中にも不安がありますし、もちろん保護者の中にも大きな不安を持っていらっしゃる方もあります。

それで、効果が上がったということでもありますけども、メリット、デメリットいろいろあると思いますが、まずはデメリットの方を考えてやはり慎重に対処していかなければならないのではないかなと思います。私は旧日原町内の学校に実施されるということで現場の先生方から不安の声があるということが耳に入りましたのでこういうこの問題を取り上げてみたわけなんですけど、現在行われている旧津和野町の学校についても、決して教職員の皆さんが安心してやっておられるわけではないし、いろいろ現場にも不安があるようですので、旧津和野町内の今実際にやっておられる方も今から本当に続けてやっていいものかどうか十分検討していただきたいと思いますし、旧日原町内については、これから実施ということになりますが、これも慎重に行っていただきたいと、そしてまた、学校の中で一斉に子供たちにやるということはどうかやはり保護者の承諾も必要なんではないかなというふうに思います。

学校内での扱いについて、実際そのフッ素が入ったお水でうがいとかかぶくぶくうがいのような口濯ぎのようなことをするんだらうと思うんですが、それをした水は水道には、下水の方には流さないで別にバケツの中に保管しなければならないというようなこともお聞きして

おりますが、そのように慎重に扱っているものを本当に口の中に入れてもいいものかどうか私は不安を覚えますし、やはり保護者の中にもそういう不安を覚えておられる方もいらっしゃると思いますので、この点については慎重にさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） 先ほどの副作用問題等いろいろな御指摘があったわけですが、それに対する各関係機関等の実験の結果、試験結果等につきましては先ほどお答えをしたとおりでございまして、別段体に影響があるといったことではないというふうなことを私も信じているわけでございます。しかしながら、保護者への説明、これは十分していきたいというふうに思っております。この関係、津和野地区におきましても保護者への周知というのは十分行っているわけでございますので、決してその辺を間違いないようにやっていくつもりでございします。

それから、薬品のこの取り扱いでございしますが、これはそれぞれの歯科医師あるいは歯科衛生士等あるいは島根県の医師会等いろいろ御指示いただいておりますので、それに従って取り扱いをしておりますの

で、その辺は今後も間違いないように対処していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 保護者への説明十分にされるということではありますが、できれば希望する保護者、保護者が希望される子供さんのみに実施するとかそういうような方法でも考えられたらどうかかなと思います。

それから、薬品の扱いについてですが、実施に従ってするようになると言われますが、実際、現場では養護教諭は各学校に1名しかいません。ですので、全校を養護教諭が全部常に毎日指導するというわけにはいきませんので、多分担任の先生たちが現場にいて指導しながらやられると思うんですが、指示に従えるかとどうかその辺も非常に危惧を持っております。各学校の先生たちも今非常に忙しい毎日を過ごしておりますので、その歯磨きの時間に実際に立ち会うことができるのかどうかその辺も疑わしいものがあるような感じがいたします。多分慎重にやってはいらっしゃると思うんですが、そういう万全を期すことができない可能性もあるということをお考えいただきたいというふうに

思います。まずは慎重にお取り扱いをお願いいたします。

それでは、次に、共存病院の問題について、3つ目ですが、共存病院の問題です。今この問題は非常に大きな問題でして町民の皆さんの中には非常に大きな関心を持っていらっしゃる方が多くあります。石西厚生連が6月30日に開いた総会で津和野共存病院と日原共存病院を統合することを決められました。今町民の間では自分の地区の病院がなくなるのではないかと非常に大きな不安を感じておられるようです。医師不足で病院の中も空き部屋が目立つようになり、診療の科が減ったために外来も少なく待合室がガランとしているような状況を見るにつけ、本当に病院を訪れる人の不安も余計に募ってくると思います。私自身もそのように感じております。

そこで、今回は町民の医療に責任を持つ立場の町長としての率直な御答弁をお願いしたいと思います。

石西厚生連が出しました2つの病院を統合するというその結論に対して町長自身はどのようにお考えになっいらっしゃるのか。もう待ったなしの時期に来ていると思います。町長としてのお考えをこの石西厚生連の理事会、それから、総会の中でも出していかれる時期ではないかと思います。ですので、今町民の皆さんに本当に町長のお考えを明

らかにしていただきたいというふうに思います。

そしてまた、今後一つに統合するということになった場合、体制や機能について町長としてのお考えもこれから出していかなければならないと思いますが、津和野と率直に津和野と日原のどちらの病院を残したいと考えていらっしゃるのか率直なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、2つ目ですが、石西厚生連では医師の引き揚げや診療報酬等の改定により18年度は1億7,000万円以上の赤字決算の可能性も出てきたということで今回も町に対してさらなる財政支援の要請がきているようです。この財政支援についての町長の御意向をお聞かせください。

それから、3つ目ですが、医師確保や国の医療制度について、国や県への働きかけはどの程度しておられるのでしょうか。隠岐病院の産婦人科医不在については離島という大きいマイナス条件もあるからでもあると思いますけども、県の動きがかなりあったようでして10月からは隠岐病院でお産ができる見通しが立ってきたということでした。早くも昨日でしたか一昨日でしたか1件のお産が隠岐病院で行われたというのをニュースで流れまして本当によかったなというふうに思い

ました。県知事の島大の附属病院に対する医師派遣の要請等もあったようですが、こういうふうに国とか県が動くことで本当に医療過疎になっている私たちの町でも何らかの動きが見えてこないかなというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） お答えいたします。

医療を取り巻く現下の厳しい諸情勢から見て厚生連傘下の病院を何とか存続させていくというそういう視線に立てば両病院の統合はやむを得ないという方針を出された厚生連の決定はこの時点では残された選択肢であつただろうとこのように受けとめておるところであります。

なお、どのような形で統合されるかについては、経営者である厚生連の方針がいまだ定かではありませんので、現時点でこのことについて申し上げることは至難でありますので、御理解をいただきたいとこのように思っております。

また、財政支援の要望を得ておりますけれども、御承知のように町財政は極めて厳しい状況におかれておるわけであります。御要望まことに容易ならざる課題であるところのように考えておるところであります。

なお、隠岐病院のことについても御意見ございました。新聞、テレビ

等で報じられておるところでございますけれども、あの病院は県が加わった広域連合の病院でありまして、言うなら県も経営者の一人であります。そういうことから離島ということもありますけれども、経営者の一員として積極的な取り組みがなされておるということでございます。このことについて私どもとしては若干意見がないということではございませんけれども、この席では触れさせていただくことは差し控えさせていただきたいとこのように思っておるところであります。

その他担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、共存病院の関係につきまして町長一番、病院問題あるいは財政支援問題につきましては御答弁いただいたということであります。若干医師確保の問題につきまして御回答を申し上げたいと思います。

医師確保につきましては、島根大学及び県当局にも再三お願いしてまいってきております。御存じのとおり状況は依然として厳しく要望はかなえられていないのが現実であります。御承知のとおり医師の偏在は全国的な問題になっておりまして、県としても県単独の対策では

限界があると考えております。抜本的な対策を求め、国に対して要請活動を行ってきております。医師の確保につきましては、次の4点を厚労省、文科省、総務省に対し要望をしております。

まず、僻地、中山間地など地域医療で特に必要性の高い分野における一定期間の診療経験これを医療機関の管理者となる要件にすることについて引き続き検討し現実化を図ること。

2つ目に、医学部に地域医療を専門とする講座を設置し、地域医療教育を必修化させるなど制度化及びそれに伴う必要な財源を国において措置すること。

3番目に、女性医師は今後ますます増加する傾向にあることから、引き続き女性医師の幅広い就業体制の整備を図ること。

4番目といたしまして、地域医療に従事する医師の確保のために、また、増加する女性医師の産前産後の休暇でありますとか、育児休暇の代替え用員を確保するために島根大学医学部医学科の定員をふやすことなど、また、さきの議会でも御報告申し上げましたが、県町村会、全国知事会、全国都道府県議長会などさまざまな組織から国に対して医師確保に対する要望活動がなされております。

町の対策、要請行動等につきましては、各方面に積極的に行っており

ますが、常に地道な小さな積み重ねこそが地域医療の維持につながるものと考えて努力いたしているところであります。これからも議会の皆さんの御支援、御協力等お願い申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 先ほどの共存病院の統合について町長の御答弁をお聞きいたしましたけれども、厚生連の出される結論待ちとそういう感じに私は受け取りましたけれども、町民の医療に責任を持っておられる町長としては理事会等でやはり町長としてはこういうふうにしてほしいとそういう要望を多分出されるのではないかなというふうに思います。それならば、もしも統合ということになれば、こういうふうにしてほしいという町長自身の案を持っていच्छるのではないかなというふうに思います。

それから、たとえ統合なされたにした場合、片方の病院はどうなるのだろうかという思いも町民なり、そしてまた、働いておられる職員の皆さんの中には大きな不安要素となっていると思います。町民の皆さん、先ほども言いましたけれども、病院がなくなった後のことを考えると本当に不安で堪らない。特に旧日原町では個人病院も本当にわずかです。

歯科医院が1つ、それから、耳鼻科専門の医師が1件あるのみです。旧津和野町にはかなりの件数がありまして診療の科にしてもいろいろありますが、日原町は少ない分だけもしもこの共存病院がなくなったらいったい自分たちはどうしたらいいんだろうかという非常に大きな不安があります。そういう面で本当ここの病院をなくしてほしくないという思いが非常に強いわけですが、悲しいかな人口はこちらの方が少ないですし、今機能分担として日原の共存病院は療養型になっておりますし、もしかしたら日原の病院がなくなるのではないかなという不安が非常に大きくなっております。そういうことを、そういう町民の思いを十分におくみ取りいただいてこれからの厚生連の理事会等での話し合いに臨んでいただきたいと思います。

それから、職員の皆さん、両病院で随分の人数になっております。看護師さん、医師の方、それからいろんな技師の方もちろん給食の方、それからそこで清掃等しておられる方本当に多くの町民の方が働いていらっしゃると思いますので、これから自分たちの仕事はどうなるかという大きな不安もあります。統合にもしも統合になった場合に片方の病院を何とかその働く職場として医療、それから、介護とかそういう面で生かされないかという思いもあるのではないかなと思いますが、そういう

ことについての町長さんの率直なお考えも本当に町民は今お聞きしたいというふうに思っておりますので、ぜひお答えいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 申し上げますように、現下の医師不足を中心といたしました非常に厳しい医療環境これを踏まえて厚生連としては現在のような形で両病院を経営することは不可能であるという方針が出されたわけであります。これは申し上げますように、やむを得ない選択肢であったとこのように私は受けとめております。ただ、そういう中で厚生連としてじゃあ、すべての医療を放棄する、やめちゃうといったような方針が出されておるわけではございませんで、現在のところ、現状のままでの経営は難しいけれども、何とかしてこの地域の医療を守っていききたいと、確保していききたいということで始終骨折りをしていただいておりますので、そうした方針が示されて、そして、お互いにそれが本当にこの地域の医療を守っていくということでいいのか悪いのかの検討を進めるべきであろうとこのように考えておるわけでございます。

お話がありますように、事医療の関係でございますので、町民の皆さま

んの関心も非常に高い、当然のことでございますので、そうしたことは重々踏まえて取り組みをしてもらわなきゃいけないとこのように考えておりますけども、くどいようでございますが、現時点ではそれ以上のお話を申し上げることは難しい状況にあるということを御理解をいただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） なかなかはっきりしたお考えがお伺いできないんですけども、経営上、本当に苦しいという中でそれでもすべての医療を放棄するというわけではない、そういう方針を出されているわけではないというお話でしたけども、それだからこそ町に対する財政支援も求めてきておられるのだと思います。私のこれは個人的な思いでございますけども、今やはり病院がなくなるということは本当に町民の命が保証されないということでもありますし、財政の厳しい町政ではございますが、命には、住民の命にはかえられないと思いますので、お金の使い方を考えていただいて何とかできる範囲の財政支援もできるようになればいいなというふうに考えております。

それでは、今町民の間では署名運動も起こっているようですけども、これに対する関心は非常に大きいものがあります。これからの出され

る結論に対してどのようなものが出されるか戦々恐々とした気持ちで皆さん見守っておられると思いますので、どうか医療が津和野町の医療が守られる方法で御努力いただきたいというふうに思います。

それでは、次に改定介護保険についての質問に移ります。改定介護保険が4月から全面実施され、多くの高齢者がサービスを利用できなくなり大きな問題になっております。車イスや介護用のベットが借りられなくなった人とか、ヘルパーの訪問時間とか回数が減らされた人、それから、介護プランもつくってもらえなくなった人、この前もNHKのテレビでもやっておりましたけれども、そういうふうにサービスが随分後退しているように思います。町内でも実際に私が耳にしたのでは、介護用のベットをやめざるを得なくなったというふうに聞いております。介護用のベットは必要だから借りておられたものがそれが介護保険の中では適用されなくなるという個人負担でベットをどうしても使うとなれば個人負担でやらざるを得ないとそういう状況が起こっているようですけども、このことについて実情、町内ではこうした介護が減らされた人が町内に何人いらっしゃるのかお知らせください。

それから、2番目ですが、このような介護が後退したために生活することが困難になった人がいらっしゃるのではないかと思います。こ

うした場合、町独自のサービスをするなどの対応を考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、3つ目ですが、地域包括支援センターを4月に立ち上げてから半年になります。立ち上げまでの準備期間が短かったので大変いろいろ支障を来すようなことが起こっているのではないかと予想されますけれども、現段階で問題点はどんなことがあるのでしょうか。それに対してまたどのような対策を講じられるつもりかお知らせいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、改定の介護保険についてお答え申し上げます。

平成18年4月の介護報酬改定によりまして御指摘の福祉用具の貸与サービス利用が大きく変更されました。改正されました内容につきましては、要介護が要支援1、要支援2及び要介護1の利用者の皆さんに対しまして5種目の介護用具貸与について一定の条件が必要となったことであります。5種目の福祉用具とは、1、車イス及び車イス附属品、2といたしまして、特殊寝台及び特殊寝台附属品、3番目といたしまして、床ずれ防止用具及び体位変換器、4つ目に、認知症老人徘徊関

知器、5つ目といたしまして、移動用リフト（つり具の部分を除く）と
いうことでありますが、こうした保険給付の対象となる条件への妥当
性につきましては、原則といたしまして、要介護認定の認定調査におけ
る基本調査の結果を活用して判定されることとなってきました。

まず、9月末までの経過措置につきまして、5種目の福祉用具利用者
の状況及び10月以降の対応について次のとおりでございます。

制度改正によりまして貸与が受けられなくなった方については、要
介護1が25名であり、その内容につきましては、自費レンタル7名、
購入6名、自家用ベットの利用3名であります。町及び社協所有のベッ
トの貸与希望は9名となっております。

また、車イス、昇降座イスの貸与につきましては、保険給付の対象と
なるかは現在関係者同志で協議をいたしております。

要支援1及び2の方についてですが、特殊寝台について貸与中8名
であります。自費レンタル1名、購入4名、町及び社協のベッドの貸与
希望者3名となっております。

また、車イス、車イス貸与3名、昇降座イス1名については、要介護
1と同様でございます。

要支援1及び2の利用者については、9月時点、訪問介護利用者数1

5名であります。訪問時間が90分から60分に減った方が4人、訪問回数が減った方が4人、そのうち3人の方が時間、回数とも減ってきたというふうな状況でございます。

次に、ケアプラン作成については、当町では、自己ケアプラン作成を実施している方もおりませんので、ケアプランを作成してほしいという方に対してはすべて作成いたしておりますので、作成していないという方は現在おられないと思っております。

次に、こうした状況ですが、町独自の対応といたしまして、介護保険適用にならない方のベットの貸与につきましては、町所有のベットの貸与で対応しております。介護予防訪問介護につきましては、利用者の状況やニーズを把握しながら家族や地域インフォーマルサービス、これは介護保険規定外のサービスであります。こうしたことの活用も考慮いたしまして維持、改善に努めてまいりたいと思います。

また、地域で支え合う人づくり、関係づくりを視点において今後ともこうした問題について取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

次に、地域包括支援センターのことでございますが、津和野町におきましては地域包括支援センターを直営で3名の保健士が配属となりス

タートいたしました。現在1名が産休でありますので、8月から看護師の資格を有するケアマネージャーを臨時雇用いたしまして新規申請の訪問調査及び要望給付利用者の介護予防ケアマネジメントを行っております。

現在の地域包括支援センターの業務内容は次のとおりであります。

アといたしまして、要支援認定者のうち、要支援1が67名、要支援2が77名の計144名であります。このうち67名の方が介護予防サービスを利用しておりますが、サービスの提供が先行しましてアセスメントや介護予防ケアマネジメントの不十分さは否めない現状となっております。

イといたしまして、訪問調査につきましては、4月から8月までは新規の調査のみでありましたが、要支援者の方針に伴い要支援者の訪問調査も実施しております。訪問調査もふえる状況にありまして9月からは居宅支援事業者へ一部委託することといたしております。

ウといたしまして、10月からは地域支援事業（特定高齢者施策や一般高齢者施策）についてであります。これに取り組むことになっておりますが、事業実施については直営または委託での実施を計画いたしております。地域支援事業の円滑な実施に向けて関係機関との連携を

図ることが必要であります。

また、今後の対応といたしまして、特定高齢者を把握する仕組みづくりが不十分であるため、医療機関等から特定高齢者の可能性のあるものについて情報提供を受けながら体制を整えていく必要があります。

2 番目といたしまして、直営で居宅介護予防支援事業所を運営するにはケアマネージャー等の人員確保が必要であります。

3 番目といたしまして、地域支援事業の推進のためには地域の関係機関との連携が必要であり、関係機関の意見をお聞きし、町の健康づくり活動を推進する地域組織の構築を図ることが必要であります。

以上、問題提起と言いますか、現在考えております問題等の状況につきまして、その一部でありますけども、御報告にかえさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 14 番、竹内君。

○議員（14 番 竹内志津子君） 改定介護保険について、やはりいろんな問題点が浮かび上がってきてるなというふうに感じました。特にサービスが認定が下げられたことによってサービスが後退しているというのがこれほどあるということに実際は驚きました。もう少し少な

いのではないかと思ったんですけども、それでちょっとお聞きしたいんですけども、例えば用具の貸与ですが、自費レンタル7名、購入6名というのはこれは介護保険がきかなくなった分、自費で購入したり、借りたりということなわけですね、ということは、それだけ個人負担がふえてきたということだろうと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それから、ベットが借りられなくなった人たちに対して町所有のベットの貸与等が行われているということでこういう措置が行われるのは本当にいいことだなと思いますが、すべての皆さんにそういうことができるわけではないので、徐々にでもそういう用具等の充実というものも考えていってほしいなというふうに思いました。

それから、地域包括支援センターについても課題がたくさんあるということがわかりましたが、やはりそれぞれのその自治体の状況が十分に把握しない中での国の介護保険の改定というところに問題があったのではないかなと思いますけれども、これについても本当に実際は利用される高齢者に対していろいろ影響が出てくるわけでできるだけ早く充実したものにしていきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 議員さん御指摘のとおりであります。

そもそも改定されました介護保険そのものは、やはり基本的にはふえ続ける介護費用をどのように抑えていくかあるいはこの介護保険制度を維持、継続するために必要な措置であるわけでございまして、先ほどこれまで受けられたサービスが言い方はともかくなんですが切り捨てられているというふうな表現でありますけれども、実際にケアアセスメントと言いますか、調査をいたしましてそれが医療も含めて介護保険の軽減を図るというふうな全面に目的がありますだけに若干厳しいと言いますか、自分でできることは自分でやっていただくと、要するにホームヘルプの掃除でありますとか、買い物的なものというのはそうした感じでこの中に組み入れられないという状況にはなっております。そうしたことで逆にいわゆる規定外のインフォーマルサービスというふうなことも奨励するだけではございませんが、そうしたことも今後も対応せざるを得ないのではないかとというふうに考えております。もちろん被保険者の皆さんがある程度努力をして自分で行動を起こしていただくということが将来の介護の状況の進行にもとまることでございますので、その辺のところもこうした体制の介護保険には含まれているものだというふうに私どもは理解しておるところでござい

ます。

次に、用具の充実をということでございますけれども、この町の所有しているベット数が十分であるとは思われません。その状況等におきましては被保険者の状況を勘案しながら、また、関係機関ともどの程度で貸与していくのがいいのだろうかということも含めて今後の検討課題とさせていただきます。

最後に、地域包括支援センターでございますが、予想しておりました以上に大変業務がちょっと停滞しているというふうな状況であります。それぞれ非常に文書的な作業も多くかかりましてケアマネジメントの終結というまでには若干手間暇かかるようでございます。これも極力平準な業務に戻れると言いますか、早目の実行に移せるような状況に努力してまいりたいというふうに思っております。いろんな形で皆さんの御協力、機関、財界等の支援を得ながら積極的に進めてまいりたいと思いますので、今後とも御協力等よろしくお願いしたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 担当の課の方も本当に大変な状況に

追い込まれておられるということがよくわかります。そうは言ってもすることはしなければならないでしょうし、本当にやはり国の政策がこういう小さな町に対して大きな影響を与えているなということをつくづく感じまして、やはり国の方でもっと抜本的な改革をしていただかなくてはいけないなと思いますので、やはり行政の方からも国へのいろんな要望等出してもらえたらと思います。

それから、地域支援事業については、やはり地域の方でも今もいろいろやっておりますが、実際私もかかわっておりますが、本当に地域でできることは地域で頑張っていかなければいけないなというようなことも痛切に感じております。

それでは、最後に、障害者の自立支援についてでございます。障害者自立支援法がこの4月から共同作業所などの施設を利用した場合、原則1割の応益負担、利用者が負担しなければならないということになりました。こうした施設で働いてわずかでも収入が得られるということは障害者にとっては喜びであり、社会へ出て自立していく足かかりにもなるものと思っております。しかし、賃金はわずかですし、利用料払ったら手元には残らない、賃金だけでは足りないためにやむを得ず退所していった人たちも全国的にはたくさんおられるということを聞

きました。中にはそういうところへも出て行かれなくなって引きこもりになっている方もいるというようなことも聞いております。実際この町内ではやむを得ず退所していった方がいらっしゃるのかどうかその辺をお知らせいただきたいと思います。

それから、2 番目ですが、10 月からこの障害者自立支援法の本格実施になります。つわぶきの里も経営の法人化ですか、の方向に向けていろんな手続きもされて、もう法人化になったのかなとも思いますけども、この法が本格実施になりますといろいろ減収も予想されます。収入が減るということです。そういう場合に町で補てんできるのでしょうか。

それから、つわぶきの里のこれは要望として出されたんですけども、利用者送迎用のバスを町で購入することはできないのか。実際、つわぶきの里へ旧日原の方から行っておられる方はおられないということなんですが、バスでも準備できましたら利用される方もあるいはあるのではないのかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、障害者自立支援について

お答え申し上げます。

現在津和野町の障害者の方で施設入居者が13人、グループホームに10人の方が利用されております。使用料に関係してですが、利用料に関係して退所した方は現在のところございません。ございませんが、4月以降1名の方が退寮されておるように聞いております。これはグループホームですが、この方は理由は、病気入院のためであり、法改正の利用での退所ではないというふうなことでございました。

また、利用料負担の軽減につきましては、財政状況もかんがみ、町独自の軽減は難しいと考えております。

2番目の御質問ですが、障害者共同作業所つわぶきの里のことですが、この運営につきましては、今まで島根県手をつなぐ育成会の支援と町の補助金、これについては県費が2分の1補助となっておりますが、この2つで運営を行ってきております。島根県手をつなぐ育成会からの助成は平成18年度から廃止になったため地域活動支援センター機能強化事業のⅢ型、これは国の事業でございますが、この事業の認定を受けるために現在NPO法人化を進めているところでございます。

法改正によりまして地域生活支援事業は市町村独自での対応となり

ました。つわぶきの里については、その中の地域活動支援センターの位置づけとして町との委託事業として進めていきたいというふうに考えておりますが、御承知のとおり厳しい財政事情であります。今までどおりの補助金額等が確保できるように努力はしてまいりたいというふうに思っております。

3番目の利用者の便宜を図る意味から車の町で購入することについては内容的には非常に意義あることではないかとは思いますが、今後法人格の制度の関係でありますとか、その他の運用方法などつわぶきの里とも協議して検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 障害者自立支援法によって施設を退所された方はないということでとりあえずは安心しましたけども、今後そういう方が生じるという可能性は含んでおりますので、できれば利用料の軽減等今後考えていただきたいなというふうに思います。

それから、つわぶきの里については、厳しい財政事情ではあります。今までの補助金額等確保できるよう努力していきたいというふうに答

弁していらっしゃるのでよろしくお願いします。

それから、通所のための自動車の購入の件ですけども、郡内で吉賀町にありますよしかの里、これも共同作業所ですが、ここにはマイクロバス1台専用のものがあります。ですので柿木、六日市の方から通所していらっしゃる方がありましてあそこの時間にあわせて運行がされておりますので、大変利用者にとっては便宜が図られているなというふうに思いますので、ぜひとも津和野町でも御協議いただきまして購入していただければというふうに考えております。よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で14番、竹内君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で2時30分まで休憩といたします。

午後2時16分休憩

.....

午後2時30分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序6、17番、藤井君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、一時借入金についてお伺いをいたします。一時借入金につきましては、地方自治体の支払い資金の不足を臨時に賄うためにその年度内で償還するという条件で借り入れる借入金のことです。

予算総額でその限度額を毎年度ごと定めなければならないというふうなことになっているところでございます。

また、これについては、予算書には計上されるわけですが、決算書にはそのことは計上されていないわけですが、ただ、支払いの利息は公債費の一部として計上されておるところであります。監査委員の行う例月監査は議長に報告されておりますので、これを細かく点検していけば、そのチェックとはできるかと思います。しかし、通常ではそのチェックというのは議会としては非常にしづらいものがあるというふうに思っているところであります。

さきに赤字再建団体となりました夕張市は執行予算期限の3月末と出納閉鎖期間の5月末の時差を利用して一時借入金をどんどんふやしていき288億円に達したというふうなことが報道されているところ

であります。

また、本年、総務省が都道府県を通じて行っております一時借入金の調査では、北海道の8市1町が一時借入金を使い赤字隠しの会計を処理した疑いがあるというふうな発表をしておることがございます。これは総務省が発表をしております。と申しましても、3月末から5月に支払いが集中し、5月末に地方債が入るというふうなことを聞いておりますので、その間、一時借りはいた仕方ないところであろうかともいうふうに思っております。このことは旧津和野町議会で17年の3月に中島町長がそのようなことを申されたというふうなことが議会旧津和野町の議事録に載っていたというふうな記憶もしているところがございます。法で定められていることでもありますし、議会も認められていることでもありますので、それはそれでよいところであろうかと思いますが、この運用については極めて慎重を期していただきたいと思うわけでございます。さきに夕張市の例、あるいは北海道の例を出しましたが、県内においても少しケースは違いますが、斐川町において土地開発公社が土地の売却や事業化されるまで公社が土地の購入代金に充てた町の貸付金を年度内に返済し、新たに翌年度に町が再び公社へ貸し付けるという処理を行ってという問題があって町民に説明をしたとい

うケースもあるようでございます。非常にわかりにくい部分であります。

そこで、お聞きをしたいわけではありますが、本年度中予想される額といたしまして議会で承認した元限度額近くになるのかどうかということとをまず1点お伺いをいたしたいと思います。

また、本年度中のこれまでの一時借入金はいくらなのかということもあわせてお聞きを申し上げたいと思います。

また、予算をたてられるときに資金計画をされると思うわけですが、このときに限度額をどうするのかということも検討されると思っております。この限度額の積算はどのようにされているのかということもあわせてお聞きをいたしたいと思います。

また、予想される金額、本年度の場合は12億円ではありますが、それは標準財政規模の何割にあたるというふうに予想されてこれを限度額を定められたのか。

また、私は今回この質問するにあたっていろいろ調べたところではありますが、これを出した当時、まだ余り資料がなくてただ感じと言いますか、これぐらいなのかな、多いのかなというふうなことで高くすぎるのではないかというふうに考えたものでありますが、県内の他町村あ

るいは類似団体ではどのような状況になっているのかは御答弁を願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） お答えいたします。

一時借入金についてのお尋ねでございますが、いろいろと御指摘ございましたように、一時借入金につきましては法律に定めまして議会でその限度額を御承認をいただくわけでありますけれども、その限度内におきまして歳計現金に不足を生じるときに収入役の権限によってこれを執行することができるのが法律制度でございます。でありますけれども、単に収入役に任せるということだけでなくして十分協議をしながら執行にあたっておるという状況でございますが、今後とも慎重、適正を期してまいりたいと思っておりますが、現況等につきまして担当課長の方からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） それでは、お答えを申し上げます。

平成18年度の一時借入金の限度額は12億円ということで議決をいただいております。これまでの実績からしてはまずJAより9億円

を借り入れております。それから、利率の見積もりを徴したということで J A が 0.5 % ということで一番低利であったために J A から借りたということでもあります。

この J A 以外に上水道会計より 1 億 2,000 万円を借りましたので合計で 10 億 2,000 万円ということでもあります。現時点においてはすべて返しておりまして今はゼロということでもあります。

今年度の限度額の決定ということにつきましては、大まかに起債発行額は約 7 億円、それから、地方交付税の 1 回分が約 8 億円ということで 15 億円ということではありますが、若干の時期のずれ等もあるんではなかろうかというふうなことでその 8 割ということで 12 億円ということで議決をしていただいたところでもあります。

本町の標準財政規模が約 45 億円でありますので、割合的には 26.7 % ということになっております。

それから、県内の類似団体ということではありますが、まず吉賀町であります、限度額は 16 億円ということであります。吉賀町の一般会計の予算規模 63 億 7,000 万円ということでもあります。

それから、飯南町は一会の限度額が 15 億円、一般会計の予算規模は 79 億 3,000 万円というところでもあります。あと美郷町であります

が、これが限度額が10億円ということであります。一般会計の予算規模は77億2,000万円というふうな状況となっております。今のところ、当町の限度額は特に大きいというふうには考えておりませんが、今後とも財政運営等に意を用い極力一時借入金を抑制をし、利子負担の軽減に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 実態よくわかったわけではありますが、これまで一時借入金の実態につきましては、先ほど申しましたが、総務省が調査してこれが最初だというふうに聞いておりまして、余り実態が表に出てこなかったというのが実情であろうと思います。私もその後調べてみましたが、石川県と岩手県しか私のところで資料が集まらなかったというふうなところもあるわけではありますが、この中で石川県につきましては、先ほど申された標準財政規模の何%かということではありますが県内平均で30.4%になっているというふうなことであります。

また、ここを見ますと、借入限度額の総額がゼロというところが3町村ございました。言うことは、一時借入金をしないでやっているんだというふうなところが石川県でございました。

また、岩手県につきましては、旧35市町村ありまして9市町村が借り入れをしていないとピーク時の借入金がないとゼロということになっておりますが9市町村ぐらいあるんだとそういうふうな運営もできるんだというふうなことが今回わかりました。ぜひともこういうところ視察してどういうふうなことをされているんだということも少し知りたいところでありますし、また、そのような努力が財政改革にもつながるのではないだろうかというふうな感じがいたしております。

また、鳥取県では、基金を運用するという方法をとられているようですが、これは果たしてどういうものだろうかというふうなその基金の性格その他から考えてどういうふうな方法ができるのかどうだろうかというふうなことも疑問を持ったところであります。

また、本定例会には決算の認定について出されております。私も一度借入金で少し気になった点がございます。このあたりにつきましては、今回つくられました決算特別委員会がありますので、その中でいずれどのようなことだったのかということもお聞きをしたいというふうに思っております。

以上で一時借入金については質問を終わりたいと思います。

続いて、CATVについてお伺いをいたしたいと思います。今年度を

もってケーブルテレビが全町に普及をし、おそくとも来年5月末までにはどの家庭も利用できるといふうにお聞きをしているところであります。

また、全町民がこれによりまして全町民が緊急時の対応や情報の共有ができるわけでありますので、非常によいことだというふうに思っているところであります。このケーブルテレビが全町に普及するとともにこれにC A T VにはI Pホンという電話機能もついております。これについては御承知のとおり町内ならば無料ということですが、厳密に言いますとテレビの視聴料とあわせて基本料金が必要ではありますが、これを活用するということが非常にこれから重要なことになってくるのかなというふうな感じてもいたしております。特に行政においては町内の連絡でこれまでN T Tの電話を使って連絡をすることが町内、町外を限ってこれが中心であったらうというふうに考えておりますが、I Pホンを使うということになりますとこれは無料でいけるということになりますので、これもかなりの節減になると節約になるのではないかというふうな感じもいたしております。この点をどのように考えておられるのかということをもまず1点として伺いをいたしたいと思っております。

次に、この I P ホンについてであります、いわゆる今さっき申しましたケーブル電話であります、この I P ホンは現在のところ、I P 網が町内に限られております。ということでもありますのでこれをより有効に利用するためには例えばヤフー B B 等への接続が必要であろうというふうに考えるものであります。特に N T T につきましては固定電話への投資は原則停止の方針ということでもありますので、今後 N T T の電話網は拡大することはないのだというふうに思っているところでございます。御承知のとおり、I P ホンは I P 網いわゆるブロードバンドを利用している電話でございます。例えばヤフー B B の仕組みであります、相手がヤフー B B に入っておれば I P 網同志なのでいつでも、どこでも、どこでもと言うのは外国でもという意味でもありますが、無料でございます。もちろん基本料金は必要でございます。これは N T T も同じことでございます。

また、相手が一般電話、N T T ホンと、N T T の電話ということなら途中まではヤフー B B の I P 網でいく、そこから N T T の回線に乗りかえてつながるということでもありますので、I P 網のところまでは安くいけるというふうなところでございます。このような仕組みでありますので、特に遠くにかける場合は有利だというふうに言われている

ものであります。そのようなことでこれが物すごく現在広まっているということは御承知のとおりだろうと思います。そのような意味でより有効にこれを活用するためにどこかに、このようなことを接続する必要があるのではなかろうかというふうに考えるものであります。技術的なことにつきましては、私は全く素人でありますのでよくわからないところではありますが、例えば出雲CATVとか、あるいは県内でもやっているというふうなことを伺っているところであります。そのようなこともぜひ必要ではなかろうかというふうなことであります。このことにつきましてもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、これもIPホンと同様な考え方になるのかなというふうにも思います。現在本町のみで運営されているCATVでございます。先ほど申しましたように他のCATVに接続しておるわけでもございません。自分のところだけでやっているわけでありますので、将来的にこれが本当に有効利用できるのかというところでもないのかなというふうな感じでもいたしております。他のCATV局にこれをつないでいくことがより大きなブロードバンド化するというふうな気がいたしております。聞くとおるところによりますと、CATV局が多い県東部はCATV局を接続できるような構想を持っているというふうに

も伺っているところであります。しかしながら、県西部では残念ながら本町あるいは三隅町などがあるわけですが、どこも隣接したそういうふうなブロードバンドを持っているところがないというふうな状態にあります。とすることでありまして、これをもう少し大きく広げることができないかというのがこの質問趣旨であります。総務省では8月に発表しました次世代ブロードバンド戦略2010という中で2008年までにブロードバンドゼロ市町村をなくするという計画もあるようでございますし、また、超高速のブロードバンドの世代カバー率を90%以上にしようというふうなことも出ております。ただ、気になるのが、この中で原則が都道府県で普及をしたいというふうなことでありますが、本町のように他の接続することができない地域は隣接する他県と接続する必要も考えなくてはいけないのではないかとこのように思っているところであります。

8月号、本年の8月号の阿東町お隣の阿東町の町広報を見ますと、ケーブルテレビ網を全町に敷設するというふうに書いてありました。7,700万円でこれを普及し、山口ケーブルテレビジョンを利用して10月以降利用できるようにしたいというふうなことがこの8月号に載っていたところであります。先ほど申しました隣接する県というのは

この阿東町を私は指しているところでありまして、これはバックボーンが非常に大きい山口ケーブルテレビジョンと言いますのは、山口トヨタ、テレビ山口、読売新聞西部本社等の民間と山口市、防府市、宇部市、美東町が出資して設備した会社でありましてテレビの加入世帯が13万1,460世帯、インターネットでは3万6,884件の利用があるというふうなことを聞いております。旧日原町のCATVをつくる时候にもこの山口ケーブルテレビジョンをお邪魔して見せていただいたということも私も経験がございますが、こういう大きいところとなぐということが一つはCATVをより有効に使うことではなかろうかというふうな考えもいたしておるところであります。

また、デジタル化がされるわけでありますが、現在デジタル化は地上波は本町で対応できるけれどもCS等是对应できないというふうなことを聞いております。山口とのケーブルテレビジョンと結ぶことが可能なのかどうなのかということは私わからないわけでありますが、そこはどうも対応しているというふうなことでございますので、その辺を検討してできるということになれば、これは非常に大きなメリットがあるのではなかろうかというふうなことも考えておりますが、今後の課題ではあります、この辺のところ、検討されているのかどうかと

いうことをお聞きをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） それでは、お答えします。

1 番目の質問ですが、ケーブルテレビ電話の活用についてどのように考えておられるのかということでございます。現在、町内のケーブルテレビ加入者間ではケーブル電話を活用していただくことで通話料がかからない通信をサービスしております。これが I P ホンです。電話をかける相手方は町内が 8 割と言われておりますのでケーブル電話の活用によって各世帯の通信費が削減できると考えております。

2 番目の件でございます。ケーブルテレビ電話についてはヤフー B B 等への連携によってもっと活用の幅が広がると考えるかどうかということでございますが、津和野町が整備しているケーブルテレビのシステムは町外の I P 電話網に接続できるシステムになっておりますが、現在のところ、町外 I P 電話網をサービスする業者が数社に限られており、同一業者間では無料電話を利用できますが、他業者網との接続にはお金がかかるということでございます。その課金管理及び接続に対する投資効果を現在検討中であります。効果が期待できる段階になりますならば、サービスを開始できる予定でございます。いわゆる技術確

信にできるだけ対応可能な、それも経費とのかかわりで判断されるものでありますので、前向きに対応を考えていきたいと思ひます。

それから、他ケーブルテレビ局と伝送路をつなぐという問題であります。津和野町のケーブル網は全町に張りめぐらされていますが、隣接する益田市、吉賀町とも光ファイバーの自営線がなく、県内の局と自営線を結ぶことができません。地上デジタル放送については、今年度工事により設備が完成しますので来年の10月から試験放送、11月から本格放送を開始することができます。しかし、衛星から受信しているCS放送については現在アナログが放送しており、デジタル化に向けた設備構築が必要でございます。この対応については、ケーブルセンターに機器を整備する方法や隣接したケーブルテレビ局で共同利用する方法がありますが、先ほど申しましたとおり、県内には光ラインを確保できません。県境を越えた阿東町は、今年度ケーブルテレビ事業がスタートし、すぐ近くまで光ラインが来る予定です。阿東町では、管理をすべて山口ケーブルビジョンが行うことになっており、将来的に接続をさせていただくことも一つの検討課題であると思ひます。いわゆるこのケーブル施設をやはりまちづくり、地域振興の核として利用していきたいというのが我々の考えでございます。毎日毎日入るニュースが

東京のど真ん中にニュースが入っても意外と我々の近隣市町村の実情がどうなっているかということとははっきりしないわけでございます。

これは約 10 年前になりますが、島根県の石見振興、石見地域の振興計画ではこの情報過疎が地域の振興に最も振興に対してネックになっておると、何とかこの情報過疎を解消していくために、いわゆるケーブルテレビ網を整備すべきであるということを申し上げてきました。この仮に山口ケーブルテレビジョンとの協議が整いますならば、これから人の流れ、ものの流れ、文化の交流等幅広い地域づくりに大きな役割が期待できるものと思っております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 17 番、藤井君。

○議員（17 番 藤井貴久男君） 私もまさに今の御答弁のとおりだと思います。そのような意味で本町は誇るべきCATV網とIPホンを持っていることをその正確性というものも誇っていいだろうというふうに思いますし、それを十分に利用していくという方法も今後とも努力をしていかなければいけないというふうに思っております。そういう努力や検討がなされているということに非常に嬉しく思っておりますし、今後この努力を継続してお願いをしたいというふうなことを思

っております。CATVにつきましては以上で終わります。

次に、最後の質問であります、ここに控えてありますのは、町行政に優しさを具現する方法を何かやっているのかというふうなことでございます。これは思いついたまま普通の感覚で質問しておりますので多少見当違いのところもあるかと思いますが、非常に財政が厳しい厳しいということであれも切り、これも切りというふうな行政をせざるを得ない状況になっているのは御承知のとおりでございます。財政が厳しいということでいろんなものを切るということは町民の皆さんにそれだけ我慢をしていただくことが多くなっているということにつながるのだらうというふうに思っているものでもあります。そのような中であっても、やはり行政としては町民の方に希望と誇りを持っていただくことということは非常に大切なことであらうというふうに思うものであります。先ほど思いつくままにと申しましたが、具体的にはスポーツやその他の分野で価値ある大会に町民の方が出場されたときや、あるいは顕彰されたとき、これを大いに激励し、あるいは皆さんに知っていただく努力というものもしなければならない、それがあ意味では優しさの具現化なのかなというふうな気もしております。

また、お祝いのそのときにお祝いの垂れ幕等具体的にやられている

ことがあれば御答弁をいただきたいと思います。

また、これももう1つであります。慶事、特に婚姻届けあるいは出生届けをされる時、そのときの記念品アルバムに張っておかれるぐらいの小さなものでいいと思うんですが、例えば子供が生まれたときに出生届けを持っていくと何か例えば町長が何か色紙とかそういうようなものを書いてこういう日に生まれましたという証明というふうなものをそんなに金がかかるわけでもありませんし、その人にとっては非常に、人にとっては非常にこれも記念になりますし、津和野町というのはいいところかなというふうなこともあろうかと思えます。これが私が言う余りよくわからないところではあろうかと思えますが、優しさの具現化ではなかうかというふうな気がいたしております。そのような小さなことではありますが、そのようなことをしなければいけないのではなかろうかとふと考えたところでありますが、このことについていかがお考えかお聞きをいたしたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 沖田助役。

○助役（沖田 修君） それでは、お答えをいたします。

町行政に優しさの具現をという御質問であります。御回答いたします。

町の財政は御承知のとおり、まことに厳しい状態が続いております。今後数年間が我慢のしどころではないかというふうに考えております。さきの議員さんの御質問に行財政対策担当課長が平成21年度がピークであるというふうにお答えをしておりますが、そのような状態になっております。そのような中にありましても町民の皆さんが新町の未来を信じ、希望と誇りを持って生活をしていただけるということが非常に大切であることは議員御指摘のとおりであります。

その具体例といたしまして、議員御質問のスポーツ、その他の分野での出場及び顕彰を受けられた際の町としての対応でございますが、新町になってからのスポーツ分野での全国大会への出場につきましては7名の方が該当しておられます。基本的に奨励金をお送りし、お祝いと励ましの意をあらわしております。

さらに状況に応じまして横断幕これは津和野庁舎の玄関に紙の横断幕を張り出しておりますが、これは町が実施する場合と有志が行っている場合、両方ございます。こういった例を設置をした例もあります。それとあわせまして、町広報及びCATV等において随時御紹介をいたしておるということでございます。

以上がこれまでの具体例であります。奨励金、横断幕の取り扱いに

ついて、これまでの慣例により行っておりますので、内規などの整理、検討そのあたりが必要になってこようかと考えております。

また、婚姻届け、出生届け等を受理した際の記念品あるいは証明証等の発行でございますが、この実績はありません。町の制度といたしましては町の手数料条例に定めがありまして、婚姻あるいは養子縁組等において請求により上質書を用いた証明証を有料でございますが発行するということになっておりますが、実績は先ほど申しましたように現在のところありません。いずれにいたしましても、都市部と農村部の経済あるいは社会そのあたりの環境の二極化が進展しております。都市部が忘れとった優しさやあるいは思いやりや地域の助け合いこのあたりの心情が田舎にはまだ残っておるというふうに考えておりまして、このことを大切にしながら住民の皆さんが身近で優しい行政というふうに感じていただけることを目標に頑張って職員一同頑張っていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井君。

○議員（17番 藤井貴久男君） スポーツ等あるいは価値ある賞の受賞というふうなものは、その出場される御本人やあるいは、だけのもの

ではございませんし、それを激励するということ、また、そういうふうな大会に出られる顕彰を受けられるということは私たち町民にとっても非常な誇りであるわけでございます。その辺をどうぞお忘れなく、今ありました御答弁のように今後とも努力をお願いを申し上げたいと思います。

以上で終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で17番、藤井君の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 一般質問の途中ですが、ここでお諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。どうもお疲れでございました。

午後3時08分延会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日 議 長 署名議員 署名議員

平成 18 年 第 6 回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第 3 日）

平成 18 年 9 月

26 日（火曜日）

議事日程（第 3 号）

平成 18 年 9 月 26 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 町長提出第 167 号議案 津和野町職員定数条例の一部改

正について

日程第 4 町長提出第 168 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬
及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第 5 町長提出第 169 号議案 島根県後期高齢者医療広域連合
設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関す
る条例の設定について

日程第 6 町長提出第 170 号議案 津和野町消防団条例の一部改正
について

日程第 7 町長提出第 171 号議案 津和野町消防団員の定員、任免、
給与、服務等に関する条例の一部改正について

日程第 8 町長提出第 172 号議案 津和野町非常勤消防団員に係る
退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第 9 町長提出第 173 号議案 津和野町消防団員等公務災害補
償条例の一部改正について

日程第 10 町長提出第 174 号議案 旧津和野町若者定住促進条例
の一部改正について

日程第 11 町長提出第 175 号議案 津和野町福祉医療費助成条例
の一部改正について

日程第 12 町長提出第 176 号議案 津和野町乳幼児等医療費助成
条例の一部改正について

日程第 13 町長提出第 177 号議案 津和野町国民健康保険条例の
一部改正について

日程第 14 町長提出第 178 号議案 津和野町水道事業の設置等に
関する条例等の廃止について

日程第 15 町長提出第 179 号議案 津和野町水道審議会条例の一
部改正について

日程第 16 町長提出第 180 号議案 津和野町簡易水道事業給水条
例の一部改正について

日程第 17 町長提出第 181 号議案 津和野地区水道基金条例の設
定について

日程第 18 町長提出第 182 号議案 津和野町監査委員条例の一部
改正について

日程第 19 町長提出第 183 号議案 平成 18 年度中曽野簡易水道
区域拡張工事請負契約の締結について

日程第 20 町長提出第 184 号議案 鹿足郡養護老人ホーム組合の
共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について

日程第 21 町長提出第 185 号議案 平成 1 8 年度津和野町一般会
計補正予算（第 2 号）

日程第 22 町長提出第 186 号議案 平成 1 8 年度津和野町電気通
信事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 23 町長提出第 187 号議案 平成 1 8 年度津和野町国民健
康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 24 町長提出第 188 号議案 平成 1 8 年度津和野町介護保
険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 25 町長提出第 189 号議案 平成 1 8 年度津和野町簡易水
道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 26 町長提出第 190 号議案 平成 1 8 年度津和野町下水道
事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 27 町長提出第 191 号議案 平成 1 8 年度津和野町農業集
落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 28 文教民生常任委員会所管事務調査報告について

日程第 29 経済常任委員会所管事務調査報告について

日程第 30 発議第 4 号 地域医療体制確保に関する意見書（案）に
ついて

日程第 31 発議第 5 号 飲酒運転追放に関する宣言決議（案）について

日程第 32 請願第 3 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取り締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願について

日程第 33 請願第 4 号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止等の意見書採択を求める請願について

日程第 34 請願第 5 号 石西厚生連への平成 18 年度財政支援に関する請願について

日程第 35 請願第 6 号 「石西厚生連抜本的経営改善」に関する請願について

追加日程第 1 議員提出意見書第 3 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取り締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案）について

追加日程第 2 議員提出意見書第 4 号 療養病床の廃止・削減計画の中止等の意見書採択を求める意見書（案）について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 町長提出第 167 号議案 津和野町職員定数条例の一部改正について

日程第 4 町長提出第 168 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第 5 町長提出第 169 号議案 島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関する条例の設定について

日程第 6 町長提出第 170 号議案 津和野町消防団条例の一部改正について

日程第 7 町長提出第 171 号議案 津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日程第 8 町長提出第 172 号議案 津和野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第 9 町長提出第 173 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 10 町長提出第 174 号議案 旧津和野町若者定住促進条例
の一部改正について

日程第 11 町長提出第 175 号議案 津和野町福祉医療費助成条例
の一部改正について

日程第 12 町長提出第 176 号議案 津和野町乳幼児等医療費助成
条例の一部改正について

日程第 13 町長提出第 177 号議案 津和野町国民健康保険条例の
一部改正について

日程第 14 町長提出第 178 号議案 津和野町水道事業の設置等に
関する条例等の廃止について

日程第 15 町長提出第 179 号議案 津和野町水道審議会条例の一
部改正について

日程第 16 町長提出第 180 号議案 津和野町簡易水道事業給水条
例の一部改正について

日程第 17 町長提出第 181 号議案 津和野地区水道基金条例の設
定について

日程第 18 町長提出第 182 号議案 津和野町監査委員条例の一部
改正について

日程第 19 町長提出第 183 号議案 平成 1 8 年度中曽野簡易水道
区域拡張工事請負契約の締結について

日程第 20 町長提出第 184 号議案 鹿足郡養護老人ホーム組合の
共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について

日程第 21 町長提出第 185 号議案 平成 1 8 年度津和野町一般会
計補正予算（第 2 号）

日程第 22 町長提出第 186 号議案 平成 1 8 年度津和野町電気通
信事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 23 町長提出第 187 号議案 平成 1 8 年度津和野町国民健
康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 24 町長提出第 188 号議案 平成 1 8 年度津和野町介護保
険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 25 町長提出第 189 号議案 平成 1 8 年度津和野町簡易水
道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 26 町長提出第 190 号議案 平成 1 8 年度津和野町下水道
事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 27 町長提出第 191 号議案 平成 1 8 年度津和野町農業集
落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 28 文教民生常任委員会所管事務調査報告について

日程第 29 経済常任委員会所管事務調査報告について

日程第 30 発議第 4 号 地域医療体制確保に関する意見書（案）について

日程第 31 発議第 5 号 飲酒運転追放に関する宣言決議（案）について

日程第 32 請願第 3 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取り締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願について

日程第 33 請願第 4 号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止等の意見書採択を求める請願について

日程第 34 請願第 5 号 石西厚生連への平成 18 年度財政支援に関する請願について

日程第 35 請願第 6 号 「石西厚生連抜本的経営改善」に関する請願について

追加日程第 1 議員提出意見書第 3 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取り締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案）につ

いて

追加日程第2 議員提出意見書第4号 療養病床の廃止・削減計画
の中止等の意見書採択を求める意見書（案）について

出席議員（18名）

1番 村上 義一君	2番 下森 博之君
3番 沖田 守君	4番 青木 克弥君
5番 平野 均君	6番 河田 隆資君
7番 青木登志男君	8番 原 秀君
9番 中岡 誠君	10番 須川 正則君
11番 滝元 三郎君	12番 道信 俊昭君
13番 斎藤 和巳君	14番 竹内志津子君
15番 板垣 敬司君	16番 村上 英喜君
17番 藤井貴久男君	18番 後山 幸次君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 助役

松浦 秀信君

助役 沖田 修君 教育長

斎藤 数弘君

参事 水津 正君 総務住民課長

山岡 浩二君

行財政対策課長 斎藤 誠君 情報企画課長

大庭 義弘君

健康福祉課長 長嶺 常盤君 商工観光課長

右田 基司君

農林課長 大庭 郁夫君 建設課長

長嶺 雄二君

地籍調査課長 安見 隆義君 環境生活課長

坂根 敏夫君

教育次長 …………… 水津 良則君 出納室長 ……………

村田 祐一君

教育次長 …………… 広石 修君

午前 9 時 00 分開議

○議長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。引き続きお
出かけいただきましてありがとうございます。

これから 3 日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は 18 名であります。定足数に達しておりま
すので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第 1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、15 番、板垣
敬司君、16 番、村上英喜君を指名いたします。

日程第２．一般質問

○議長（後山 幸次君） 日程第２、一般質問。

昨日に引き続いて順次発言を許します。発言順序７、３番、沖田君。

○議員（３番 沖田 守君） 議席番号３番、沖田守であります。きのうに引き続いて、私が最後の質問者となりますが、これから９月定例議会で２点ほどお伺いをするわけでありますので、適切な、具体的な御答弁をぜひともお願いを申し上げたいと、このように思います。

きのう同僚議員である竹内志津子議員が、第１点の病院の統合問題等については質問をされておりますが、いささか重複する点もあるかと思っておりますが、私は若干観点も変えて、町長に御質問を申し上げるわけでありますので、重複の点はお許しをいただきながら、御答弁をお願い申し上げたい、このように思います。

通告に申し上げておりますように、第１点の津和野・日原両共存病院の統合の問題を取り上げました。

６月の定例会が、最終日が６月の２７日であったと存じます。この６月議会にも地域医療の問題で同僚議員の質問がなされました。我々もその質問や回答等で今回石西厚生連が発表されましたようなことはそのときに夢にも実は思わなかったわけでありますが、６月２７日に６

月定例議会が終わって、中3日して、石西厚生連においては6月30日であったようであり、私どもがこの情報を承知したのは7月1日の新聞報道でございました。

通告に申し上げておりますように、突如テレビや新聞報道で日原・津和野共存病院を運営する石西厚生連が、理由は、おおむね国の医療制度改革等の影響が、今医師不足が大変な課題であります、医師確保の困難性にますます拍車をかける。加えて、町内2つの、言うなれば極めて効率の悪い零細病院を抱えての経営には限界がある等々の結論から、町内1病院とするという抜本的経営改善計画を発表されたのであります。

私ども議会を初め、津和野地区、日原地区の多くの町民は、まさか、確かに経営不振がここ数年来続いておる、病院の存続は大丈夫かと、いろんな心配をしておった矢先ではありますが、寝耳に水でありました。まことに大きな驚きであり、不安を感じて今日来ているというのが現状であろうと、このように思います。

申し上げましたように、数年来、両病院の経営不振が続いて、これまでもなく長い歴史のある両共存病院であります、町当局としては、地域医療の観点、そういう観点から、陰に陽に、言うなればソフト面も

ハード面も深くかかわってまいったこの両病院であります。特に医師対策等については、これまでの歴代の首長である町長は、本当に地域医療の観点をかんがみたとき、医師の確保というのは並々ならぬ御心痛、御苦勞があっただろうと思いますが、鋭意御努力をされてまいりました。中島町長におかれましても全く同様であろうと、このように思うのであります。

したがって、我々議会員も毎議会の都度、数名の議員から地域医療問題、両共存病院の問題等々一般質問がなされ、行政のかかわり方や経営の母体である石西厚生連に対して質問や提言が今日まで繰り返されてきたと思います。今回の発表は、ここに来て、我々が最も心配していた、最も最悪な事態に直面したと言わざるを得ません。我々議会も、この地域の少なくとも最低限の医療体制を確立するためには、驚きと不安をいっぱいにしておる町民も同様だと思いますが、少なくとも最低限、どの程度の医療体制が確立されるのか、確保されるのか、こういうふうなことを考えましたときに、この石西厚生連の組織決定というものについては謙虚に受けとめざるを得ないと、このように私は判断をいたします。

したがって、この9月議会では特別委員会を設置をして、我々議会人

としても当然この問題にいろんな角度から論議を交えて、協議をしなくてはならないことがたくさんあると思いますので、そんな協議を重ねて、私は、少なくとも12月議会には、最低限の、最短の時間で待ったなしの決断をする時期が来ておると、このように思います。

したがって、石西厚生連は、私は、みずから組織決定をした町内1病院の構想は、少なくとも医師確保がどの程度現時点で確実性があるのか、そして、どちらの病院を廃止するにしましても、一つにしました病院の経営がやっていけるのかどうなのかという経営試算、あわせて、廃止をする病院はどちらになりましても、その病院施設はどのようなものに転換をしていくという計画をお持ちなのか、我々が率直に考えますときに、福祉施設等が望ましいのではないかというような気もいたしておりますが、それも石西厚生連みずからこのような方向でいきたいというような具体的な転換計画等は町当局と十分協議をされて、示すべきであると、私はそう思います。

あわせて、やはり構成しておりますのは、石西厚生連というこの組織は、旧津和野町、旧日原町ではない、鹿足郡域を含めたこの圏域の中核的な病院であるという認識もあろうと思いますので、郡内町民等の交通利便性というふうなものも含めて、今申し上げたようなことを最重

点に考えて、具体的な提案をみずからなされるべきだと、このように思います。

事は一刻の猶予も許されない緊急の事態であり、石西厚生連の具体的な提案と同時に、運営母体の主たる構成員である西いわみ農業協同組合、また、関係自治体は支援策も含めて早急に対策を講ずるべきだと考えます。

とりわけ津和野町については、きのうから財政のお話もございました、私どもも、合併をして、なかなか町財政が容易ならんことも重々承知であります。しかしながら、今この地にこの共存病院の存続ができないというような状況になったときに、この地に住む住民、町民はこの地に住むなというのと同等でありますから、たとえどのように財政的に苦しくても、果たさなければならぬ責務の中で、県等の支援策も重々考慮をいただきながら、町長には英断をもって財政支援等が我々議会に提案されることを1日も早く期待をするものでありますし、同時に、そうしてその方向性が1日も早くこの地の町民に公開をされて、そして理解を求められるようにすべきであると、このように思うわけですが、町長の所見をお伺いするわけですが、加えて、いささか考えておりますこともつけ加えておきたいと思っておりますのは、今この

9月議会にも請願2本が石西厚生連から出されております。私も紹介議員のその1人ではありますが、財政支援の問題、もう1本は、両病院を石西厚生連みずからが1病院とする組織決定まではしたが、それ以降については、言うなれば町当局並びに議会で判断をしてほしいというような内容の請願でありまして、いささか請願の内容に私も苦言を呈しましたけども、そのような事態になっておるといのは既に執行部並びに議会員は全員承知であります。

そこで、私は、たとえ財政支援をするにしましても、経営の一時しのぎ、苦しくてもしていかなければならないということは重々私は町長にお願いしたいわけではありますが、財政支援をするにしても、一時しのぎのものに終わっては何ら意味をなさないと、このように思います。

したがって、くどいようではありますが、私は、町長には厚生連の理事に出ておいでになるわけでありますから、厚生連みずからが、先ほどから申し上げるように、具体的な経営試算等も含めたものを提示をする、そして、最低限ここまでは厚生連みずから、あるいは構成員の主たる母体である西いわみ農協の姿も、こういう形でこの病院を支えていくという、こういったものが明らかに示されることがぜひとも必要であるということをつけ加えて、町長の所見をお伺いするわけであります。お

願い申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 改めておはようございます。共存病院の統合問題につきまして御質問ございましたが、お答えをいたしたいと思えます。

共存病院の問題につきましては、昨日14番議員さんの御質問にもお答えをさせていただいておりますが、さきに厚生連が出された、2つの病院を一つにという方針は、現下の厳しい状況からしましてやむを得ない苦渋の選択であると、このように受けとめさせていただいております。

いつも申し上げておりますように、医療ばかりは医師がいないと成り立たない事業でございます。たとえ幾らお金があったとしても解決をすることができない、このように非常に難しい問題であるというふうに考えておるわけでありましたが、このように考えますと、今回の厚生連のこの苦渋の選択であります方針決定というものは、すなわち、このままで2つの病院を現在のような形で経営することはできないとの決定であります。これは厳しい医療の現状を改めて認識、確認されたということであろうかと、このようにも受けとめておるわけであります。

が、問題は、この認識確認、方針決定の上に立って、ならば今後どのような形で経営していくのか、どのような形でこの地域の医療を確保していくのか、そういった具体的なものが今のところ残念ながらまだ見えてきておらないのであります。そうした具体的方針を1日も早く明らかにしていただきたいと、このように思っておるわけであります。

所見をということでありますけども、御質問を承っておりまして、私がお答えをすることがないのではなかろうかというように、3番議員さんの御意見ごもっともだというふうに受けとめさせていただいたわけであります。

私も、御意見にありましたように石西厚生連の構成メンバーの一員、参画をいたしておりますけども、法律の上では何ら資格がないといってもいい、厚生連の組織の上で準会員という形でありますけども、そうはいっても、発言あるいは方針決定等には参画をさせていただいておるわけでありますが、ただ、今回のこの重要な案件につきましては、言うならば私どもは二足のわらじをはいておると言ってもいい状況でございしますので、やがて行政は行政として取り組まなければならない、そういうことも課題として想定されるわけでありしますので、余り突っ込んだ意見を述べることはいかがであらうかなということで、むしろ、親、

母体でありますＪＡさん、さらには厚生連、病院、そうした皆さん方の意見をできるだけひとつ尊重して、そして出された方針に基づいて、行政として検討しなければいけないことについては検討させていただくということがいいのではなかろうかというような考え方で今日まで理事会等には臨ましていただいておりますというような状況でございますので、その点もひとつ御理解をいただきたいと、このように考えておるわけであります。

先ほど申しましたように、３番議員さんの御質問要旨、お答えするとしても、全く同じような言葉でお答えをすることになろうかと思っておりますので、以上でひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） ３番、沖田君。

○議員（３番 沖田 守君） 御回答が、おおむね私も考えておりますことと同じようなことを町長お考えであるということで、私は全くそのとおりであるというふうに思います。したがって、町長におかれては、厚生連の役員会の中で町長の思いというものをぜひとも具体的に提案をなさいと、１日も、一刻の猶予も置かれる状況じゃないですよ。厚生連みずからがそのように思っておいでになると思うんですが、７月１日に発表したら、少なくとも町当局、町長のところには、このよう

な形で今後やっていきたいと、このようなものが出てこないと、一時しのぎの運転資金の支援をしたところが、どうしようもない深みにはまってしまうという、このような危険を非常に感じるわけでありますから、特にお願いを申し上げておきたいと思います。

したがって、もう少し私は具体的なことも含めて、いささか町長には釈迦に説法かも知れませんが、この石西厚生連の生い立ちから含めて、我々が今もう少し考えにゃならないことがあるんじゃないかということはいささか提言のような形で申し上げてみたいと思うのですが、歴史のことを余り申し上げますと、どうかと思いますが、少なくとも昭和の初期、昭和の6年であります。同僚議員の下森議員のおじいちゃんが初代の、今でいう会長職をお受けになって、今日の日原・津和野共存病院というのはあるわけでありましたが、それから時を経て、私は、今厚生連が、2つあるこの病院は先ほどから申し上げるような事情で一つにせにゃならないという、これは町長も今お話をいただいたとおり、私も、こういう時期にこの2つの零細病院を抱えて運営することは容易ではない、そんなことをすれば、最低限の地域医療さえ守れなくなると。

したがって、申し上げましたように、謙虚に我々はその組織決定を受

ける必要があると、このように思うわけではありますが、30年前、私は当時の日原町農業協同組合、私も農協の出身でありますから、若いころでありましたが、当時の日原農協の組合長は竹内議員のお父さんであります。竹内勝義氏、昭和50年6月1日に後進に、斎藤照一組合長に後進に道を譲って、昭和38年から、当時は鹿足厚生連でございましたが、鹿足郡厚生農業協同組合連合会の会長職で、昭和50年に斎藤照一さんに農協の組合長をバトンタッチして、そうして竹内勝義前組合長は鹿足厚生農業協同組合連合会の常勤会長に就任をされたわけであり。その当時、旧津和野の病院も旧日原の病院も、もう老朽化が激しく、1日も早く建てかえが必要であると、こういうふうなことがその当時大きな課題で、問題であったと、このように思うわけでありまして、その当時、2つの病院の経営は将来禍根を残すということで、津和野と日原の、言うなれば中間地点を位置として、2つの病院を一つにしたいという、そういう思いで、昭和50年6月1日から常勤会長に就任されて、本当に御苦労されてきたわけではありますが、残念ながら、昭和52年3月12日が命日であります。志半ばまで行かずに、急な肺がんにかかってこの世を去ったという、このような歴史的事実があるわけがあります。

したがって、30年前から、両町の中で一つの病院にしていけないと今後のこの地域の医療体制というのは守れないという、そのような先人の思いがあって、それを歴代の町長さん方あるいは単位農協の組合長方は一生懸命にその志を継いだわけではありますが、残念ながら、平成元年には日原共存病院、平成3年には津和野共存病院がそれぞれの思いで建設をされて今日に来た。したがって、今日このような大問題に発展してきたと。

私は、旧日原町の議会議員に平成15年に出させていただきましたが、私は、この共存病院問題はそのままほおっとくと、そう遠からず、数年のうちに大きな政治課題に浮上しますよということを何度も申し上げてまいったわけではありますが、時あたかも自治体の合併論争のさなかでありましたから、なかなか町長さん方もそこら辺まで意を用いることができなかったんじゃないかというふうに推察はいたしますが、しかしながら、経営母体である石西厚生連は、そのようなことを今さら申し上げても遅いかもわかりませんが、真摯に一生懸命これに取り組んでおけば、幾らか道は開けたのではなかと思ったりもしますが、このような論法をしても、今さらどうしようもありません。

したがって、両病院を一つにするという、これについては、我々も今

議会で特別委員会を設置して、論議をするようになる、このように思いますけれども、石西厚生連については、特にそのような思いというものを、我々の思い、町長の思いというのを私は適切に町長には伝えていただきたい。

財政支援等の請願も出ておりますが、私は、先ほども申し上げたように、一時しのぎの財政支援になっては身もふたもない。したがって、最低限、この支援というのが最低限のこの地域の地域医療が確保できるという、そういうものがぜひとも欲しい、そういうものが出れば、町長には英断をもって対処していただきたい、このように思います。

あわせて、そのときに私は、ＪＡ西いわみ、西いわみ農業協同組合がやはり設立以来の農協経営の農協病院であるということを忘れてもらっては困る。今農業協同組合の経営だって、私も出身でありますから、そんなにたやすい経営でないというぐらいのことは百も承知であります。しかしながら、この地の組合員という、今農協の経営の母体を支えるのは、経営を支えるのは、正組合員はわずかになってる。大半が準組合員、言うなれば地域住民が支えておると、事業活動の大半は地域の住民の方々、町民の方々に支えられて、今日の農協経営というのはあるということを忘れてはならない、私はそう思います。

したがって、町の財政支援と同時に、少なくとも石西厚生連の資本金増強には積極的な農協の対応が必要であるということを私はぜひ申し上げたい。農協関係者は、「沖田は何をとうじん言うか」と言うかもわかりませんが、私は、少なくともこの津和野町に住む組合員や地域住民の方々は私の意見に必ず私は賛同していただける。もし今西いわみ農協は石西の一つになった農協で、旧益田市の方や美都や匹見や、等々の方々に対してそのようなことはお願いができないというようなことがあっては私はならない。自治体の合併であろうと、農協の合併であろうと、本来はマイナスの財産もプラスの財産も重々承知の上で合併するというのが合併の大原則であると、私はそのように思います。

したがって、農協には精いっぱいの誠意を見せていただくというのが財政支援のこれまた一つの条件になるということを町長にはぜひ伝えていただきたい、このように思います。長々といろんなことを申し上げましたが、そのような私の思いに対して、町長はどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 病院の歴史的な背景等を踏まえての御提言でございましたが、確かに厚生連傘下の病院、古い時代、いわゆる産業組

合運動の中から出発をされたというふうに承っております、その当時の崇高な理念を敬服のほかはないわけではありますが、しかし、残念ながら、時代の変遷と申しますか、現在の状況では、私ども承っておるところでは、J Aさんにしても、最近では厚生連に至っても、もうけにならないことはできないのだと、こういうお話でございます。こういうことを耳にいたしますと、もう言葉がいかがかと思えますけども、歴史の片りんも伺うことができないなあと、このように寂しく感じておるのが、これは実情でございます。

厚生連も町に財政支援を求められるとすれば、本当に経営母体の親であるところにも何らかのやはり支援を求められることが必要ではなかろうかなというふうにも私自身も思っておりますけども、これもまた時代の流れであろうかなと、このように思っておりますが、財政支援、昨日も申し上げておりますように、町の財政も極めて厳しい、新年度の、来年の予算も、昨日から申し上げておりますように、どのようにして組んでいこうかといったような状況でありますので、厚生連に対する財政支援というものは本当に容易ならざる課題であるというふうには受けとめております。

もちろん17年度におきまして財政支援を転貸の形でさせていただ

きましたけども、これも残念ながら町の一般財源があるということでありませんので、県の方に財政支援の要請をしたわけでありますけども、申し上げたかと思えますけども、県は非常に厳しい受けとめ方で、最初をお願いをしたときに、町長は自分のとこの予算さえ組めないといって四苦八苦しておる状況をつぶさに承知しておると。その中で、よう病院に財政支援をするちて言うてきたねえと、簡単に言って、そういう受けとめ方でした。それは認識の違いだということで長時間議論いたしまして、結果的にはあのような形で融資を受けることができたんですけども、ただ、話の中で、今議員さん御指摘のとおり、ただ、今経営がやれないからこれこれの財政支援というんでは、県としても応じるわけにいかないと。少なくともこの後どのような形で経営を改善をしていこうというのか、そのものが具体的に見えてくることが条件であると、このようなお話でありました。当然のことであるというふうに受けとめて帰りまして、厚生連に転貸をするときにも重々そのことは申し添えて、融資をさせていただいたという経過がございます。これらについてもやがて答えが返ってくるものと、またそうなければいけないというふうに考えて、期待をいたしておるのが実情でございます。

過ぎ去ったことを申し上げても、お話でありましたように、もうどうにもならないわけでありますけども、今お話を聞きながら、私も少し古いことを思い出したわけですが、両病院の改築問題が台頭いたしましたときに、当時の会長さんと当時の津和野町長、私は所管の課に属しておったということじゃありませんけども、どういうわけか、町長から私にこの車へ乗れということでありましたので、車に同乗させていただきまして、何かわからなかったんですけども、こちらの方に向かって車が走り出しまして、途中の話の中で、実は共存病院の改築問題が今非常に問題になっとなだと、今から候補地を見に行くんだと、おまえも参考に見とけと、こういうふうな話でございまして、その当時、お話がありましたように、旧両町の交わる付近といいますか、そのあたりを物色されまして、当時2カ所ほど候補地を、ここがいいんじゃないかなというふうなお話をされたわけでありますけども、残念ながら、お話がありましたような経過をたどって、2つの病院を建設することになったということが、今日考えると、非常に問題を残したなあというふうに思いますけども、これはまたやむを得ないことでございます。

いろいろとこの病院の問題については本当に重要な問題でございます。地域医療を守るということももちろん大事でありますけども、両病

院、本町でいいますと、最大の雇用のあるわけでありますので、このことも我々としては大事に受けとめていかなきゃいけないということもございまして、また、地域医療ということを考える上におきましては、私ども行政の立場からいきますと、単に両共存病院の問題だけで済まない、そういう問題もあるわけであります。多くの住民の皆さん方が、ただ両病院で医療を受けて安んじて生活をしておられるということじゃないわけでありますので、その辺も考えながら取り組んでいかなきゃならないというような課題もあるわけでありますが、あわせて、本日も書類がありますように、また御発言の中にもありましたように、今回厚生連の方から議会に対しまして2つの請願が出されておるわけでありまして、この請願がやがてどういう形であれ、議会で御審査をされる、そういう手はずになるのかというふうに思っております。

したがって、その前に私どもが仮にいろんな具体的な思いを持っていたとしても、それを申し上げることは、場合によっては議会の審査の妨げになると、あるいはまた、言葉がいかがかと思いますけども、議会の審査に影響を及ぼしかねないようなことになってはいけないというふうに私自身思っておるわけでありますので、この両病院の問題については、これ以上のお話を申し上げることはひとつ差し控えさせ

ていただきたい、このように思っておりますので、御理解のほどをお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 御回答のとおりであろうと私も理解ができます。しかし、そうは言いながら、申しあげましたように、事は一刻の猶予も許されない状況下にあるということでもありますから、くどいようではありますが、石西厚生連みずからの具体的な提示というものを強く求めていただき、我々も今議会で特別委員会を立ち上げるということになると思いますので、その中でも論議を重ねていくということになろうと思います。

したがって、今町長が具体的に町みずからがこうだということをお避けになるのは当然であると私も思いますので、それを求めているわけではございませんので、石西厚生連にはそのようにぜひともお伝えいただきたい。あわせて、くどいようではありますが、構成母体の主たる構成員という責任をどのように果たされるのか、私は資本増強の中で大いに、揺りかごから墓場までというのが農協の精神でなければ私は相ならんと、こう思います。

したがって、そのようなものも、石西厚生連みずからも構成母体の西

いわみ農協に対して特にお願いをしていくべきであろう。非常勤の会長さんと幹部職員を送り出せば農協の役割が果たされるというものではない。私が申し上げるならば、共存病院に若かりしころから入って、本当に共存病院の中で苦労された、そういう方たちが骨になって、この地域医療、厚生連病院をどうするかというその中枢におらなければ私はないと思うんでありますが、残念ながら、農協からの出向ではないんでありましようけども、職員が今幹部職員として、両病院を束ねる厚生連の本部に、そして行政当局へも、我々議会にも、大半の説明は彼らから受けるという、私はまことに情けない限りであるというふうに思うこともつけ加えたいと思います。

申し上げたいことはいろいろあるわけではありますが、医師不足の問題はきのう来から随分お話も聞きました。大学病院の医学部一極に頼ってきたというのが今日までの実情であります。私は、いろいろ文教常任委員会等も閉会中審査、調査の中で、調査報告書が間もなく発表されますが、その中身等の中でも、インターネットやその他もろもろいろいろ努力をされとると、こういうふうに報告があるだろうと思いますが、私は、医者探しはもう少し手段を講じる必要があると。口で言うのはたやすく、なかなかそう簡単ではないと思いますが、厚生連みずから、

医者探しというのは医局に頼るだけという時代ではないというのは彼らが一番承知しとるわけでありますから、もう少しお医者探しというものに奔走する必要がある、このように思うこともつけ加えておきたいと思います。

今、石西厚生連の資本は、要するに出資金は9,530万であります。あれだけの病院経営で、零細病院といいながら2つの病院を経営する上では、資本金の9,530万、このようなことで運営経営というのは私は至難のわざであると思います。したがって、前段からくどいほど申し上げましたが、町も具体的なものが決まったら、英断を下していただかにはやならんというのは申すまでもありません。

したがって、西いわみ農協も、今農協は9,530万のうち6,158万が農協の出資であります。少なくとも農協経営母体であるということになれば、1億数千万の資本投与ぐらいはして、この地域の歴史ある組合病院を守るというこの姿勢がぜひとも必要だということを最後につけ加えておきたいと思います。

この問題については、町長は先ほど御答弁のように、即現時点で町長の明快な回答というわけにはいかないということであります。ある意味ではごもつともの点もあります。しかし、本当に1年も、1年半もか

けるというようなことになる、取り返しのつかないことになるという
ことだけはお互い重々承知であると思いますので、少なくとも12
月末ぐらいには方向決定をきちっとして、新しい新年度の町の対策あ
るいは石西厚生連みずからの方針決定というものは明らかにして、広
く町民に公開する必要があるということを申し上げて、この問題につ
いては置きたいと存じます。

2点目に入らせていただきます。公共事業の公正な競争入札をぜひ
とも推進してほしい、こういうことを申し上げたいわけではありますが、
これまでもなく、私は公共事業の指名競争入札のあり方についてい
ろいろ苦言を呈したり、問題点を指摘してまいりましたが、私の勉強不
足も多々あるとは存じます。しかしながら、まことに不可解な点が多か
ったということで、これから若干この問題を今議会も取り上げさせて
いただきましたのは、実はさきの臨時議会、町長さん病氣療養、加療中
でございまして、助役お2人の対応でございましたが、8月22日に臨
時議会が召集されて、公共工事請負契約締結2案件が上程をされて、全
会一致で可決をいたしました。そのうち1件は、日原地区の簡易水道事
業に係る工事入札でございました。私は、予定価格に対して81.3%
で落札をしたというこの担当課長の報告を聞いて、今建設業界は本当

に厳しい状況に追いやられておるそういうさなか、本格的に命がけの競争に入ったなという感じを強く受けました。したがって、参加された町内13業者並びに町当局に対して、私は改めて敬意を表するものがあります。

公共事業は、特に住民生活に必要なインフラの整備は、私は申し上げるまでもなく、財政の許す限り積極的に対応をいただくということは当然であります。これまでの入札の状況は、申し上げますように、極めて不透明で、とても公平公正な競争入札が実施されてきたというふうには、私のみならず、多くの町民は考えていたのが現状下ではなかったか、このように思います。

しかしながら、このたび、この入札結果は、今、当津和野町は待ったなしの行財政改革断行に迫られている状況下にあります。怠れば、自治体破綻も例外なくやってくるという危機意識の中で、行財政改革推進会議等で既に役所内幹部職員が立案をした集中改革プランの審議が始まっていると存じます。昨日も同僚議員の質問の中にも随所に出てまいりました。一刻も早く、この答申をもって町長さんは行財政改革に本格的に取り組んでいただかないと、きのうの中期財政計画等もざっと目を通させていただいたら、まことに不安であります。果たしてこのま

まこの町の存続ができるのかどうなのかという危惧さえ抱かざるを得ないような計画であります。そのような状況でありますので、ぜひともこのような入札というものを続行いただきたい、持続いただきたいというのが私の質問の要旨であります。

加えて、平成18年度、本年度の予算でも、一般会計と特別会計を含めると、約20億円の建設投資というものが予算計上されております。仮に先般の入札結果のような結果が続きますと、10%違って2億、15%違えば3億という、このような予算圧縮につながり、すべてが町の一般財源ではございませんから、有利な起債もございますし、一部は国や県等の補助金、交付金等もございます。いずれにしても、かなりの予算削減につながり、それは後年度に必ず町の財政に大きな影響を与えると、こういうことありますから、ひとつ町長以下、ぜひとも心にそのことを念じて、この持続をぜひ図っていただきたい、このように思います。

きのうもいささか報告等も受けたわけではありますが、6月の補正段階で今我が町の地方債の残高、借金の残高は18年度末見込みで、一般会計で172億、特別会計で約50億、債務負担行為がございますから、これが4億6,000万、合計しますと約228億円弱という、こうい

う状況下である。

きのうの同僚議員の質問の中にも北海道夕張のお話が出ました。紛れもなく、下手をすると、自治体破綻というのはやってくるということでもありますから、ぜひとも、先ほどから申し上げるように、行財政改革の答申を受けられたら、それを着実に実行いただくという、こういうことが必要であるということを申し上げたいわけであります。

また、公債費であります借金返済というのは、一般会計で19億6,500万円、特別会計で2億5,900万円、合計、18年度も22億2,400万円が借金返済であります。全体予算の中に占める割合もきのうお話もございました。かなり大きいウエートを占めるわけであります。このうち利息は、何と3億7,300万円が利息相当部分であります。今、国はいささか景気がもとに戻りつつあると、したがって、長期金利の状況もゼロ金利政策が解除されて、徐々に金利は上がっていくという天下の情勢であります。これからの起債は、利息だけでも相当負担を覚悟しなければならないという状況下に来つつあるということでもありますから、心して頑張ってもらいたいということで申し上げたわけであります。

その他いろんな意味で経費の圧縮には御努力をいただいております

が、このたびの入札結果をぜひとも引き続き持続されていけば、相当額の予算圧縮につながるということを、くどいようであります但し申し上げて、今後とも業界の指導と協力を求めているようにぜひともお願いを申し上げ、期待するものであります。御決意を町長さん始めお聞きをしたいと、このように思います。

○議長（後山 幸次君） 沖田助役。

○助役（沖田 修君） それでは、お答えを申し上げます。

公共工事の公正な競争入札の推進についてということでございまして、議員御指摘のとおり、平成17年度までは、入札率が一部を除きましておおむね95%から98%のあたりで推移しておりました。今年度に入りまして、建設課の方で17件、環境生活課の方で6件、計23件であります但し、今年度の工事につきましては、先般の水道工事の入札を初め、他の工事でも80%台から90%台前半の落札が多くなっております。議員のおっしゃいますように、財政面の面から考えますと、大変好ましい状況でありまして、そういった面では喜んでいるところであります。

これは、一つには、国交省や県工事に見られますように、公共工事の予算縮減による業者間の受注競争の激化に起因するものではないかと

考えておるところであります。ただ、公共工事の発注設計書は工事を完成させるために要する経費を適正に積算したものでありまして、極端な落札率の低下は工事の品質に影響を及ぼすおそれや、あるいはまた、雇用条件の悪化につながるおそれもありまして、また、下請業者に過度な負担を強いると、このような結果も生じかねないなど、懸念される点もあるところであります。

今後、さらに意を用いなければならないのは、発注設計書作成まで現地におきまして状況を十分精査をいたしまして、画一的な工法に頼らないなど、あらゆる面におきまして一層のコスト縮減を図ってまいることと考えております。

なお、こうした状況の中、昨年からの公共工事品質確保法の施行によりまして、業者の施行であるとか、あるいは技術であるとか、あるいは管理能力、そのあたりが問われることとなり、加えて、経営悪化による人員整理等に起因する工事の施工能力の低下など、業者間格差が出てくるのではないかと、そのあたりは心配をしております。

いずれにいたしましても、今後とも町発注工事につきましては公平公正を旨といたしまして、格別の御協力をいただくよう要望してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 3 番、沖田君。

○議員（3 番 沖田 守君） 公共工事の公正な入札については、ただいま助役から回答、考え方、言うなれば決意が述べられたわけでありまして、私は申し上げましたように、引き続き業界の御指導並びに協力をお願いをして、町の財政というものの実情も十分お酌み取りをいただいて、ということをお願いしておきたいと、それを持続していただきたいと、このように思います。

2 点ほど、いささか私の質問にはとげがあるような質問の中身にもなったかと思いますが、要は、1 点目等については、今待ったなしの決断が石西厚生連並びに町当局に求められるという、こういうことでありますから、私どもも含めて、できるだけ早い機会に結論を出して、次のステップが踏まれるように最善の努力をしていかなければならないということを改めて申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） 以上で 3 番、沖田君の質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

それでは、後ろの時計で 1 0 時 1 5 分まで休憩といたします。

午前 10 時 02 分休憩

.....

午前 10 時 15 分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

_____ . _____ . _____

日程第 3．議第 1 6 7 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 3、議第 1 6 7 号津和野町職員定数条例の一部改正について、これより質疑に入ります。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第 3、議第 1 6 7 号津和野町職員定数条例の一部改正

についてを採決いたします。本案件は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第167号津和野町職員定数条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第4．議第168号

○議長（後山 幸次君） 日程第4、議第168号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。8番、原君。

○議員（8番 原 秀君） 津和野町非常勤職員等の報酬及び費用弁償の支給という条例の改正でございますけれども、これに伴う災害、公務災害ですね、これの整備の条例が必要でないかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 済みません、今回この条例で加える産業医についてのという意味でしょうか。

○議員（８番 原 秀君） はい、そうです。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 公務災害条例の方では一々業種は指定はしないと思いますので。

○議員（８番 原 秀君） 非常勤職員（ ）。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 報酬、費用弁償条例についてはもちろん今回上げておりますので。

○議員（８番 原 秀君） 公務災害補償という中で、津和野町（ ）その他非常勤職員の公務災害補償（ ）この分は要らん（ ）。

○総務住民課長（山岡 浩二君） ちょっと済みません。

○議長（後山 幸次君） ８番、原君、質疑あったら、立って言うてください。——総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 失礼いたしました。ただいまの議員さんの質問ですが、ちょっとひよっとすると不備かもしれませんので、調査をして、早急に対応したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 私もかって、仕事をしているところで、労働安全基準法についてはいろいろ勉強もいたしましたけども、50人以上を超える職員がいる職場についてはこれを置かなければならないというふうになっております。職員の健康安全を守る上でぜひともこれは置く必要があると思いますので、賛成いたします。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第4、議第168号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について採決いたします。本案件は原案のとおりを決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第168号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5．議第169号

○議長（後山 幸次君） 日程第5、議第169号島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関する条例の設定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第5、議第169号島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関する条例の設定についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第169号島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関する条例の設定については原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第6．議第170号

○議長（後山 幸次君） 日程第6、議第170号津和野町消防団条例の一部改正について、これより質疑に入ります。14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 消防組織法改善による政省令が出されたということなんですが、消防組織法がどのように改善されたのか、大まかな説明があればお聞きしたいと思うんですけども。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 今回の法改正は、内容的な改正はほ

とんどありませんで、単に用語の表現の適正化、統一、変更、それから、それに伴います条番号とか項番号の整理統合が行われたにすぎない、以上、改正であります。それに伴いまして引用条文が全部変わってきますので、条例で引用しとる部分の条数等を変えていったという内容であります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第6、議第170号津和野町消防団条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第１７０号津和野町消防団条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第７．議第１７１号

○議長（後山 幸次君） 日程第７、議第１７１号津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第 7、議第 1 7 1 号津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第 1 7 1 号津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第 8. 議第 1 7 2 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 8、議第 1 7 2 号津和野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。あり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第8、議第172号津和野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案件は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第172号津和野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第9．議第173号

○議長（後山 幸次君） 日程第9、議第173号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。10番、須川君。

○議員（10番 須川 正則君） 多分公務災害の補償条例というので下がったんだと思うんですが、どのぐらいどういうふうになったんか教えていただきたいと。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 御説明しましたとおり、今回は引用条文の変更だけでありまして、制度として何も変わったところはありません。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第9、議第173号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第 1 7 3 号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第 1 0．議第 1 7 4 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 1 0、議第 1 7 4 号旧津和野町若者定住促進条例の一部改正について、これより質疑に入ります。6 番、河田君。

○議員（6 番 河田 隆資君） この条例が制定されることによって、どの程度の来年度予算が計上見込みなのかということが 1 点と、もう一つは、改正後の、第 3 条の中の少子化対策推進功労金、及び 2 番、3 番、農業研修生受け入れ助成金、産業後継者派遣研修事業、これはどういうふうなものを想定されて項目をつけられたのか、お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） この制度を全町適用するということになりますと、今のところ試算でございますが、従前のここ貯金 5 年間の平均値を算出し、推計した額が年間 6 3 0 万が見込まれます。

それから、次の少子化対策推進功労金でございますが、これは津和野
共存病院に勤務する小児科医並びに産婦人科医師に対する助成金でございまして、年間50万円1人当たりという内容でございます。

それから、農業研修生受け入れ助成金ですが、農家に、農業研修生として受け入れる農家に対しまして、その受け入れた人数、1人当たり月額5万円、1年間60万円を支給するという内容でございます。

それから、産業後継者派遣研修事業でございますが、これはすべての産業、農林業並びに商工業の後継者が定住を目的として研修をする費用に対しまして助成するという内容でございまして、これは10月1日から適用するという内容でございます。

2番目の研修生につきましても、10月1日から適用させるという内容。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田君。

○議員（6番 河田 隆資君） 最初の630万が見込まれるという中に、もう既に今の3項目の予算が入っての金額でしょうか、それとも。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） 今の予定でございますので、年間630万円が必要と見込まれるということでございます。現行予算に対

しまして、年間630万円要るわけですから、現行予算にその差額を上乗せした補正予算を今後提出することになると思います。（発言する者あり）そうです、はい。含んでのことでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 2点ほどお伺いいたしますが、全町に適用するということで、一体感の醸成ということでは非常に結構なことであろうというふうに思っております。お聞きしたいまず1点ですが、産業後継者派遣事業というのがございますが、これ実施要項を見ますと、補助金額の決定であるとか、あるいはどなたを決めるだとかいうことについては、審議会、育成、推進協議会ですか、推進協議会が決めるというふうに要項に書いてあります。その要項の委員の役職が、町長、それから西いわみ農協の日原支所長、現在、旧日原町の要項ですから、日原商工会長であるとか、森林組合の日原支所長であるとかいうふうなもろもろ書いてありますが、これ統一したら、どのような役職の方に委託、委嘱をされて、審議会、審議会じゃない、推進協議会ですか、推進協議会をつくれるのか、どのような予定であるか、その辺、そのことが1点と。

それから、もう1点ですが、特に若者Uターン奨励金、このことに関

係をするんですが、この適用を弾力的にできないかなという趣旨なんです。同じく、現在の奨励金の交付要項によりますと、その事由が発生をしてから、発生後3カ月を経過してから1カ月以内に申請書を出さなければならないというふうになっております。私が申し上げた、弾力的にということで申し上げたいのは、今の若者、何らかの理由で町外から仕事をやめて帰ってきます。津和野町内に定住をするのか、あるいはまた出て行くのか、その辺の意思が、若者のことでございますんで、非常にあやふやな時期が半年なり1年なりあるわけですね。その間アルバイトしながらとか、定職につかずにいると、そういう例もありますし、そういうことが今後もまま考えられるだろうと、そういうときに、もう事由が発生した、要するに住民票が移動して3カ月経過したときに、1カ月以内には申請しなければならないというふうなことではなくし定規に適用しますと、そういう人が、そういう若者が全く救われな。あるいは、すぐに申請をして、5カ年いなければ返さなくてはいけないと、そういう規定もありますんで、そこんところも考えて、申請を遠慮しているというふうな若者も実際話を聞いた例としてもあるわけです。

したがって、そこら辺の運用を、定住意思が固まる段階、いつでもて

日程をするかという非常に難しい問題もありますけれども、しゃくし定規に運用をするべきではないなというふうに考えております。できればそのようにもっと幅を持ってしてほしいというふうに思っておりますわけでございますけれども、その辺についてのお考えもあわせてお聞かせいただきたらと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） 産業後継者派遣研修事業でございますが、これは産業後継者ということで、現在農林課と商工観光課で今話し合いを持っていただくことになっております。その後に補助金交付要項が決定される予定でございます。その補助金交付要項の中でそういう審査方法等を検討されるということになろうと思います。

それから、若者リターンでございますが、もうちょっと弾力的にということでございます。要はこれが定住につながるような制度運用でありますならば、いろいろな角度から検討させてもらいたいと思います。取り扱いについては、私の立場ではあくまでも慎重にということであります。

以上です。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。3番、沖田君。

○議員（３番 沖田 守君） ３番、沖田であります。この現行と改正案と対比が出とるんじゃけど、意味がどうもわかりにくい。現行ある縁結び功労金の交付はとりやめて、新たに少子化対策推進功労金、何となく関連がある。縁結びを進めにゃあ少子化対策にはならないと、こういうことなんですが、少子化対策推進功労金というのは何を意図してるんか、私はむしろ、縁結び功労金なんていう交付金ちゅうのはまことに大事、今適齢期を過ぎて、なおかつなかなか配偶者が見つからないと、こういうようなのが過疎の、我々の地域の方じゃあまことに深刻な問題なんです。少子化対策と関連があるけえ、それと似たようなことかなと思いながら、担当課長の意図するところを明確に答えてもらいたいと、こう思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） この制度を見たときに、なるほど縁結び功労金の交付というのは、これはいいなあと私自身思ったんですが、今まで該当案件がないので、この条例改正を契機にやむなく落とさせていただくというようなことでございます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 課長の方からお答えしておりますが、今まで

にそういうことがなかったからということではございませんで、実は、旧町、旧津和野町時代には一時期縁結び功労金というのがあったわけですが、途中財政の都合等もあっていろいろと見直しをさせていただきました。その時点で縁結び功労金をどうするんかということとを随分議論したんですけども、俗に言う仲人さん、中には頼まれ仲人、そう言っちゃあいけませんけども、披露宴の当日その席に座ってほしいといった程度の仲人さんもいらっしゃるわけで、なかなかそのたて分けが難しいので、財政も厳しいので、これはひとつ外させてもらおうじゃないかという経過がございます。御意見があるとすれば、また今後の課題にしなければいけないと、このように思っております。

それから、もう1点のおわかりにくいと思いますが、少子化対策推進功労金、これは実は津和野共存病院に産婦人科の先生と小児科の先生が赴任していただいておりますが、県の医師確保対策協議会の中でも、医師を派遣をするけども、派遣をしたが最後、受け入れた方は経営が難しいということで給料を下げるかえ、諸手当は削るかえ、非常に不当だと、こういうことでは若い医師は特に地方に出向くということを嫌うというふうなこともあって、できるだけひとつそうした面についても引き受けた方は配慮をしてほしいという強い要望が県あるいは大学病

院等からあった経過もございますが、それらも踏まえまして、特に若者のIターン、Uターンをお願いしたときに、私どもが従来聞きましたのは、まず医療はどうなっただろうかと、その中で小児科があるのだろうか、お産をするときに産婦人科が近くにあるのだろうかということがまず出てくるわけでありまして、これは非常に大事なことだなあと、いうふうに思いまして、幸いに医師の赴任をいただいておりますので、研究費の一部にでもなればということで、この若者定住対策の中で、特に少子化対策ということで1項目取り上げまして、功労金を設定して、これを病院に差し上げて、そして、病院が場合によっては上積みでもして、有効なそういう医師の確保について役立てていただくと、こういうことで今発足させていただきとるわけであります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。2番、下森君。

○議員（2番 下森 博之君） 失礼します。今非常に厳しい財政状況の中で、費用対効果というのがこれまで以上に問われているということとを認識しておりまして、そうしたところで、これは私の考え方になるわけでございますが、基本的に、例えば奨励金あるいはお祝い金という形で個人個人に直接的にお金をお渡しするというのが実際どうなのかなという思いがあります。それよりもむしろ、雇用面、それから定

住面、そういったところの事業を組み立てて、そこら辺に事業費を充てていった方が、私は今後とるべきあり方としてはふさわしいのではないだろうか。もともとそういう考えがありました。それは私の考え方でございまして、これを旧日原町側にも拡大をして、そして継続をしようという御提案であるというふうに思います。

それで、今ほかの議員さんの御質問の中で、事業費がどれくらい拡大することによって膨らむということもよくわかったわけでございますけれども、ただ、一方で、旧津和野町においては敬老会をなくしたりとか、住民の皆さんには負担を強いてる部分もあるわけでございます。その中で新たに資金を拡大するようなこういう事業を広げられるということ、その辺、我慢を強いれているほかのやめた事業等の比較の中で、この事業が本当に拡大するべきものなのか、その辺の議論はどうだったのかということ、それから、恐らく一般財源を投入されると思いますので、直接的に財政が負担かかってくるというふうに思っております。もちろん検討された上でのことだとは思いますが、その辺の財政状況はどうなのかということ、もう少し詳細に御説明をいただければというふうに思います。

確かに今、町長おっしゃられました少子化の交付金、そういったもの

は御説明を聞けば、なるほど大事なもんだなというのがよくわかりました。その他の直接的な奨励金やお祝い金、そういったことの拡大されることの背景というものをもう少し詳細に御説明をいただきたい、そのように思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） 先ほどの財源のことですが、この財源につきましては、財政担当課としっかり打ち合わせをしまして、いわゆる特別な財政事業といいまして、特別交付税の資料として県の方へこの事業費を受け入れていただくような働きかけを行っていくということになります。

それから、ほかの制度のこともあるじゃないかということですが、いわゆる内部で話をするのに、いろいろこうした方がいい、ああした方がいいという議論をしております。ただ、それを制度として確立するに当たりましては、もろもろのほかの今までの政策等の調整も必要ではないかというようなこともあります。それから、今私が担当しております段階で申しますと、どうも定住化には家がないとどうにもならないのではないかというようなことが情報として入っております。隣の吉賀町さんでは、今の空き家登録というものを随分されておるようで、その

関係で今の問い合わせがあるようでございます。私の方は今テロップ放送で呼びかけを行っておりますが、残念ながら、そうした個別の要望がないという状況であります。そのような要望が出ますならば、どのような対策を講じていいかということがまた今後の検討課題になるものと思っております。

○議長（後山 幸次君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。6番、河田君。

○議員（6番 河田 隆資君） 内容全体を見ますと、立法に基づくそれなりの理由があると思っております。ただ、先ほども同僚議員が言われましたように、もう前回の定例会において老人の敬老会を廃止いたしました。これはやむなく財政上の問題から発生したことであります。その中の一つ一つを読み上げますと、今のように少子化対策推進功労金、これは何らかの形で補わなくてはいけないということも重々承知をいたしております。ただ、条例として一括でこれを通すとなりますと、余りにも大きな網過ぎる。一つ一つもう一度、これは要る、これは

要らないというものを明確に新たな条例をつくられることを希望をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第 10、議第 174 号旧津和野町若者定住促進条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議第 174 号旧津和野町若者定住促進条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第 11. 議第 175 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 11、議第 175 号津和野町福祉医療費助成条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。14 番、竹内君。

○議員（１４番 竹内志津子君） １４番、竹内です。３ページの３条の１項ですか、そこに変更点があるんですが、特定療養費というのが保険外併用療養費というふうになっておりますけども、これ今後新たに混合診療が入ってきましたが、ちょっとここのところを詳しく説明をしていただきたらと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 御質問にお答えしたいと思います。

これは従来もありまして、御指摘のとおり、混合診療ということでございます。保険外の併用の診療費ということで従来もあったわけですが、この区別をはっきりさせて、保険外併用というふうな形で、言ってみれば明確にしたということでございまして、従来と極端に内容が変わるものではございません。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第 1 1、議第 1 7 5 号津和野町福祉医療費助成条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第 1 7 5 号津和野町福祉医療費助成条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第 1 2、議第 1 7 6 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 1 2、議第 1 7 6 号津和野町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第 1 2、議第 1 7 6 号津和野町乳幼児等医療費助成条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第 1 7 6 号津和野町乳幼児等医療費助成条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第 1 3、議第 1 7 7 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 1 3、議第 1 7 7 号津和野町国民健康保険条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。1

4 番、竹内君。

○議員（1 4 番 竹内志津子君） 1 4 番、竹内です。反対の立場から討論に参加します。

第 5 条の出産育児一時金が 5 万円支給がふえるということについては賛成なんですけども、第 4 条の負担金のところですが、第 4 項で、70 歳以上で現役並み所得のある人について、2 割から 3 割に負担がふえるということについては、今高齢者にいろいろな面で負担がふえているということもあり、この負担増については賛成することができませんので、反対いたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第 1 3、議第 1 7 7 号津和野町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおりに決するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議第 177 号津和野町国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第 14. 議第 178 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 14、議第 178 号津和野町水道事業の設置等に関する条例等の廃止について、これより質疑に入ります。3 番、沖田君。

○議員（3 番 沖田 守君） 3 番、沖田です。これは説明を聞いて納得はしたわけですが、後ほど出てくる補正と絡んでくるわけです。廃止をするから、要するに簡水に一本化すると、こういうことになってまいりますと、補正のところで質問した方が正しいかと思いながら質問するんですが、要は、条例を廃止、一本化するんですから廃止するのは当然だと、こう思いますがね、思いますがねえ、ここで質問するのは適切でないかもわかりませんのでやめた方がいいかもわかりませんが、と思いますが、思いますが、要は、この次出てくる、要するに補正の段

階で、上水の会計を簡水へ入れると、こういうことですから、ざまくに申し上げますと、簡水では赤字会計であると、一方ね、旧津和野町の簡易水道事業会計は。これはまた別なんですよね。これを一本化しますと、例えば平成20数年まではそれぞれの町で云々という協定項目というか、それが確約されて今実行されてますが、そこと整合性があるかなという感じを受けるから、でも、これは廃止条例ですけえ、ここで言うのはちょっとおかしかったらおかしいとおっしゃってください。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） 条例の廃止に伴いまして簡水へ移行ということで、予算も簡易水道の方へ上げさせていただいております。その内容につきましては先般説明させていただいたとおりですが、当面、平成22年の合併協議の中にありまして、旧日原、旧津和野、料金がそれぞれございます。それも款の区分の中で予算の中では明確にしておいて、いずれその時期が来たら、やはり一つの方方向性を持たにゃいかんだろうかということで検討しなきゃいけないんですが、この上水会計の移行しましても、一応款のところで、一応津和野町は水道ということで一応区域を分けてありますので、ここの会計も、それまではおのおの簡易水道とはいいながら区別させて、経営させていただきたい

と考えております。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田君。

○議員（6番 河田 隆資君） 御説明のときに私が聞いたのが間違いかどうか分かりませんが、塩ヶ原の配管工事をするがために、給水人口が5,000人以上ないと難しい、県の補助が受けられないからという、そういうふうな御説明でした。それが工事をするがためにやるのか、それとも、元来もう一本化をしていった方がいいという判断でやったのか、説明から受けますと、工事をするためにこういうふうな条例改正までしてやるということを強く受けたわけですが、じゃあ条例を改正をすることによってどのような変化があるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） この上水道、水道事業と言いますが、これにつきましては、今まで過去人口が少なくなっているから、こういう事業の変更したらどうかということについて県からも指導はございました。たまたま県や国へ申請するための、これは区域の変更、拡張というときにそういう事業変更の申請を行うわけですが、今まではそれがございませんでしたので、国に対してのそういう話も別段問われま

せんでしたけど、このたび塩ヶ原地区への事業、区域拡張ということで新たに申請をしなければいけないということで、今回は県、国から強くそういう指導も入りまして、これをせざるを得なかったという一つの事情もございます。

それと、これによりまして大きな変化ですが、会計方式が、今先ほど申しましたように変わってきますので、それが変わるということで、町民の皆様に対しての大きな変更というのはございませんので、今までどおりまた水道の方を使用していただきたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 先ほどのことに関連いたしますけど、勉強不足を露呈するようで非常に恥ずかしながらなんでございますが、公営企業会計と特別会計による事業、それぞれの会計、それぞれメリットなりデメリットなりがあるんだろうと思うんですが、ひとつわかりやすく、公営企業でやればこういうメリットがあってデメリットがあるとか、特別会計であればどういうメリットがあるんだとか、あるいはデメリットはどうなんだと、簡単に結構ですから、その辺のわかりやすい説明をちょっとお願いできたらと。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） 会計方式の2通りございまして、現在水道事業で取り入れとるのが、公営企業にのっとりまして、企業会計ということで、複式簿記という形で現在会計を行っております。これでいきますと、損益の取引と資本取引が区分、予算書のとおり区分されております。それで、非常に経営状況といいますか、企業の経営状況が非常にわかりやすいということは一つこれはメリットがございます。また、毎月の試算表を出しております。これもやはり経営状況なんですが、月ごとの仮決算を行いますので、これも非常に一面わかりやすいということがございます。

それと、今度は地方公営企業法の非適用ということで、現在簡易水道で予算を立てています特別会計ですが、これは単式の簿記ということでやっております。これはメリットといたしましては、ほかの一般会計、特別会計と同じ方式になってきますので、非常に我々も理解がしやすいということが一つ出てきます。

それと、もう一つ、施設の老朽化に伴いまして、上水道でやっていますと国の補助が受けられないということがあります。それで、簡易水道でいきますと、これも規模にもよりますが、国の補助事業や簡易水道事業債など、ある程度スムーズに受けられやすいということが生じてきま

す。その点がメリットが出てくるかなと思っております。

それと、出納期間が大きく違いまして、水道事業の場合は3月決算になりまして、あと余裕がございません。ただ、この一般会計、特別会計になりますと、3月から2カ月間の有余がございまして、5月が出納閉鎖ということになりますので、そのあたりの会計がやややりやすいかなというところも一つのメリットがございます。

ちょっと簡単に申しわけないんですが、以上のところです。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第14、議第178号津和野町水道事業の設置等に関

する条例等の廃止についてを採決いたします。本案件は原案のとおり
に決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第１７８号
津和野町水道事業の設置等に関する条例等の廃止については原案のと
おり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第１５．議第１７９号

○議長（後山 幸次君） 日程第１５、議第１７９号津和野町水道審議
会条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第 1 5、議第 1 7 9 号津和野町水道審議会条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第 1 7 9 号津和野町水道審議会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第 1 6、議第 1 8 0 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 1 6、議第 1 8 0 号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。1 7 番、藤井君。

○議員（1 7 番 藤井貴久男君） ここでお尋ねするのが一番適切かなと思ってお尋ねをするわけではありますが、未普及地域の対策についてお伺いをいたしたいと思います。

旧日原町時代のことではありますが、これ以上水道網を拡張しないというふうなことで、飲料水の供給のための規約だったか、要綱だったか

というのをつくったことがあります。津和野町にもあったと思いますが、井戸掘りをするとか、あるいは集落で水道を、簡易水道でなくて水道を引くというふうな補助要項というふうなものがあったと思います。これをつくったときに、未普及地域についてはこのような条例で今後はやっていただきたいと、そうしないと、簡易水道の事業がますます苦しくなるので、そういうふうなことでやっていただきたいというふうなことで説明もして、その後、旧町時代に幾らかやって、そういうふうなところでカバーをしてきたわけであります。

そこで、これが、このようなことが現在、合併後生きているのかどうか、生きているといえますか、そういうふうな未普及地域はこれによってやるんだというふうなことに、例えば分科会あるいは専門部会等で話されて、それが本会議に出た覚えはないわけですが、合併協議の本会議で上がったという覚えはないわけですが、本会議に上がったのは、後から出てきます中川地域の拡張を18年にやるというのと、もう一つは、柳の水道をやるというのが出ておったわけですが、そのほかのときにはなかったわけですが、これについてはどういうふうになっているのか。22年までは旧町のこれでいくということではありますが、これはどうなっているのかというふうに、ことをお伺いをいたしたいと思いま

す。

なお、今年の予算については50万だったと思いますが、そういうふうなことで予算もついているというふうなことでありますが、この点はいかがでしょう。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） 水道の未普及地区、これは日原地区、津和野地区ともまだ依然としてかなり残っております。ただ、ここは非常に水源がないということが一つがあって、水道が、家はあっても普及できないという場所と、家の戸数が非常に少なく、水道では簡易水道とか飲料水供給施設とかいろいろございますが、そういう施設をなかなか取り入れることができないと、その2つの点があって、いまだにそのままというところがありますが、今2者につきましては、柳溪村地区に統合簡水ということで連絡するということと、津和野地区につきましては、中曽野簡易水道の拡張ということを今新たにやっておりますので、井戸は井戸として進めながら、こういうやはり国の採択基準などに合ったような条件がもしか整えれば、それと、やはり非常に津和野町の財政が非常に今後苦しくなるということも、これが一つの大きなポイントではあるんですが、そういうところがいろいろクリアできれば、新たな

事業の導入ということもまた考えられるのではなかろうかと今思っておるところです。

ということで、今の井戸の件につきましても、これも現在ございますので、また該当の件がありましたら、またいろいろ相談させていただいたらと思っております。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井君。

○議員（17番 藤井貴久男君） ちょっとわかったようなわからないような、今から結局まだ拡張する予定があるというふうにとっていいわけですか。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） 今申しましたように、町の財政状況あるいはいろいろ補助事業を受ける場合の採択条件に合うことがクリアできれば、今後もそういう事業もまた展開、進めていきたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。11番、滝元君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 1点あれですが、給水人口が実態に多分そぐわないんじゃないかなと、この条例の、私どもそこはなって、出ておりますが、もうかなり設立当初から見るとかなり減っております。

すし、あるいは、例えば豊稼あたりは87人も多分いないんだろうと思うんですね。それで、最初の計画段階の給水人口そのままに多分なってるんじゃないかなというふうに思います。この辺、これ給水人口全部トータルすると5,400人ぐらいありまして、実際の普及率と非常にこう整合性がないといいますかね、非常にぐあいの悪いことが出てくるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺、たまにはこの辺見直しをされた方がいいんじゃないかなと思うんですが、そこら辺どういうふうにお考えでございましょうか。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） 給水人口、これ計画の給水人口ということで条例に載せてあります。ただ、今言われましたように、かなり以前つくった施設の給水人口もそのまま載せてあるということで、最近施設ができた分は新しい人口ということであるんですが、その点につきましては、本当このままでどうかということもいかがかなと思われましますので、また県と相談しながら、そういうところもしか改められましたら、また条例の一部改正ということでまたお願いしたいと考えます。また検討させていただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 5番、平野君。

○議員（５番 平野 均君） 先ほどの藤井議員の質問にちょっと関連するわけでありますけども、先ほど課長の御答弁の中で、採択基準が、国の採択基準に合えば事業を進めることはあるというふうにおっしゃいましたけども、実際に給水人口がないところは絶対あるわけですね。とするならば、今井戸掘りとかというそういう補助、別な補助という部分が永久的に残ってくる部分という可能性があるわけですね。それを多分藤井議員は、それがずうっと続いて制度が残っていくのかというふうに私ちょっと質問受けたんですが、そこの御答弁と、結局国の採択基準ができ得ればやるということになると、非常に地区地区の方がそれを聞いた場合に、いつまでも待つていいですかね、いつできるんであろうというふうなところもやっぱり出てくると思うんですが、その制度を完全に未来永劫残っていくのかというところをちょっとお聞かせいただきたいと。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） 井戸に関係しましては、今後続いていくと思いますが、今言われましたように、本当、国の制度となりますと、やっぱり戸数とかいろいろ基準が厳しくなるということもございます。そこで、町の単独工事としてそういうことができるかどうかとい

うのは今後の大きな課題だと思いますけど、なるべく町民の皆さんの
余り不公平がないようにというのは私基本的には思っておりますが、
なかなかそれが実現できないということも非常に反面あるかなと思
いますので、今後の課題としていろいろ内部でも検討させていただき
たいと思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第16、議第180号津和野町簡易水道事業給水条例
の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおりを決す
ることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第180号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第17. 議第181号

○議長（後山 幸次君） 日程第17、議第181号津和野地区水道基金条例の設定について、これより質疑に入ります。3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 3番、沖田です。これも実は津和野地区ということで今条例改正を全会一致で可決したんだけど、それに伴うてこの基金条例ということなんですから、このことがわからんということじゃないんですがね、要は、現在、平成22年まではそれぞれの要するに旧町単位で動くという、こういうことになってますよね。で、新たに津和野地区という形で基金を積み立てていくという、こういう条例であるわけですから、これ暫定というとらえ方でいいんだね、平成22年までこの基金条例をもって動いていくと。したがって、22年以降については、これ基金一本化することだね、基金があるわけだから、現在、そこら辺、担当課長、説明をいただきたいと思うけど。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） この基金につきましては、水道事業をそのままこちらの簡水の方へ移行して積み立てさせてもらうということですが、もちろん日原簡水にも基金がございまして、条例で設定されています。その取り扱い、あるいはこの取り扱いも含めて、やはりこの料金あたりが、統一した段階ではこれをどうするかというのは当然出てくるものだと思っております。今の段階でどうしたらええかという、もちろん結論持っておりませんが、これは当然何かの方法を考えていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 3番、沖田です。したがって、平成22年というのはもう間もなくやってくるわけ。もう4年ほどしたら平成22年なるわけだから、今合併協定のこの確認事項というのは、それぞれの旧町でそこまでは運用しようという、こういう合意だから、それはそれでいいと思うんですよ。ですが、22年にはもう一本化していくという、そういう前提でないと私はいけないと、こう思いますが、もう一遍、これは執行部の担当課長というよりは町長さんのお考えの方がええんかもわからんけども、いかがでございませうかね。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 本日御提案をして御審議をいただいておりますのは、今説明をしておりますように、また御理解いただいておりますように、旧来の上水会計は制度上基金というものがありませんで、内部留保資金として現金を絶えずそのまま持っておったということでございますが、これを今回基金として積み立てておこうということでございます。

将来のことでございますけれども、22年という一つの時期がございますが、やはり全体的なことでございますけれども、本当に町民の一体感を醸成していくということを考えますと、できるだけいろんなことが全町一本になっていくということが大事であるということはこの1年間つくづく感じてきておるところでございます。そういうことからいいまして、すごい先のことではありますけれども、その時点では一つの会計になって、純然たる一つの会計になっていけば、当然そういうことも考えていかなけりゃいけないんじゃないかなろうかというふうに現時点では考えておるところでございます。

また、そうした時点におきましては、審議会なり、あるいはまた、議会にお諮りをして、そして方向決定をさせていただきたいと、このよう

に思っておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 町長さんからあのような御答弁ですからね、それで私はええと思うんですよ。ええと思うんですが、少なくとも合併協定で確認されたというのは、平成22年には一本化すると、こういう確認でしょう。私はそういうふうに理解しておるんですが、そうすると、平成22年の時点では、この基金は既にある日原地区という限定かもわかりませんが、その基金と一本化するということでない、22年以降もまた審議会にかけてというような代物じゃあ私はないと思いますが、そこら辺はそういう合併協定の確認じゃございませんかいね、違いましたら、違うようにお答えいただきゃいいんですが。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 現在、行政のスタンスとして、例えばもうはっきり決まっておるといいですか、例えば決算、決算等を議会に提案する場合にも、水道の決算でありますと、水道審議会に事前にやはりお諮りをして、こういう決算状況でなっておりますと、まず御理解いただいて、そして、この決算を次の議会に御提案を申し上げたいと、こういうふうなスタンスをとってきておるわけであります。

したがいまして、本日お認めいただくことになれば、この基金等につきましても、22年の時点では、やはりそういう手続を踏んで、そして、当然のことながら、議会へ御提案をさせていくということでもありますので、これは手続上のことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。6番、河田君。

○議員（6番 河田 隆資君） ちょっとお伺いしますけども、合併協定項目の中に、日原が保有していた簡水での基金、これを何年間で日原町民のために使うんだと、そして、これがゼロになった時点で、水道料金も含めて全町一律にしましょうという話であったと思いますけども、これが今回の条例で基金とうたってるのが、新たに今回できたときに別建てで基金、プラスになれば基金として積み上げるのか、それとも、今まであった日原の基金も含めて一緒にするのか、そこの辺はどのようになっているのか。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） まだ数年はございますが、今の基本的には、日原簡水で積み立てている基金については、日原簡水の方で施設の老朽に伴いそういう修繕とかいう方で、施設の更新で使っていこ

うということはございますが、ただ、これがいずれ統一ということになりますと、やはり一緒にということになろうかなと考えます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第 17、議第 181 号津和野地区水道基金条例の設定についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第 181 号津和野地区水道基金条例の設定については原案のとおり可決されました。

た。

_____ . _____ . _____

日程第 18. 議第 182 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 18、議第 182 号津和野町監査委員
条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第 18、議第 182 号津和野町監査委員条例の一部改
正についてを採決いたします。本案件は原案のとおりに決することに
賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第182号津和野町監査委員条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第19．議第183号

○議長（後山 幸次君） 日程第19、議第183号平成18年度中曽野簡易水道区域拡張工事請負契約の締結について、これより質疑に入ります。3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 3番、沖田です。午前中一般質問でもいろんなことを申し上げましたが、担当課長には、まず、入札、指名入札業者数、それから予定価格、最低価格、2番札、並びに、何ていうんですか、何回目の入札、要するに落札は何回目なのか等々をお知らせをいただきたい、こう思います。落札率等も含めて。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） それでは、お答えします。

もしかぬかってたらまたお願いしたいと思うんですが、まず、入札に関しての指名業者数ですが、これは13社でございます。3社ほど辞退がございまして、実際入札に参加されたのは10社となります。それと、

予定価格でございますが、消費税込みで1億3,597万5,000円でございます。それと、落札率ですが、92.6%になります。入札の回数ですが、1回目で落札になっております。それと、2番目の札でございますが、金額が1億2,700万でございます。（「社名もお願いします」と呼ぶ者あり）社名は有限会社岩本工務店でございます。（「最低価格は」と呼ぶ者あり）最低は、ちょっと待ってくださいね。——最低制限価格でございますが、消費税抜きで1億360万でございます。

以上です。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。13番、斎藤君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 今回の工事はこの地図を見ますと、吹野の御手洗さんというお宅までの本管工事と思われるわけですが、あと残りの中曽野地域、境界までの間、また枝線等あるわけですが、次の工事に関しましてはいつごろ予定されているのか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） 工事の概要でございますが、一応全体では2力年で現在完了する予定をもっております。今年度につきましては、そこの図面に掲載させておるとおりでございます。来年度残る

のが配水管の工事、これ皆町道の方へ埋めていくわけですが、それと、各家庭へ給水するための給水管の工事あるいは電気関係の設備、これが生じてきます。ということで、一応来年は、残りの工事につきまして、一応平成19年度のやっぱり夏になろうかなという、今のところ予定しているところでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第19、議第183号平成18年度中曽野簡易水道区域拡張工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案件は原案のとおりを決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第183号平成18年度中曽野簡易水道区域拡張工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第20．議第184号

○議長（後山 幸次君） 日程第20、議第184号鹿足郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第 20、議第 184 号鹿足郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員です。よって、議第 184 号鹿足郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

それでは、途中ではありますが、後ろの時計で午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 45 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

_____ . _____ . _____

日程第 21、議第 185 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 21、議第 185 号平成 18 年度津和野町一般会計補正予算（第 2 号）について、これより質疑に入ります。

6 番、河田君。

○議員（6 番 河田 隆資君） 1 点だけお伺いをいたします。21 ページの衛生費についてでございますが、その中で地域医療コンサルティング委託料300 万円ついておりますけども、どのようなことを調べるために委託をされるのか、また、委託先はどのような会社なのか、お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、御質問にお答えいたします。

委託料300 万、地域医療コンサルティング委託料でございますが、昨日来、病院の状況あるいは今後の病院経営につまましてる御質問等をいただいているところでございますが、町内におきましても、病院の運営の検討会等をもっておりまして、これまでに2 回、あるいは保健所を入れた会合等もこれまでに2 回もたせていただいておりますが、私どもの基本的に庁内でそういった協議をする場合、全体の地域医療を全体で考える上でどうしても専門性が欠けているという、言わざるを得ない状況ではあります。その中でるる協議は進めておりますが、コンサルに第三者的な意見、第三者的な意見というか、専門的な御意見を

いただくために、町の人口の推移でありますとか、患者の動向、あるいは町内において確保すべき医療機能というふうなるる病院経営も一つの項目ではございますが、地域医療全体を通しての今後の津和野町としての将来のありようというものをコンサルに委託させていただこうというものでございます。

委託先についてはまだ具体的に決めておりませんけれども、金額を出す、確定をするていいですか、おおよその金額が必要でございますので、前回厚生連さんの方で機能分担をしておりますが、そのときのコンサルタントの方に、一応先ほど申しましたような項目で調査をすればどの程度ぐらいになるだろうかということで、実は病院の事務長さん等を介して御相談申し上げたところ、３００万ぐらいでどうだろうかということで決めさせていただいております。細かいこれからの項目につきましては、今後細かい打ち合わせをした上で決めていきたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） ６番、河田君。

○議員（６番 河田 隆資君） 今の御答弁の中で、ちょっと確認なんですけれども、病院の経営に対してではなくて、町民の、津和野町における医療体制がどのような、民間のお医者さんも含めて、安心して住める

町を形成するにはどのようにしたらいいかという観点でお願いをする
ということですね。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 病院が、それ今の共存病院を切り離して考えるということはなかなか難しいと思いますけども、これまで課題でありました地域医療の考え方なり、圏域等の部分もございますが、そうした現在あるいは将来に向けての計画が必要であろうというふうに思っております。ただ、地域医療を中心とした考え方でまいりたいというふうには考えております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。13番、斎藤君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） ちょっと1点ほどお聞かせ願います。

土木費の都市計画の中でございすけども、スーパーモデル地区の委託料は減額されて、収入の部で対象外になったという御説明であったわけですけども、予算のとき説明があったかもしれませんが、スーパーモデル地区の都市計画に対してはどのような形の事業をやる予定であったのか。また、対象外になったのはどういう形で対象外になったのか、国の事業が予算上確保できないから全部やめたのか、あくまでも津和野地区を指定していたところが、だけ対象外になったのか、そ

の点中身をちょっと詳しくお知らせ願えたらと思います。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（長嶺 雄二君） スーパーモデル事業につきましては、これは旧津和野町の中のことでございましたけども、平成15年、16年と2カ年は社会実験、そして18年からは、17年からはスーパーモデル事業として採択をされておったところでございます。15、16と2カ年、これは社会実験の中でランジットモールあるいはパーク・アンド・ライド、こういったものをやってきたところでございます。その後、スーパーモデルになりましても、17年度も社会実験と同じようなことをやってまいりました。

今年度につきましては、この集大成的なものとしまして、パーク・アンド・ライドの代替交通であります循環バスの採算性についてやろうとしておったところでございます。18年度の認可を受けるための協議を国交省としたところ、同じような内容を何箇年もすることはこの事業では採択になりませんよということが今日になって明らかになったところであります。さらばということで、かわりの事業を模索して始めましたが、国交省が認可になるような事業がなかなか選択しできなかったということでございます。

ここに掲げてございました事業費につきましては、全額国の補助でということで計上してございましたけども、残りました部分、今回減額した分の残り 84 万円につきましては、津和野地区でやっております町づくり検討委員会、これを引き続いて町づくりのために検討委員会へ活発な御意見を戦わせていただくというための資料、御提案をさせていただく、こういったものの資料作成のために委託料として、これはこの事業から切り離しまして、町単費で、国の補助金がもらえないので、町単費としてやろうとするものでございます。あくまでも対象は津和野地区の橋南、橋北、こういった地区のことを指しておるものでございます。

○議長（後山 幸次君） 3 番、沖田君。

○議員（3 番 沖田 守君） ページでいいますと 23 ページ、畜産業費で基金補助金 300 万、説明をいただきましたので中身はよくわかります。これは町と農協と生産者でもって畜産振興基金を増設しよう、こういうもんだという説明でありましたから、それはそれで結構と思うんですが、従来どういう整理をしておるかというのが、担当は農林課長というよりは、行財政対策課長に所管になるんかもわかりませんが、合併前に旧日原あるいは旧津和野で、ある意味では出資と

いうふうな、あるいは出捐金というような形でそれぞれの妥妥った権利があると思うんですが、その整理の状況はつぶさにわからない。例えば、旧日原の場合で例を取り上げますと、青空運営委員会基金出捐金というふうなものが、わずかではありますが、30万ほど町が出しておるですよ。これは農協へ出して、農協でもって農協の負債勘定の中で受けておると、こういうふうな分なんです、あるいは、日原町肉用牛子牛事故補助金、旧津和野町にもあったんだろうと思うんですが、こういうものを500万ほど権利として持っとなると。こういうものの整理がどのようになっとなるかということと、今300万が財源内訳を見ると、これ農林課長であります、要するに一般財源のマイナスの200万でその他が500万とあるんじゃが、300万の補正をかける前に、ちょっと意味が私にはわからない。その他で500万を調達をし、一般財源が200万ほど要するに減額というような形に、この表で見ると、これどういう意味なのか、この財源の意味。あわせて、どちらからでも結構ですが、お伺いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） それでは、お答えをいたします。

2点あったかと思えます。両町、旧両町がそれぞれ出資しておりまし

た出資による権利というふうなことにつきましては、決算書の方で内訳として載せております。両町出資しておって、それぞれが両町で決算をしておっていただいたものをそのまま引き継いだというふうな形での整理となっております。

それから、今回の畜産振興基金の関係であります。基本的には旧日原町が出資をしておりました日原町肉用牛子牛事故互助会ということについて500万ほど出資をしておりました。この組織自体は解散をいたしまして、解散をするときに、出資していただいているものについてはそれぞれのところにお返しをするということでありまして、今回補正で歳入の方で500万の歳入を上げております。したがって、本来ですと、500万をそのまま出すというのが一つの考え方かも知れませんが、基金の造成の協議等、あるいは町の予算関係上のことがありまして、若干減額をさせていただいたということでもありますので、内訳としてそのような形になるということでもあります。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） そういうことになるんでようわかるんじゃないが、説明のときに残念ながらそういう説明なかった。今のようなことですが、関連があったということですね、今回の300万の基金造

成のためには従来の肉用牛子牛事故互助会を解散をして、一たん町に戻してもらったと、そして、そこから300万を出資をしたと、こういうことですからよくわかりましたが、そういう当初説明してもらわないとわかりにくいということ。

それで、関連するからちょっと申し上げておきますが、今幾らか青空運営委員会云々というような30万というふうなもんも返してもらおうとるんですかいね。それからその他、その他、議案とちょっと関係ないけえ申しわけないんだけど、しかし、ここに関係するから申し上げるけえ聞いていただきたいんですが、例えば益田地区ふるさと市町村圏振興基金出資金というのを、かなり多額なものを出資という形で権利を持っとるはずですよ。こういうふうなものの整理も今どういう状況になってるかというのを、ちょっと関係ないことにはなりますが、議長、お許しをいただいて、あわせて財政課長には御答弁をいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 先ほど御質問のありました青空運営委員会基金30万であります。17年度の決算書の出資による権利と、113ページであります、その方に載せております。それから、

益田地区のふるさと市町村圏振興基金 1 億 7,668 万 3,000 円がありますが、これも同様であります。決算年度末の現在高いうのはそれぞれ同額で載っておりますので、町としてはまだ返してもらっていないということであります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。6 番、河田君。

○議員（6 番 河田 隆資君） ちょっと先ほどのスーパーモデル事業のことについて御確認をさせていただきますけども、御回答では、町づくり検討委員会へ 80 万の予算を送ったというふうな御回答でしたけども、それが今までの経緯を見ますと、交通社会実験の時期、そしてスーパーモデル事業に入ってからもう結論がある程度出たんだと、私も一般質問で言いましたように、はいじゃあ、結論が出た、それを例えば巡回バスの運行を実現化するためにはどのようにしたらいいか、ことしそれについてやろうとしていたという御説明でしたけども、それをするためにはどうしたら、当然路線バスの業者さんなりタクシーとか、いろんな業者さんとの兼ね合いもありましょうし、また、津和野町が保有するバスをどのように運行利用するかという部分もあるでしょうから、そういったものを踏まえて、テーマを一本にして、町づくり検討委員会の中で話していただいて結論を求めようとした予算なのか、

それとも、町づくりのためならどういう分でもいいというふうなものなのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（長嶺 雄二君） 今年度分につきましては、３年間ほど巡回バスをやってきました。結論とすれば、巡回バスは大変有効な手段であるということはお答えをしたとおりでございます。さりとて、採算性については、採算度外視でやったもんですから、今年については採算性についても、そういった業者、あるいは前にも議員さんからも御指摘があったとおり、そういったものを踏まえて、計画をとってやるつもりでございました。

このたび残した予算８０万円につきましては、これは町づくり検討委員会の運営経費ではなくて、そのまた資料をつくるための委託費として残させていただいたものでございまして、これを国の事業できなかった分について、これも含めて、有効な資料提出、こういったものを考えてみたいというふうに考えております。

具体的に今どうこうということは、これというのはお答えできませんが、そういった具体性のある、具体性というのは、トランジットモールじゃなくて、パーク・アンド・ライドがより具体的な方向に行くよう

に、これは先ほど議員さんもおっしゃられた町の交通体系もあわせて、あるいは景観、こういったものも入ってくるかと思えますけども、そういったもんを含めたあらゆる面から計画を立てていきたいというふう
に考えているものでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。5番、平野君。

○議員（5番 平野 均君） 2点ほどお願いいたします。

23ページの林業総務費でございますけども、電気設備工事費、これは高津川森林で小瀬の加工場のことだろうと思えますけども、ここについては、新たな電気設備工事なのか、その下に機械設備解体処理工事ということが書いてあるんですけども、これ新たにそれをつけてふやすのか、あるいは、修繕をするのかというところなんですけども、それと同時に、あそこの設備については非常にもう老朽化して、使えない部分もだんだん出てくるんじゃないかというふうに感じておりますし、旧日原町時代に森林組合があそこから撤退したいんだというふうなお話もあって、何とか存続をということで現在やってるところであります。これから先老朽化が進んで、どんどんどんどん修理をかけて、または、修理できないから新たな設備投資というところも存続の中では考えられると思うんですけども、そこのところについてはどのような将来的

な把握をされておるのかということと、直接これには関係ないかもしれませんが、プレカット工場のお話が以前ありました。これについてはもう完全に老朽化して使えないんだと。修理すると、買いかえると多くかかるというふうなことでありましたけども、これもさりとて、そのままほおっておくということにはいかないと思うんですけども、これも関連して、将来的にどのような形に持っていくおつもりなのかいうことをお聞かせいただきたいことと、27ページの学校管理費の中で、需用費で光熱水費、当初の見込みより多くなったと、120万多くなったということでありますけども、これは小学校体育館の件ではないかなとは思うんですけども、当初、見込みより多くなったということよりは、当初予算に入れてなかったのか、これが1年使ってみて、これだけ実際に当初の計画より電気料が多くかかったのか。それで、結局このまんま120万ていうのがずっとふえていくのか、そののちをちょっとお聞かせ願いたいというふうに思ってます。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それじゃあ議員の御質問の第1点目の関係でございますが、林業総務費の関係でございます。ここに上げてあります電気設備、それから機械設備解体処理工事費でございますけども、

解体処理工事費、これはプレカット施設が6月の議会でああいったことで廃止をいたしました。先ほど議員さん申されましたように、もう老朽化して使えない状況だということで、これを解体撤去するものでございます。それに付随した電気設備工事が出てきたということで、電源が、プレカットがあることによって高圧の電源が来ておりました。それを通常の低圧の電源に切りかえる工事もあわせて行うということでございます。

そういったことで、ここの活用方法的なものは、ここは公募をしまして、高津川森林組合が応募されたわけでございますけども、そこで向こうから出た今後の活用方法とすれば、どちらかというと倉庫的な使い方をするということで、プレカット、あそこで加工という部門に主を置くものではないものでございます。そういったことになりまして、このプレカットを撤去する経費でございます。そういったことで、金額的には余り大きな経費ではございませんけども、本体を撤去、それから、まあ言えばくず鉄になりますので、そのものを差し引きした金額で上げさせてもらってるところです。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） 学校管理費の需用費、電気代であります

が、当初それまでの古い建物よりも年間40万ぐらい多く見積もっておったんですが、4月からスタートしていきまして、4カ月を経過したところでかなり不足が生じてきたということで、今回補正をお願いするものであります。

○議長（後山 幸次君） 5番、平野君。

○議員（5番 平野 均君） 農林課長に再度お伺いしますけども、プレカットのすべてを撤去して、それはまあくず鉄だと、ほんで、総合的な利用というのは、具体的にかなり広い面積がありまして、機械をのけると全部なくなってしまうと。あとの利用というのは、今電気工事というのは今の分でいろいろ電気系統だろうと思うんですけども、そのほかに将来的に機器を購入して設備投資をするということは考えられないということですか。やる可能性もあるということですか。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 現在あの施設につきましては、条例で残した機械もございます。そういったものは利用ができるということで、活用できる範囲ですという考え方、それで、先ほど申しましたように、倉庫的な使い方をしていく方向で森林組合は考えてるということでございますので、新たな機械の増設ということはありません。考えてはい

ないし、町もそれを投資してまであそこを今活用することはちょっと無理があるかなと思っております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 14番、竹内です。21ページの民生費のうちの児童福祉施設費のところでは賃金が165万2,000円、これ学童保育の関係だという御説明がありましたが、青原の保育所で新たに夏休みの学童保育が始まったわけですけども、これだけの職員の増員でなったのでしょうか、内訳を教えてくださいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 議員さんおっしゃいますように、学童保育の対応のための賃金でございます。内訳につきましては、済みません——青原を含む、今実施しております全部の保育園の不足分が計上してあるわけなんですけども、ちょっとお待ちくださいませ。——それぞれちょっと日数等違いますけども、個別に、木部の場合でいきますと、学童保育の対応臨時の賃金といたしまして、22日が計上してあります。それから、済みません、6,000円の単価で22日、賃金、それ以外に通勤費等も含めておりますので、臨時職員の賃金のみ申し上げたいと思いますが、6,000円の22日分を計上させていただいてお

ります。畑迫につきましては、これも22日の6,000円でございます。それから、日原はちょっと代替ということで、()等の職員の賃金でございますので、若干性格が違います。それから、青原保育所でございますが、これも6,000円の22日を計上させていただいております。総計がこのような金額というふうになっております。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 1点ほどお伺いしますが、22ページですが、斎場費ですね、工事請負費66万2,000円ほど計上してありますが、説明があったのか、私が聞き漏らしたのかわかりませんが、どのような工事であるのかお聞かせをいただきたい。ひょっとすると、御承知のとおり、今入り口付近非常に草がぼうぼう生えております。道の周りの樹木も倒れたり枯れたり、あるいは駐車場周り植栽が、もうつくった当時はきれいにうわっとったんですが、今ほとんど枯れた状態になっております。非常に景観的に、人生最後の場所としてふさわしいかどうかといえば、非常に寂しくような状況であると思います。

そのような工事がこの際されるのか、もしされたとすれば結構なんです。9号線の用地としてあそこを売買をすると、売却をするというふうなお話もございましたが、それに合わせてそのような景観整備な

りをされるのか、すべきであるというふうに私は思っておるんですが、その辺の予定、あわせてお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

御承知のように、あそこを建設したときに、やはり周りの環境整備については十分の配慮をするということが地元自治会、周辺の、そういうことでそういう確認もされておりますので、そのような配慮がぜひ欲しいなというふうに思っております。

もう1点、あわせて関連でございますのでこの際お聞きをしておきますが、斎場としてのこの工事請負費、この程度の金額じゃとてもできませんが、いわゆる機能の増強といいますか、設備の拡充といいますか、よくお話を聞くんでございますけれども、あそこで葬儀なり、あるいは通夜をした場合に、非常に、式自体の広さはそこそこあるんですが、組内の人、お世話をする組内の人、人が休憩をする場所もないとか、あるいは食事をする場所もないとか、非常にそういった面では非常にちょっと物足りない施設である。あるいは、御導師さんが控える場所もないとか、そういった形でもう少し斎場として充実させる必要があるんじゃないかと、それが望ましいという声をよく聞くわけでございます。

事務報告あたりを見てみますと、17年度が葬儀がたしか14件で

すか、通夜が12件ということで、もう最近、設立当初よりも非常にふえてきてるなということで、大変便利な必要な施設になってるというふうに考えております。4月以降もはっきりした数わかりませんが、相当な数の葬儀があそこでなされております。ぜひともそういう施設の拡充というのをこの際ぼちぼち考えた方がいいんじゃないかなろうかと、設立のつくるときに旧日原と旧津和野でどの程度の整備をするかということでいろいろ論議があったというふうなことは聞いておりますけれども、そのような町民の皆さん、使われた方々の強い要望が出ております。ぜひともこの際あわせて検討していく必要があるんじゃないかなろうかと思っておりますけれども、この点もあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） 斎場の件でございますが、まず、工事請負費の中で66万2,000円を計上させていただいております。これは火葬炉の、火葬するところの後ろ側に残骨灰というものが集まるところがございます。それを集めるために振動装置がついたフィルターを設置した機械がありますが、それが壊れてきまして、残骨灰がうまく集積といたしますか、同じとこにこう集まってこないということなん

で、周りにこう飛び散ったりとかいうことがちょっと最近発生しました。このために、これを修繕するためにこの66万2,000円が必要になるということで今回計上させていただいたところでございます。

それと、環境整備でございますが、確かに周辺ちょっと草がかなり伸びたところがございます、特に国道9号線からのりの方もかなり目立つようになりました。ここにつきましては、先般国土交通省の方へちょっとお願いしまして、なるべく早い時期にあのあたりを刈ってもらえないでしょうかということを今お願いしておる途中です。いずれここはきれいになるかなと思います。それと、下の方の植栽についても、これは町の関係になりますので、これもあわせてまたいろいろ対応考えてみたいと思っております。

それと、施設の拡充というか、広くするとかという、つきましては、もう1回、機能をもう1回再点検しまして、内部でちょっとこれは、これは建設費、もしかやるとしても建設費が相当かかると思いますので、考えさせていただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） まとめてすればよかったんですが、災害復旧についてですが、ちょっとこれわからないのでお尋ねしたい

んですが、今回のこの前の台風の災害で横道の方面、横道、一ノ谷方面
でしょうか、安蔵寺山の下の方のわさび田の被害が随分あったという
ことなんですが、この方の災害復旧の補助金とかそういう関係はどう
なるのでしょうか、ちょっと教えていただいたらと思うんですが。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（長嶺 雄二君） 7月の初めから中旬にかけての2回にわ
たる集中豪雨によりまして甚大な被害、局地災でありましたが出てお
りまして、議員御質問のわさび田もかなり被災を受けております。この
中で、4カ所につきましては既に災害の査定を受けているところでござ
います。この災害の査定を受けたところにつきましては、国の補助を受け
て今から改善していくと、復旧していくということになろうかと思ひ
ます。

補助につきましては、通常の場合は、農地は60%で今予算的には計
上してございますけども、これは増嵩申請という過程を通りますと、も
っと高額の補助に変わっていくということが期待されるところでござい
ます。まだ、この部分がまだ申請がしてございませんので、まだ国から
のそういったものが決まってきておりませんが、そういうことが望め
るところであります。

あと、それ以外のことにつきましては、農林課長の方から御説明をさせていただきますと思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、ただいま建設課長が申し上げましたように、わさび災害、国の補助事業にのるものについては4カ所ございましたので、それで建設課の方で対応をいただいたところでございますけども、残った小災害の箇所が7カ所ほどございます。そういったものは小災害の事業として、町単独で一応は要項もつくりました。そういった中で対応するということにしておるわけでございますけども、県の立ち上がる産地育成事業という、今わさびなり山菜なりの事業をやっとる分ございますけども、その辺の事業にものせていただけるといように県の方と相談をしたところでございまして、その事業である程度カバーをしながら、一応これ要項そのものが、事業費の8割までを補助しましょうということで要項をつくっております。その30%、30%ていいですか、県単の事業で3分の1までは県の財源をいただいて、その残った部分、約50にはなりません、40数パーセント分を町がつけて、最終的には受益者の負担は2割という形での災害復旧として行いたいということで、これは一応2カ年で復旧をするという、

一部個人で、個人といいますか、かなりの被災を受けた方おられますので、今年度、単年度だけで終了というわけにまいりませんので、そういうのは分けた形で実施をしたいと思っております。一応小災害でございますので、40万未満ということです。そういった事業としてやろうとしているところでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。9番、中岡君。

○議員（9番 中岡 誠君） 今農林課長さんの方からる説明がありました農業振興費のことでございます。23ページですけど、これに掲げてあります、この前の説明では、県の補助金であって、和牛関係では京村牧場とわさび事業ということでございました。それで、金額等も359万9,000円でございますが、その振り分けと、これ単年度で打ち切りかどうか、そのことをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 農業振興費の中の負担金補助の関係でございます。359万9,000円ということで今回補正をしたものでございますけども、今京村牧場の関係につきましては、このうちの県費の追加が140万7,000円でございます。それから、わさびの今先ほど申し上げました小災害については40万円未満ということで、事業

が、事業費まだ確定をしておりませんので、39万9,000円の6カ所ということで一応上げさせてもらっております。その8割までは出すという形で、これで191万5,000円なりましょうか、それが主な何でございまして、あとは従来のこの事業でやっていくものが、若干事業を確定したことによって小さい変動があったものでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかに。2番、下森君。

○議員（2番 下森 博之君） 小額のことではあるんですけども、24ページで、天文台関連施設つり銭準備金で区分貸付金ということでございます。小額であるがゆえに貸付金というところの性格がどういうものなのかなというちょっと疑問に思いまして、御説明いただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） 貸付金でございますが、つり銭の準備金でございます。歳入の方にも諸収入で上げております。

○議長（後山 幸次君） 2番、下森君。

○議員（2番 下森 博之君） つり銭準備金は書いてありますのでわかるんですけども、要は貸付金、どこに貸し付けられるものなのかということですね。天文台関連施設ということではありますが、どういつ

り銭なのかということと、あと、日原リゾート開発が運営されてるところのものに貸し付けをされるのかという、その辺を説明を聞きたいということでございます。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） 天文台につきましては、9月から直営という形になるわけですが、利用料を取る場合に、釣り銭を用意しておきませんと、おつりができないということございまして、ほかの施設でもそういうふうな形をとってるわけなんですけど、釣り銭準備金という形で3万円ほど用意をしておく。小銭がなくて、おつりを出さなきゃいけないということがありますんで、そうしたものを施設の場合は用意しております。

○議長（後山 幸次君） 2番、下森君。

○議員（2番 下森 博之君） 細かいことにこだわるようで大変申しわけないんですが、要は、区分のところに貸付金という言葉が出ておるので、貸し付けというちょっと思いの中で、どこに町のお金から貸し付けをするのかという素朴な疑問を持ったんでそれを聞かせていただいたわけですが、要は基本的には、どこに貸し付けるというものではなくて、町の直営の施設の釣り銭準備金として準備をしておくとい

う考え方であるということですね。ありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。15番、板垣君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 14ページに財産収入で、今回高津川森林組合の製材所に貸し付けてる土地の賃貸料といいましょうか、減免措置を講ずるということでありましたが、これは今回初めて生じた現象なのか、我々一組合員も高津川森林組合の総代会の資料等々を拝見させてもらいますと、組合自体の経営は非常に厳しいものがあり、この3月にも相当リストラ等もあったようでございますが、次年度以降この貸付金収入というものが見込まれるものなのかどうか、1点ほどお伺いいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） それでは、お答えいたします。

ことしに入りまして、高津川森林組合から要望書をいただきまして、こういう趣旨の要望をいただきました。それを受けまして、内部検討の結果、土地貸付料について減免をする結論を出させていただきました。これを17年度は減免はなしで、年額137万4,000円いただいておりますが、18年度につきまして、今回全額を減免をしたいということで、歳入予算を減額補正をするというものであります。森林組

合の、議員さん御質問のように、森林組合の経営の厳しいことを踏まえての要求を受けての措置だというふうに御理解をいただいてよろしいかと思います。

○議長（後山 幸次君） 15番、板垣君。

○議員（15番 板垣 敬司君） これは単年度の措置であって、次年度以降はまだ森林組合の経営努力の中でどうなるかわからないから、そこまでは考慮してないということでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） そのとおりです。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。17番、藤井君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 21ページの医療コンサルの、これは結論はいつごろになりますか。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 結論と申しますのは、選定の結論ということでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井君。

○議員（17番 藤井貴久男君） コンサルティング会社に委託するわけですので、その結論がどういうふうに、コンサルの結論はいつ出るの

かということです。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 大変失礼いたしました。目途といたしましては、12月議会前に一応の方針を出していただきたいというふうな要望をお願いしているところでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第21、議第185号平成18年度津和野町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案件は原案のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第185号平成18年度津和野町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第22．議第186号

○議長（後山 幸次君） 日程第22、議第186号平成18年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第２２、議第１８６号平成１８年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第１８６号平成１８年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第２３、議第１８７号

○議長（後山 幸次君） 日程第２３、議第１８７号平成１８年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第２３、議第１８７号平成１８年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第１８７号平成１８年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第２４．議第１８８号

○議長（後山 幸次君） 日程第２４、議第１８８号平成１８年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第24、議第188号平成18年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第188号平成18年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第25．議第189号

○議長（後山 幸次君） 日程第25、議第189号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 3番、沖田です。条例改正のときも質問をしたりしておりますが、せっかくいろんな事業、要するに、給水人口等々の問題で条例を廃止をして、要するに簡水に一本化せにゃならんと、こういうことですから、ごもっともだと思うんです。で、今度は会計についてはどうしても私わからないんですが、どうして区別をしていかなければならないのか。要は、旧津和野と旧日原で22年までは区別をしていかにゃならんということは、これは合併協定等々の確認の中で決められたことですから、それはそれでやむなしと思いますが、少なくとも上水を廃止して簡水に一本化すると、こういうことなんですから、旧津和野町の簡易水道事業収入の中に歳入は入れる、あるいは歳出もそこに入れるというような、こういう会計処理という、要するに予算処理というのはできないものかどうなのか。担当課長、私の質問が的を得ておらなかったら、的を得とらんと申したいんですが、どうも理解できんですが、いかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） 簡易水道の、旧日原簡易水道はこれは置いときまして、津和野が一本にならないかというところですが、今の、今まである津和野の簡易水道では、現在約5,600万円の鉅害特

別簡水ということで赤字を抱えております。これをなるべく早い時期に赤字解消というのが一つ大きな目的がございます。ただ、これ数年度ではなかなか解消が難しいということはもちろんありますが、やはり一般会計からの繰り入れあたりも含めていろいろ考えていかにやいけないことで、現在、赤字解消計画いうのをつくって、県の方ともいろいろ協議しながら、今、今年度からまた進めているところです。

そういうところを含めまして、津和野地区には赤字はもちろん抱えます、余剰金抱えておるわけですから、その会計を一応、せめて日原と一緒にするまでは区別して、わかるように、こちらでもやっぱり職員がはっきりわかるように、計算できるようにということで一応区別、今回はさせていただきます。普通なら一緒に、一緒くたにしてやったらいいかてなりますと、なかなか内部の会計処理がやはりちょっとかなり複雑になってまいります。赤字を抱えると、一方では赤字を抱えないとかいろいろそういうところで非常に複雑になってきますので、今回はあえて区別させていただいたところでございます。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） お話聞きゃあそうかなあと思うたりもしますがですよ、今一緒にしようとする上水の方は、多少は一般会計か

らの法定による繰り入れ等々はもちろんあるにしても、赤字にはなっておらないという、言うなれば多少は余剰金も出るようなこともあり得ると、こういうことだったと思うんですよ。であるならばですよ、私は、充当金で、繰り上げ充用金というような処理で、片方はやりよるわけですから、1日も早く、会計さえ、予算さえ許せば、できるだけ早く一般会計から繰り入れて、正常な形に戻すべきだというふうに思いますが、せめてこれを、会計を一つにするというのならば、そのようなことをおやりになる方がいいような気がしましたから質問いたしましたが、内部で十分御検討なさったんでしょうから、これ以上質問いたしません、私はそういうふうに思ったということを申し上げておきたい。ぜひできるだけ早い機会に私は一緒にすべきだというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。6番、河田君。

○議員（6番 河田 隆資君） 工事請負費について質問をいたします。私が聞き漏らした可能性が高いんで、かもわかりませんが、12ページの工事請負費、これは中川地区というふうな御説明であったと思いますし、その下の旧日原町、工事請負費2,196万等の分ですが、これは先日の臨時議会でもっともう入札が済んだ、その続きをやられよ

うとしているのか、やるとしたらいつごろ出され、入札をかけられる予定なのか。

それと、次の14ページも同じですが、塩ヶ原の追加分という、等々というふうな説明、笹山の配水管の弁がということを言われましたけども、詳細をもう少し詳しく御説明していただきたいのと、入札予定いつごろなのかお知らせ願いたい。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） それでは、もろもろの工事請負費について御説明させていただきます。

まず、12ページの工事請負費102万9,000円と言われますけど、これは、これは当初予算にお願い、可決いただいた中川地区の配水管改良工事、木部公民館からもと診療、木部地区の診療所ございましたけど、この間の区間でして、県道津和野田万川線に配水管を埋めさせてもらう工事です。以前は民地の中を全部通っておりまして、これを維持管理をしやすいために道路の中に埋めるという工事です。それがどうしても終点付近がやはり民地に入っておる場所が判明しましたので、60メートルほど追加させてもらう工事です。

それと、次の旧日原町簡易水道事業の工事請負費の関係ですが、これ

もやはり先般議会の方でお願いしました、日原統合簡水の柳地区への簡易水道の工事です。そやけえ、柳から今度は鬼ヶ峠というところがありますけど、それ鬼ヶ峠あるいは溪村、宿の谷というところがございますけど、ここへ向かうための追加といいますか、続けての継続の工事になります。工事の発注の予定は約11月ごろを予定しております。ただ、今設計をしている最中ですので、これができ上がり次第また行いたいと思ってるということです。

それと、もう1点ですが、14ページの工事請負費ですが、これは先日説明させていただきましたが、地区としては和田地区、和田集落へ向かう水道管の配水管布設工事になります。これは、和田地区は現在飲料水供給施設ということで独自の水源から水をとっていますが、その水源地のすぐ真上を大規模林道、これは緑資源機構という国の機関が施行する林道がございますけど、これが通過する予定になっておりまして、そうなりますと非常に水がかかるおそれと、あったとしても、もう非常に濁って汚れるという危険性があるということで、緑資源機構の方がほかの水源はないだろうかということで、ボーリング調査も何箇所か進めてきましたが、いずれも水量はあっても、水質に非常に危険性があるということで断念しまして、それならば、上水の方から水を引

いた方がお願いできないだろうかという相談がありまして、今回そういう方向で予算を出させていただいたところです。

ということで、これが全部の工事ではありません。とりあえず今回は塩ヶ原地区への工事を予定してますので、これまでの工事をとりあえず今年度は行いまして、それ以降の和田集落への工事は、また翌年度か、その翌々年度あたりにまた予定させていただきたいという内容でございます。

済みません、もう1点、今の工事の、工事の着工予定ですが、現在のところ10月下旬を予定しております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。答弁漏れがあるかいね。

——答弁漏れがありましたかいね。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第２５、議第１８９号平成１８年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。本案件は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第１８９号平成１８年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

日程第２６．議第１９０号

○議長（後山 幸次君） 日程第２６、議第１９０号平成１８年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第２６、議第１９０号平成１８年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。本案件は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第１９０号平成１８年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

日程第２７．議第１９１号

○議長（後山 幸次君） 日程第２７、議第１９１号平成１８年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。３番、沖田君。

○議員（３番 沖田 守君） ３番、沖田です。この農業排水集落特

別会計でおやりになった経過というのは、事業導入の経過からいろいろあったんだろうと推測をいたしますが、上水道会計と、要するに企業会計の事業も簡水の中に入れたというような経過もあったりすれば、できるものなら、この集落排水事業会計なんかも一本化する必要があるんじゃないかと思いますが、法律の建前上できないとか、そういうことを勉強しとるわけじゃありませんから、できないのなら仕方がないけども、まあ今議会ではもう既に手おくれであります、もしできるなら12月議会にでも御提案をいただいて、一本化するような道が私は望ましいんじゃないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） 農業集落排水と、もう1本は公共下水道事業ということで今分けております。それぞれ補助金の出るところは農林水産省、国土交通省と違うところありますが、ちょっと法律的なところもちょっと解釈をこちらで内部でちょっと検討させていただきますが、今の点につきましてはもう一度内部で検討させていただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第２７、議第１９１号平成１８年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第１９１号平成１８年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

それでは、後ろの時計で２時２５分まで休憩いたします。

午後２時１０分休憩

.....

午後 2 時 25 分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第 28. 文教民生常任委員会所管事務調査報告について

○議長（後山 幸次君） 日程第 28、文教民生常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

文教民生常任委員長の報告を求めます。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） それでは、お手元にございます報告書を読み上げさせていただきます。報告にかえさせていただきます。

平成 18 年第 4 回定例会（6 月）において許可をいただきました所管事務調査の結果について、津和野町議会会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記。1、調査事件、障害者自立支援及び地域医療に係る状況把握について。

2、調査の経緯、（1）障害者施設の現状を把握するとともに、新法の制定に伴う影響を調査した。（2）石西厚生連への町よりの資金貸し

付けに伴い、石西厚生連の経営及び業務運営状況を把握するとともに、経営の大きな要因となる医師確保の問題について調査した。

3、調査年月日、平成18年7月27日木曜日、机上調査並びに現地調査、平成18年8月25日金曜日、現地調査、平成18年9月11日月曜日、机上調査。

4、出席者、文教民生委員会6名、議長、事務局長、説明員として、健康福祉課長、つわぶきの里共同作業所指導員、石西厚生農業協同組合連合会会長ほか4名、石西厚生農業共同組合連合会職員10名でございます。

5、調査内容、この(1)というのは、2の調査経緯の(1)と(2)の(1)に対応しております。健康福祉課長より、障害者自立支援法についての説明を受けた後、つわぶきの里共同作業所に場所を移し、施設見学と聞き取りによる実態調査を行いました。

つわぶきの里は現在9名の通所者がおられ、3名の指導員と2名のボランティアスタッフにより運営されております。作業内容は箱の組み立てや袋入れ作業などで、主に町内企業からの受注です。平成17年度までは、「県手をつなぐ育成会」からと県及び町から合計430万円の補助を得ておりましたが、本年より、「県手をつなぐ育成会」からの

補助金にかわり、法人格を持つことが国からの補助を受ける条件となり、このたび10月をめぐりにNPO法人格の取得手続をされております。町への要望としては、通所のための交通手段の確保を上げられております。

(2) 津和野共存病院に出向き、津和野・日原両共存病院を初めとする石西厚生連の経営並びに運営状況、医師確保の状況について、経営側、職員側それぞれの立場から聞き取り調査を行いました。

平成18年度収支計画として、医師不足や診療報酬改定などを主な理由に、8,964万5,000円の赤字を当初より計上せざるを得ない状況にありましたが、その後、予期せぬ事態として整形外科医師の引き上げが決定し、さらなる収支悪化が予想されることから、収支計画の修正を迫られております。その結果、平成18年度収支計画は1億4,527万7,000円の赤字見込みとなっております。

職場環境については、看護師が減少しており、それが看護師1人当たりの労働環境を過酷にする症候が見え始めております。また、夏季一時金については、基本給の1.1カ月分（前年度は1.8カ月分）で妥協されております。当初、病院問題の情報共有という側面において、労使間に意見のすれ違いが見受けられましたが、新たな協議機関を設置し、病

院の今後に向けて労使一体となった取り組みをしようとする体制が整いつつあります。

医師確保については依然として厳しい状況にあり、今後さらなる医師引き上げの懸念も発生している状況にあります。大学当局への折衝など継続して行われていると同時に、インターネットでの公募、エージェントへの登録・依頼など、さまざまな取り組みをされております。

6、調査結果、(1) 障害者自立支援法の施行により、障害者の方の利用料等が一律原則1割負担となりましたが、これは通所並びに入所意欲を減退させかねない懸念を有しております。今後、町としては、利用料の方針について、あるいは利用者負担増を一層のサービス向上を通して、利便性を図り、補っていくことが重要となると考えております。また、つわぶきの里においても、本年からの委託金は、これまでの県分と合わせて町の裁量によるところとなっております。今後、障害者の方へ過大な負担が生じないような方針のもと施策が進められるよう注視していく必要性を感じたところであります。

(2) 石西厚生連平成18年度収支計画は下方修正され、町からの貸付金1億900万円は本年度中に消化し、再び資金の枯渇が発生することが予想されます。一方で、収支を悪化させる大きな要因となってい

る国の制度改革は、今後も療養病床の廃止及び縮小を初め、さらに厳しさを増す見込みであると同時に、石西厚生連側の内部改革も夏季一時金の大幅削減からも判断されるとおり、限界のところまで来ている状況にあります。

そうした現状にかんがみたとき、病院の今後については、単なる経営論のみにて考慮されるべき問題ではなく、地域医療という社会的使命を有した側面からの判断に軸足を置く時期に来ていると感じました。そんな意味から、行政、議会が今まで以上に関与を強めていく必要性を認識しております。

また、医療問題に関する国の方針等を初め、一経営体にすぎない石西厚生連のみでは対処できない問題もあり、議会としての機能分担のもとにそれらを補うべき役割を見つけ、果たす責務を感じております。

ということで、以上で、報告とさせていただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

6 番、河田君。

○議員（6 番 河田 隆資君） 共同作業所について御質問をいたしますけども、これを運営されるに当たって、今県及び国から430万円の補助をいただきながら運営をされていると。行かれた、そこへ通所され

る方々の生き生きとしたお顔は常に見ておりますけども、中でのスタッフの御苦勞というものははかり知れないものがあると思います。この430万円で十分にやっていけるのか、それとも、もうぎりぎりなのか、もう少しふやしてほしいという御意見があったのか、そのところはどのように聞いておられるか。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） 今報告書にも述べましたとおり、支える側としましては、3名の指導員と、それから2名のボランティアスタッフで運営をされておるということでございます。特にこのNPO法人格を取得されることによって、今まで以上に会計、それから事務、その辺の正確さも問われるということもございまして、その辺のしっかり人員もとっていかねばならない中で、大変な、運営としては今後大変だろうということは申し上げておられました。そうした中で、補助金の増額をとということまでは言葉としては出ておりませんで、何とか今の体制で一生懸命頑張っていきたいんだという力強い決意は述べておられたということでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 厚生連について少しお聞きいたしま

す。厚生連の赤字が18年度8,900万ばかりの計上せざるを得ないという中で、また中間計画では修正ということで1億4,500万を赤字と見込むということでございますが、きょうの報告の赤字の要因以外で、こういう赤字になるかというような調査はされているのか。きょう今説明の中で、この文章の中で報告書に書いてる以外で赤字の要因になるようなことを調査しているのか、お聞きいたします。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） 今回下方修正をされたということで、最も大きな原因であるというのは、整形外科医師の引き上げによる減収ということ、これがまあ本当に大きな理由でございます。それについて、あと以外にこの下方修正の大きな要因となったものということについては、我々の調査では聞いておりません。

○議長（後山 幸次君） 16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 私たちも6月定例議会後に厚生連の方に説明を受けたわけなんですけど、その中で、赤字の要因としては通院患者が激少している、また、入院患者も減っている、利用者が、人口の減によるそういった面も大きいというような説明があったと記憶しておりますが、最近の町民の話の中で、大変入院する患者の拒否、入院さ

せてくださいとお願いしても入院をさせていただけない、また、治療に行っても、あなたは民間の病院で診ておられるので、うちでは診られないという医療拒否、こういった話を大変最近聞いとるわけですよ。そういった面について審査されたのか、もう一度聞きます。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） 基本的にはそういう個別の苦情を申し上げて見解を求めるというような調査はこのたびの委員会調査ではやっておりません。そのスタンスといいますのが、基本的に今調査の方法ていろいろあるかと思いますが、例えば100条調査等で議会から議決をいただいて、きちっとした権限のもとでいただいている調査であれば、またより深く、より強くそういう突っ込んだ質問というのもできるかというふうに思っておりますが、今回あくまでも委員会の事務調査という権限でございます。そして、これについても執行機関であります、例えば健康福祉課でありますとか、そういった課の調査であるならば、また深く突っ込むこともできるかと思いますが、いかんせん相手も外部機関ということもありまして、その辺がやはり多少そういう立場も配慮しながら質問をしていかなければならないという、そういうある意味事情もありまして、緩やかな質問にならざるを得ない、

そういう状況にもあったということ、御理解をいただければありがたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、文教民生常任委員会所管事務調査報告を終了いたします。

日程第 29. 経済常任委員会所管事務調査報告について

○議長（後山 幸次君） 日程第 29、経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員長の報告を求めます。委員長。

○経済常任委員長（河田 隆資君） それでは、皆様にお配りした文書を読み上げまして、御報告にかえさせていただきます。

平成 18 年度第 4 回定例会（6 月）において許可をいただきました所管事務調査の結果について、津和野町議会会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記。1、調査事件、町内にある第三セクターの現状把握について。

2、調査の経緯、合併したことにより、町内各第三セクターの実態を

把握し、より理解を深め、今後の予算審査の参考（統合整理の可否を含む）とするために所管事務調査を実施した。

3、調査年月日、平成18年8月31日（木曜日）、机上調査及び現地調査2カ所。

4、出席者、経済常任委員6名、議長、事務局長。（株）日原リゾート開発、机上調査、説明員、商工観光課右田課長、田村課長補佐、斉藤主査。（株）杣の里よこみち、現地調査、説明員、三好隆氏（代表取締役）。（有）フロンティア日原、現地調査、説明員、斉藤宜文氏（代表取締役）。

5、調査内容、①事業内容、②現役員構成、③運営の現況、④運営上の課題及び問題点、以上の4点について調査いたしました。

6、調査報告、（株）日原リゾート開発、①天文観測施設及び附属休憩休養施設の管理運営、天文観測等に関する教育文化活動の育成指導、観光事業並びに地場特産品の販売事業、その他左記に附帯関連する業務。②取締役8名、監査役2名、代表者は中谷文一氏です。③累積赤字が1,245万3,970円存在している。（平成18年3月末現在）平成15年202万円、平成16年39万円、平成17年19万円の利益を上げており、少しずつではあるが赤字解消に努力している。赤字解消

目標を5年後にしている。本年9月より指定管理者制度の導入により、天文台、星と森の科学館、天文資料館を津和野町が直営することになった。④今後は収益性を高め、累積赤字を解消し、津和野町内にある経営内容が類似の会社と経営統合し、地域活性化を目指す会社に改変していきたい。

(株) 杣の里よこみち、①自然体験宿泊交流施設「杣の里よこみち」の管理運営、農林産物の加工製造及び販売、その他左記に附帯関連する業務。②取締役12名、監査役2名、代表者は三好隆氏。③営業総収入が好調時には4,000万円前後あったが、近年1,000万円前後になった。17年度収入は約1,100万円（宿泊58%、農加32%、木工10%）であった。体験学習、贈答品販売、イベント参加を積極的に行っている。④地元での原材料の確保、労働力の確保及び後継者の育成、専門的技術集団への移行、滞在型への増進、新商品の開発、節税対策と事業管理体制の強化、インターネットの活用等の取り組みを図る。

(有) フロンティア日原、①農業生産物の栽培の研究開発及び技術指導、農業、林業、土木、建築業等の受託並びに委託に関する事業、農林畜産物の生産加工並びに販売、建築物、公園、道路、諸施設並びに附帯する施設の保全管理及び清掃受託業務、労働者派遣事業の適正な運営

の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律に基づく一般労働者の派遣事業、上記に附帯関連する一切の事業。②取締役5名、顧問1名、監査役2名、代表者は斉藤宜文氏。③受託料（西いわみ農協、堆肥、育苗、ライスセンター業務666万円、津和野町、人材派遣2,044万円）農作業受託料401万円、その他事業収入152万円（平成17年度）、当期純利益16万円、当期末処分利益238万円。④堆肥、育苗、農作業受託事業に本腰を入れて拡大したい。年間を通して生活が安定するようその他の事業にも積極的に取り組みたい。機械の老朽化が進んでおり、今後更新時期を迎えるが、経営圧迫にならないか心配される。

7、調査結果、（1）（株）日原リゾート開発、天文台、科学館が津和野町の直営になったため、営業活動だけを本格的に行える体制になった。雇用体制、勤務体制の見直し等、健全化への努力が見られる。5年を目標に累積赤字の解消を掲げており、一層の経営努力を望む。

（2）（株）杣の里よこみち、会員の高齢化により、積極的な活動が思うようにできなくなっている。好調な部門もあるようなので、会員の英知を結集して、いま一度奮起されることを望む。

（3）（有）フロンティア日原、今後シルバー人材派遣センターとの

競合が見込まれる。本来の農業部門収益の拡大への一層の努力を望む。

8、総括意見、総務省より平成15年12月通達の「第三セクターに関する指針の改定」に基づいて調査を行いました。町出資比率が50%を超える第三セクターの調査を行ったわけですが、補助金と違い出資金ですので、各第三セクターが独自の営業努力により自己出資比率を高め、最終的には100%民間出資で経営できるよう努力されたい。

以上、津和野町議会議長後山幸次様、経済常任委員会委員長河田隆資。

○議長（後山 幸次君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。
ありませんか。4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 日原リゾート開発の最後の部分に、今後の問題で津和野町内にある経営内容が類似の会社というのがございますが、具体的には何ですか。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○経済常任委員長（河田 隆資君） 日原リゾート開発の計画の中にそのように盛り込まれておりました。恐らくリゾート開発が望まれているのは、例えば、所轄外ではありますが、農産物を扱ってるなごみ、株式会社津和野とか、石西社とかの統合が将来的にはできないか、一緒に手を携えて努力したいということであつたろうと思います。ただし、出

資者がまちまちでございますので、それに統合するにおいては相当な壁があると考えております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、経済常任委員会所管事務調査報告を終了いたします。

日程第30．発議第4号

○議長（後山 幸次君） 日程第30、発議第4号地域医療体制確保に関する意見書（案）についてを議題といたします。

本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、発議第4号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第30、発議第4号地域医療体制確保に関する意見書（案）について採決いたします。この表決は起立によって行います。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。よって、本案件は意見書第2号として各関係機関に提出することに決定しました。

日程第31．発議第5号

○議長（後山 幸次君） 日程第31、発議第5号飲酒運転追放に関する宣言決議（案）についてを議題といたします。

本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、発議第5号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第31、発議第5号飲酒運転追放に関する宣言決議（案）について採決いたします。この表決は起立によって行います。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第32. 請願第3号

○議長（後山 幸次君） 日程第32、請願第3号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取り締まりに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第 3 2 号、請願第 3 号出資法の上限金利の引き下げ等、
「出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取り締まりに関する法律」及び
「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願についてを採決
いたします。請願第 3 号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、請願第 3 号は
採択と決しました。

_____ . _____ . _____

日程第 3 3. 請願第 4 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 3 3、請願第 4 号国の療養病床の廃止・削減計画の中止等の意見書採択等を求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りします。本請願につきましては、会議規則第 9 2 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1 4

番、竹内君。

○議員（１４番 竹内志津子君） １４番、竹内です。この請願に対して紹介議員となっておりますので、賛成討論に参加したいと思います。

さきの通常国会において医療制度改革関連法が成立しまして、その中の一部分でございますが、今後６年間で現在３８万床ある療養病床のうち２３万床、これは６割にも及ぶものなんですけども、削減計画が出されております。島根県に当てはめると、現在３,０００床ある療養病床のうち１,０００床の介護療養病床は全廃されます。約２,０００床の医療療養病床は８,０００床削減されるということで、大きな削減になります。

実際、我が町にあります日原共存病院、これは療養型でありますので、先般の文教民生常任委員会でのその調査を行ったときも出されておりましたけども、日原共存病院の３階にあります介護療養型の病床今３６床ありますけども、これは全廃ということだそうです。それから、２階の医療療養型病棟４３床のうちのこれも多くが削減されるということになりまして、昨日から問題になっております共存病院の存続にかかわる大きな問題であります。これが実施されますと、病院を存続することが難しいような状況になります。

それから、ベッド削減によって、入院患者がどこに行き場を求めるかということになりますけども、介護保険の関係でも、介護保険関係の施設のベッド数もう県内ではもう国の標準ぎりぎりのところまで来ているということで、行き場がなくなるということになります。医療難民、介護難民がたくさん出てくるということで、これは大きな問題でありますので、ぜひともこの療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書を上げていただきたいというふうに思っておりますので、賛成討論に参加いたしました。

○議長（後山 幸次君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第33号、請願第4号国の療養病床の廃止・削減計画の中止等の意見書採択を求める請願についてを採決いたします。請願第4号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、請願第4号は採択と決定しました。

_____ . _____ . _____

日程第34．請願第5号

○議長（後山 幸次君） 日程第34、請願第5号石西厚生連への平成18年度財政支援に関する請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りします。この請願については、議長を除く全員で構成する請願審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は議長を除く全員で構成する請願審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置されました請願審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く全員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く全員の方を請願審査特別委員会の委員に選

任することに決定しました。

休憩中に請願審査特別委員会の正副委員長の選任をお願いいたします。

これより暫時休憩といたします。

午後 3 時 05 分休憩

.....

午後 3 時 12 分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続いて本会議を再開いたします。

先ほどの休憩中に請願審査特別委員会の正副委員長を選任いただき、委員長に藤井貴久男議員、副委員長に下森博之議員、それぞれ選任されましたので、御報告をいたします。

それでは、ここで選任されました委員長よりごあいさつを受けたいと思います。委員長。

○請願審査特別委員長（藤井 貴久男君） ただいま設立されました請願特別審査委員会の委員長に選出をいただきました藤井でございます。地域医療に関する問題についての請願でございます。ある意味では公的な役割を果たしております石西厚生連の陳情ということでございます。誠心誠意努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、

委員の皆さんにもよろしく御協力をお願いを申し上げるところでございます。

なお、議長にお願いでございますが、閉会中の審査並びに管外調査の許可をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございます。請願審査特別委員長から、請願審査について、閉会中の審査申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の審査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

また、あわせて管外調査の承認要求が出されておりますので、これを許可します。

_____ . _____ . _____

日程第 3 5. 請願第 6 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 3 5、請願第 6 号「石西厚生連抜本的経営改善」に関する請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであり

ます。

お諮りします。この請願については、先ほど設置された請願審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は請願審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

追加日程第 1．意見書第 3 号

○議長（後山 幸次君） 先ほど請願第 3 号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取り締まりに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願について、及び、請願第 4 号国の療養病床の廃止・削減計画の中止等の意見書採択を求める請願についてが採択されました。この請願は意見書の提出を求める請願であります。つきましては、意見書第 3 号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取り締まりに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願について、及び、請願第 4 号国の療養病床の廃止・削減計画の中止等の

意見書採択を求める請願についてを日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 とし、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第 3 号を追加日程第 1 とし、意見書第 4 号を追加日程第 2 とし、日程に追加し、議題とすることに決定しました。日程の追加をお願いいたします。

暫時休憩とします。

午後 3 時 17 分休憩

.....

午後 3 時 40 分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

平成 18 年第 6 回 9 月津和野町議会定例議会日程第 3 日目に追加をさせていただきます。

追加日程第 1、意見書第 3 号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取り締まりに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第3号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより追加日程第1、意見書第3号を採決いたします。本案件は原

案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

追加日程第２．意見書第４号

○議長（後山 幸次君） 追加日程第２、意見書第４号国の療養病床の廃止・削減計画の中止等の意見書採択を求める意見書についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第３９条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第４号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより追加日程第2、意見書第4号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

なお、今定例会において受理した陳情書は、お手元に配付のとおりであります。

_____ . _____ . _____

○議長（後山 幸次君） お諮りをいたします。以上で本日の日程は全部終了しました。（「議長」と呼ぶ者あり） 3番、沖田君。

○議員（３番 沖田 守君） 発言をお許しをいただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

○議長（後山 幸次君） 議事進行でございますかいね。

○議員（３番 沖田 守君） いえ、そうじゃございません。

○議長（後山 幸次君） 議事進行でないと、発言を認めるわけにいかないんですが。

○議員（３番 沖田 守君） 午前中の一般質問で私の不適切な発言があったのではないかとということで、改めて私が申し上げておきたいと思いをすることを発言をさせていただきたいと、こういう趣旨です。

○議長（後山 幸次君） 発言を認めます。

○議員（３番 沖田 守君） 実は一般質問の段階で、普段私が使っております、言うなれば方言のような気持ちで「沖田のとうじんの発言を」というような発言をいたしました。休憩中に同僚議員から御心痛をいただいて、御心配をいただいて、それは問題発言ではないか、差別用語ではないかと、このような御親切なお言葉がありまして、私もいささか気がかかりましたので、そうではないつもりで使ったつもりではあります、少し勉強させていただいたところ、「とうじん」というのは、道楽や、言うなれば、みだりに財産等をつぶしてしまうというようなば

かげた人間だというふうな意味合いのときに使うというふうに辞書にもございましたので、私自身使いまして、安心をしたわけでありまして、仮に執行部等に、これテレビ放送でありますから、沖田の発言はまことに不適切、差別用語を使って相ならんというようなおしかり等もあるかも知れませんので、改めてそのようなつもりで使った言葉ではないと、適切には、今申し上げたような、そういう意味合いの言葉として使わせていただいたということを改めて申し上げておきたいと、こういことであります。よろしくお願いします。

○議長（後山 幸次君） それでは、お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、以上をもちまして本日はこれで散会することに決定しました。本日はこれで散会いたします。どうも御苦労さまでございました。

午後3時45分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。
年 月 日 議長 署名議員 署名議員

目 次

第1号（11月24日）

告 示	
.....	1
応招議員	
.....	1
議事日程	
.....	2
本日の会議に付した事件	
.....	2
出席議員	
.....	2
欠席議員	
.....	2

事務局職員出席者

..... 3

説明のため出席した者の職氏名

..... 3

開 会

..... 3

会議録署名議員の指名

..... 3

会期の決定

..... 3

町長提出第 2 0 2 号議案

..... 4

閉 会

..... 7

署 名

..... 8

津和野町告示第 81 号

平成 18 年第 7 回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成 18 年 11 月 17 日

津和野町長

中島 巖

1 期 日 平成 18 年 11 月 24 日

2 場 所 津和野町役場 日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

村上 義一君

下森 博之君

沖田 守君

青木 克弥君

平野 均君

河田 隆資君

青木登志男君

原 秀君

中岡 誠君

須川 正則君

滝元 三郎君

道信 俊昭君

斎藤 和巳君

竹内志津子君

板垣 敬司君

村上 英喜君

藤井貴久男君

後山 幸次君

○応招しなかった議員

平成 18 年 第 7 回（臨時）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第
1 日）

平成 18 年 11 月

24 日（金曜日）

議事日程（第 1 号）

平成 18 年 11 月 24 日 午

前 9 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提出第 202 号議案 津和野町教育委員会委員の任命

について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提出第 202 号議案 津和野町教育委員会委員の任命

について

出席議員（17 名）

1 番 村上 義一君

2 番 下森 博之君

3 番 沖田 守君

4 番 青木 克弥君

5 番 平野 均君

6 番 河田 隆資君

7 番 青木登志男君

8 番 原 秀君

9 番 中岡 誠君

10 番 須川 正則君

11 番 滝元 三郎君

12 番 道信 俊昭君

13 番 斎藤 和巳君

14 番 竹内志津子君

16 番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

欠席議員（１名）

15 番 板垣 敬司君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 助役

沖田 修君

参事 水津 正君 総務住民課長

山岡 浩二君

教育次長 水津 良則君

午前 9 時 00 分開会

○議長（後山 幸次君） おはようございます。

本日は、平成18年第7回津和野町議会臨時会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。本臨時会は、人事案件1件について御審議いただくわけですが、皆様方の慎重な御審議をよろしくお願いをいたします。

15番、板垣敬司議員より欠席の届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、平成18年第7回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

_____ . _____ . _____

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、2番、下森博之君、3番、沖田守君を指名いたします。

_____ . _____ . _____

日程第2．会期の決定

○議長（後山 幸次君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の臨時会の会期は本日1日限りとした

いと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） はい、御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3．議第 2 0 2 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 3、議第 2 0 2 号津和野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 改めておはようございます。11 月も後半に入りまして、寒さを感じるようになりますけども、本日は、そうしたさなか、臨時議会をお願いを申し上げましたところ、議員の皆様方には繰り合わせて御出席をいただき、大変ありがとうございました。

本臨時議会は、ただいま議長さんの方から調整していただきましたように、津和野町の教育委員会委員の任命についてをお願いを申し上げたいと、このように考えておるところでございます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議第 2 0 2 号津和野町教育委員会委員の任命について、津和野町教

育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。平成18年11月24日、町長提出。

お願い申し上げたい方の住所、島根県鹿足郡津和野町中曽野943番地、氏名、大内宗泰、生年月日、昭和20年12月2日、現在60歳でございます。

今回の委員の任命は、現委員の後藤博委員さんが、今年12月5日をもって任期満了となりますので、その後任として大内氏を任命したいというものでございます。

大内氏の主たる経歴でございますけども、益田東高等学校に長らくお勤めございまして、この間、副校長あるいは校長等、多年にわたって歴任をされまして、平成14年3月に御退職になっておられるわけがあります。で、退職後の今日までの公職歴等でございますが、現在保護司をお務めでございますし、また、島根県県立津和野高等学校の評議員を務めていらっしゃいます。それから、民間団体歴等でございますけども、津和野町の日本語教室、これは、にほんごであそぼう鯉こいという名称だそうでございますけども、その代表、そして、津和野町地域子供教室、これは、つわぶきわくわく広場と称しておりますけども、そ

れの代表、それから、木部地区通学合宿実行委員会の会長、木部子供安全みまもり隊の代表、そして、木部地区の体育連盟の会長等、現在お務めいただいております。

温厚潤達なお人柄でございまして、学校教育はもちろんのことでありますけども、各般にわたって豊富な御経験とすぐれた識見をお持ちのお方であると、このように考えております。

御同意を賜りますようによろしく願いを申し上げます。

なお、お申し抜かりましたが、御同意をいただきますと、大内氏の教育委員としての任期は今年12月の6日から4年間ということになるわけであります。

よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） はい、以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） はい、ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） はい、御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより議第202号津和野町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後山 幸次君） ただいまの出席議員は16名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人に13番、斎藤和巳君、12番、道信俊昭君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（後山 幸次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（後山 幸次君） はい、異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載の上、投票願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により反対とみなすことになっております。

順次、議席順で投票を願います。

〔議員投票〕

○議長（後山 幸次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。13番、斎藤和巳君、12番、道信俊昭君の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（後山 幸次君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票であります。これは、先ほど出席議員数と符合しております。そのうち、賛成16票であります。以上のとおり全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。以上をもちまして本臨時
会に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7
条の規定により閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） はい、御異議なしと認めます。よって、本臨
時会は本日で閉会することに決しました。

お疲れさまでございました。

午前9時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名す

る。 年 月 日 議 長 署名議員 署名議員

